

みやぎ子ども・子育て幸福計画

(令和2年度～令和6年度)



宮 城 県

「子育てにやさしい宮城県」さまざまな支援施策の充実へ！



子どもは、宮城の希望であり、未来を創る存在です。子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せはもとより、我が県の未来を構築することにつながる県全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

全国的に進行する少子化は深刻な状況となっており、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。家庭や地域で子どもを育てる機能が低下し、いじめ・不登校・児童虐待の増加、子どもの貧困や待機児童の発生など、子どもと家庭をめぐる問題は一層、複雑化・多様化しています。

本県においては、みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生き育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、平成27年3月に「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」を策定し、これまでさまざまな施策に取り組んでまいりました。

また、平成27年10月に制定された「みやぎ子ども・子育て県民条例」の基本理念の下、子どもを一人の人として尊重し、全ての子ども及び保護者が必要とする支援が受けられるよう、関係機関や団体等と連携し、妊娠期から子育て期の各段階に応じた総合的かつ切れ目ない支援を行ってまいりました。

このような中、国の制度改正や子育て支援ニーズの多様化、子どもと保護者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、子ども・子育て支援施策のさらなる充実を図るとともに、東日本大震災による影響を受けた子どもを中長期的に支援するため、次期5年間の計画として「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」を策定しました。

子ども・子育て支援の充実は、少子化に歯止めをかけ、地域に活力をもたらすためにも必要な「未来への投資」です。

本計画に基づき、県と市町村が一体となって、さまざまな子ども・子育て支援施策に取り組み、企業、関係団体等の皆様と連携して、子どもを生き育てる希望や喜びを、地域全体で共有できる社会づくりに邁進してまいります。

皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和2年3月

宮城県知事 村井 嘉浩

目 次

I	「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」の策定にあたって	
	1 計画策定の趣旨	1
	2 計画の位置づけ	2
	3 計画の期間	2
	4 計画の推進体制及び進行管理	3
	5 市町村等との連携・協働	3
II	計画の基本理念等について	5
III	計画の基本理念や施策等の体系図	7
IV	計画で推進する施策及び事業	9
	1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり	
	(1) 子どもの権利擁護の推進と意見の尊重	9
	(2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進	10
	(3) 経済的支援等による子育て環境の整備	11
	(4) 子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進	13
	2 教育・保育の確保と充実	
	(1) 学校教育・保育の提供の確保・充実	14
	(2) ニーズに応じた多様な子育て支援の充実	16
	(3) 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上	17
	(4) 幼児教育と小学校教育との連携・接続	18
	3 子どもの成長を支える教育の推進	
	(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備と社会参加の促進	19
	(2) 家庭や地域の教育力の向上	27
	(3) 特別支援教育の充実	29
	(4) 次代の親の育成	31
	4 安心して子どもを生み育てるための保健・医療の充実	
	(1) 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実	33
	(2) 妊娠期からの児童虐待予防対策の推進	35
	(3) 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実	37

5	支援を必要とする子どもや家庭への対応	
(1)	心に問題を抱える子どもへの対策	40
(2)	児童虐待防止対策の充実	41
(3)	社会的養護体制の充実	45
(4)	子どもの貧困対策の推進	48
(5)	ひとり親家庭支援の推進	49
(6)	障害や疾病があっても安心して生活ができる相談・支援体制の整備	50
6	仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進	
(1)	仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し	53
(2)	両立を支援する教育・保育の提供の充実	54
(3)	結婚を支援する取組の推進	56
7	子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備	
(1)	子育てを支援する生活環境の整備	58
(2)	子どもの安全の確保	59
8	東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援	
(1)	震災の影響を受けた子どもが希望する進路選択を実現するための支援	62
(2)	震災の影響を受けた子どもの心のケアの充実	63
V	指標	65
VI	資料編	
1	子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育の量の見込みと確保方策	71
2	認定こども園の設置促進	84
3	教育・保育等の従事者の確保及び質の向上	85
4	みやぎ子ども・子育て県民条例	86
5	計画の策定に当たり意見等を聴取した委員会など	91

I 「みやぎ子ども・子育て幸福計画 (令和2年度～令和6年度)」の策定に あたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進体制及び進行管理
- 5 市町村との連携・協働

I 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」 の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

宮城県においては、平成27年に策定した「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づき、健やかな子どもの成長を支援するため、子育て家庭への経済的支援や教育・保育の受け皿確保などの取組を総合的かつ計画的に推進してきました。地域の子育てニーズに応じた取組は少しずつ広まっていますが、依然として少子化は進行しており、保育所等入所待機児童も解消には至っておらず、いじめ・不登校は引き続き深刻な状況であり、児童虐待は増加傾向にあるなど、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しい状況にあります。

さらに、平成23年に発生した東日本大震災から9年が経過した現在においても、その影響により心に傷を負い、学校や家庭において困難を抱えながら生活している子どもたちがいます。また、その家庭も同様に、震災前とは異なる住環境や経済状況の中で、不安やストレスを抱えながら子育てをしています。

平成27年4月に、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行され、量と質の両面から社会全体で子育てを支える仕組みが整備されました。令和元年10月からは少子化対策につながる新たな制度「幼児教育・保育の無償化」が始まるなど、子育て支援施策が拡充されてきました。

また、平成27年10月に施行された「みやぎ子ども・子育て県民条例」においては、子どもは一人の人としての権利が尊重されるという基本理念の下、子どもに関わる保護者、県民、地域社会の役割が定められ、県の責務として、「子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、実施するもの」、「国、市町村、県民、事業者等と緊密に連携し、及び協働して、子ども・子育て支援に関する施策を推進するもの」と定められました。

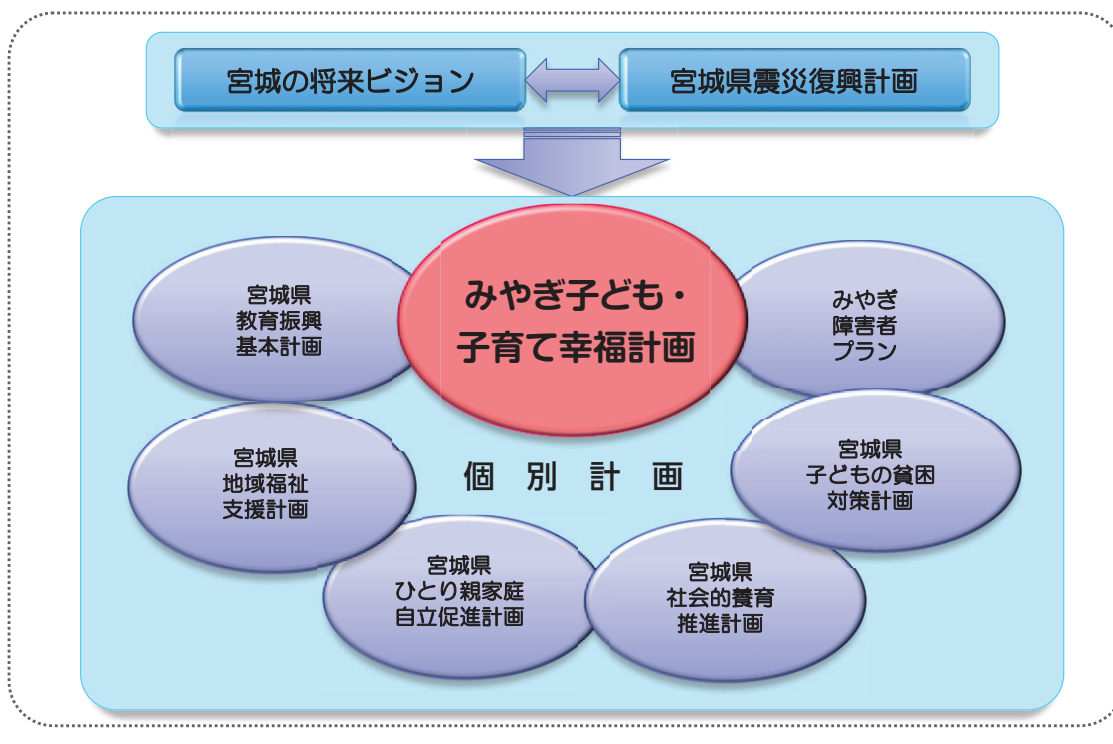
これらのことから、県として重点的に取り組む施策の方向性を明確にし、みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生き育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、第Ⅰ期計画を基本に、みやぎ子ども・子育て県民条例に基づく基本的施策を盛り込んだ「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」を策定しました。

2 計画の位置づけ

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」は、子ども・子育て支援に関する次の法律及び条例に基づく計画としての性格を併せ持つものです。

- ・ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条に基づき宮城県が策定する「地域行動計画」
- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条に基づき、宮城県が策定する「子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ みやぎ子ども・子育て県民条例（平成27年宮城県条例第67号）第24条に基づき、知事が定める「子ども・子育てに関する基本的な計画」

また、県政運営の基本的指針である「宮城の将来ビジョン」及び東日本大震災からの復興の道筋を示した計画である「宮城県震災復興計画」を上位計画とした個別計画のひとつとなっています。



3 計画の期間

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、5年を一期として策定するものとされており、令和2年度から令和6年度までを計画期間としています。

4 計画の推進体制及び進行管理

子ども・子育て支援対策は、児童福祉，母子保健，雇用，教育，住宅などの各分野にまたがるものであり，部局横断的な取組が必要となります。

このため，「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の推進に当たっては，平成19年1月に設置した知事を本部長とする「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」において，庁内の連携体制をより強化し，総合的に取り組んでいきます。

進行管理に当たっては，「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」や「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」，「宮城県子ども・子育て会議」において，進捗状況等に関する評価や検証を行い，その結果等については，次世代育成支援対策推進法第9条第6項及びみやぎ子ども・子育て県民条例第25条に基づき，毎年度公表します。

5 市町村等との連携・協働

県は，市町村が実施する子ども・子育て支援施策を支援するほか，国，市町村，県民，事業者等と緊密に連携し，及び協働して，子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進していきます。

II 計画の基本理念等について

Ⅱ 計画の基本理念等について

子どもたちは、一人一人がかけがえのない存在です。

子どもたちは、自ら成長する力と未来への夢を持っています。

そして、保護者は子どもの育つ姿を見て、明日への希望を与えられ共に成長するものであります。

子どもたちは、家族の希望であり、今を生き、未来を担う大切な社会の宝です。

誰もが安心して子どもを生み育て、すべての子どもが家庭や地域の愛情に包まれ、一人の人として尊重される中で、自らの能力や可能性を最大限に発揮しながら、心身ともに健やかに成長することは、私たち県民すべての願いです。

近年、子どもや子育てを取り巻く社会環境は、多様化・複雑化しています。そのことによって、子どもを生むこと、育てることに対する不安や負担が増大し、家庭や地域における子育て力も低下しています。また、東日本大震災の影響により、未だに多くの子どもやその家族が心に問題を抱えています。

このようなことから、宮城の子どもたちが健やかに育っていけるように、保護者が喜びを実感しながら子育てできるように、そして、次代を担う若者が結婚・出産・子育ての希望を持つことができるように、子どもやその家族、若者を社会全体で切れ目なく支えていくことが必要です。

そして、すべての子ども、すべての保護者が幸せになることを目標に取り組んでいくことが本県の使命であります。

このような認識の下、計画の基本理念を次のように設定します。

基本理念

誰もが安心して子どもを生み育て、すべての子どもが愛情に包まれ、心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す。

6つの視点

県は、理念達成のために、次のような視点に立ってアプローチを行っていきます。

視点1 — すべての子どもの幸せの視点 —

すべての子どもの生命や人権が尊重され、健やかに成長していくことができるよう、一人一人の子どもが生まれ育った環境に配慮し、当事者である子どもの権利擁護を念頭に、子どもにとっての幸せを最優先して、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

視点2 — すべての保護者への応援の視点 —

すべての保護者が、希望を持って子育てができるよう、出産・子育てに対する個別のニーズや子どもの成長に応じた切れ目のない支援を受けることができる環境の整備に努め、また、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識の下、等しく社会が支えるという点にも配慮して、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

視点3 — 仕事と生活の調和実現の視点 —

働き方の見直しを進め、雇用環境の整備を支援し、保護者が子育てしていても安心して仕事ができる社会の実現を目指します。そして、男女が協力して子育てをすることができるよう、自治体、企業及び働く者による共通理解を図り、仕事と生活の調和実現の視点から、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

視点4 — 地域全体での子ども・子育て応援の視点 —

国・地方公共団体はもとより、家庭・企業・教育機関・児童福祉施設・関係団体等が各々の役割を果たすとともに、連携しながら地域全体で子育てを支援する環境の整備に努め、多様な家族形態があることに配慮しつつ、すべての子どもとその家族、若者を地域全体で切れ目なく支えながら、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

視点5 — 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重する視点 —

結婚、妊娠、出産及び子育てには、人それぞれ様々な希望があることから、個人の価値観を尊重し、一人一人の希望がかなえられるよう最大限配慮しながら、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

視点6 — 東日本大震災の影響をうけた子ども・保護者への心のケアの視点 —

震災の影響により心に問題を抱えた子どもやその家族に対し、国・県・市町村・関係機関等が連携しながら、長期的かつきめ細かい支援の充実を図り、震災の影響をうけた子どもが希望する進路選択を実現できるよう、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

Ⅲ 計画の基本理念や施策等の体系図

Ⅲ 計画の基本理念や施策等の体系図

基本理念

誰もが安心して子どもを生き育て、すべての子どもが愛情に包まれ、心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す。

基本理念達成に向けての視点

1. すべての子どもの幸せの視点

2. すべての保護者への応援の視点

3. 仕事と生活の調和実現の視点

4. 地域全体での子ども・子育て応援の視点

5. 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重する視点

6. 東日本大震災の影響を受けた子ども・保護者への心のケアの視点

推進する施策とその主な内容

1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり

- (1) 子どもの権利擁護の推進と意見の尊重
- (2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進
- (3) 経済的支援等による子育て環境の整備
- (4) 子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進

2 教育・保育の確保と充実

- (1) 学校教育・保育の提供の確保・充実
- (2) ニーズに応じた多様な子育て支援の充実
- (3) 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上
- (4) 幼児教育と小学校教育との連携・接続

3 子どもの成長を支える教育の推進

- (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備と社会参加の促進
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 特別支援教育の充実
- (4) 次代の親の育成

4 安心して子どもを生き育てるための保健・医療の充実

- (1) 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実
- (2) 妊娠期からの児童虐待予防対策の推進
- (3) 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実

5 支援を必要とする子どもや家庭への対応

- (1) 心に問題を抱える子どもへの対策
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) 社会的養護体制の充実
- (4) 子どもの貧困対策の推進
- (5) ひとり親家庭支援の推進
- (6) 障害や疾病があっても安心して生活ができる相談・支援体制の整備

6 仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進

- (1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し
- (2) 両立を支援するための教育・保育の提供の充実
- (3) 結婚を支援する取組の推進

7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保

8 東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援

- (1) 震災の影響を受けた子どもが希望する進路選択を実現するための支援
- (2) 震災の影響を受けた子どもの心のケアの充実

IV 計画で推進する施策及び事業

- 1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり
- 2 教育・保育の確保と充実
- 3 子どもの成長を支える教育の推進
- 4 安心して子どもを産み育てるための保健・医療の充実
- 5 支援を必要とする子どもや家庭への対応
- 6 仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進
- 7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備
- 8 東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援

IV 計画で推進する施策及び事業

1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり

(1) 子どもの権利擁護の推進と意見の尊重

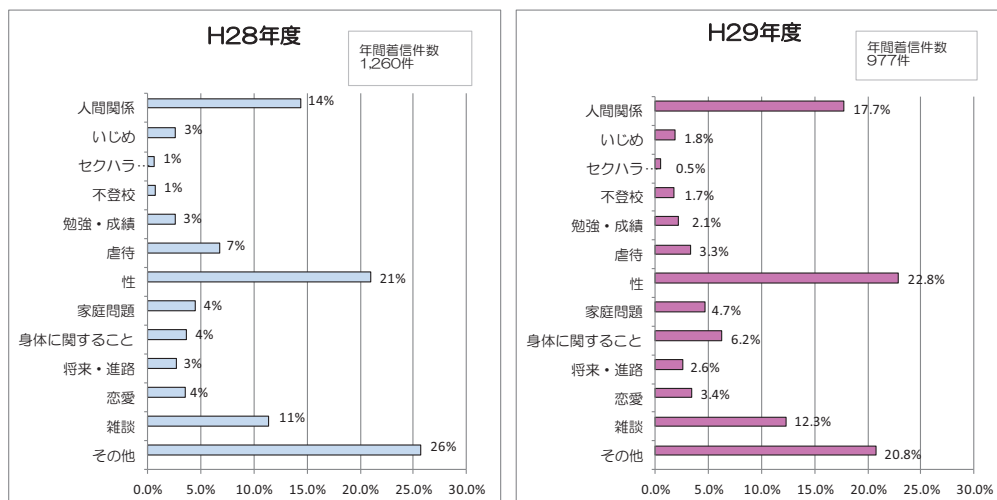
現状と課題

- ◆我が国では、平成6年に「児童の権利に関する条約」いわゆる「子どもの権利条約」に批准し、25年が経過しましたが、社会に十分浸透したとはいえない状況にあります。
- ◆子どもは社会的に弱い立場にあり、権利の侵害を受けやすいため、児童虐待、学校でのいじめ、不登校などの子どもをめぐる問題が発生しており、その件数は増え続けています。さらに、東日本大震災に伴った、家庭環境や生活環境の変化による影響は大きく、問題をより深刻化・複雑化させています。
- ◆全ての子どもが持つ「権利」を子ども自身が意識し、その大切さを子どもだけではなく、親や学校などの子どもと関わる関係者がしっかりと認識するとともに、親や指導者の資質向上と指導力の強化を図る必要があります。
- ◆子どもが社会の一員として尊重され、当事者としての子どもの意見が適切に反映される社会づくりが必要であるとともに、権利を侵害された子どもに対する効果的なケアや、問題を抱える家族等に対する支援が必要となっています。

【関連データ】

子ども専用相談電話内容

NPO法人による宮城県の電話相談の事柄別集計



※いじめ・不登校に関するデータは21ページに記載。

基本的方向性

- ◆子どもの権利が大切にされる社会を構築するため、教育関係者、子育て支援者及び医療関係者など子どもに関わる関係者と連携しながら、子どもが互いの人権や個性を尊重し合い、一人一人を大切にしたい人間関係を築くための指導を充実するとともに、子どもの権利についての普及・啓発を進め、人権に対する理解と認識を深めることにより、社会全体への浸透を図ります。

- ◆子どもも「社会の一員」としての人権や自由が尊重される社会の実現を目指し、子どもたち自身が社会への参画意識を高めるとともに、社会における責任感の醸成を図ります。
- ◆本県において、特に深刻な問題である「いじめ」について、学校の枠を超え児童生徒が主体となって話し合い、いじめの未然防止に向けた行動について考える機会を提供します。
- ◆子どもをケアする仕組みについては、子ども総合センターや児童相談所の取組を中心に、その他関係機関と連携を図りながら、きめ細かいケアを行っていくとともに、権利を侵害された子どもに対するケアのほか、それぞれの実情に合った家族再統合に向けた取組を支援していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
人権教育指導者養成事業 (生涯学習課)	県	地域社会や学校、医療現場等での子どもの人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権に関する学習活動を推進する指導者の資質向上と指導力の強化及び社会全体への浸透を図るため、教育関係者、医療関係者等を対象とした研修会を開催します。
人権問題啓発事業 (子ども・家庭支援課)	県 市町村	地域住民の人権問題に対する正しい認識を広め、基本的人権の擁護に資することを目的に、研修会を開催します。
子ども人権対策事業 (子ども・家庭支援課)	県	子どもの人権擁護や福祉向上を図るため、虐待防止のための啓発リーフレットの配布や関係機関とのネットワークの強化、研修会の開催などを行います。
いじめ問題を考えるフォーラム (義務教育課)	県	県内各地の小・中学校から児童生徒が集い、いじめをなくすために主体的に考え、具体的な取組を発表するフォーラムを開催します。
みやぎ若者活躍応援事業 (共同参画社会推進課)	県	中学生を対象に、知事や各界の第一人者の講話やグループワーク等による「ネクストリーダー養成塾事業」を実施し、次代のリーダーの育成を図ります。また、県政課題等について意見を表明する機会を提供するなど、青少年の社会参加の意識を高めます。

(2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進

現状と課題

- ◆少子化の影響による兄弟姉妹の数の減少で、異年齢の中で育つ機会が減少し、また、社会性の基礎を形づくる「人とのかかわり」の機会も乏しい状況にあります。
- ◆社会環境が大きく変化し、子どもの抱える問題が多様化・複雑化する中で、健全な育成に資する取組が求められています。
- ◆核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言や協力を得ることが困難な状況にあります。さらに、東日本大震災により、家族等を失ったり、居住地の移転を余儀なくされたことなどによっても、子育ての負担や不安、孤立感がより高まっています。

基本的方向性

- ◆将来親や支援者となる若者の子育てに対する親近感を育むため、学校や関係機関等と連携しながら、子どもに触れ合う機会を創出していきます。
- ◆子どもの健全な育成のため、関係機関や団体等と連携しながら、子どもの育成を支援する者の活動の充実、資質の向上を図っていきます。また、子どもが地域の一員として地域づくりに参画することにより、子ども自身の成長のみならず、地域への愛着を育み、地域を支える人材育成につながることから、地域づくりへの子どもの参画を促進していきます。
- ◆子育て家庭が地域の中で孤立することがないように、子育て支援情報の発信や、学びと遊びが体験できる子どもの居場所づくりを進めるとともに、社会全体で子ども・子育てを支援する機運を醸成するため、市町村や関係団体等とネットワークを形成しながら、子育て支援推進の普及啓発をしていきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子育て県民運動推進事業 (子育て社会推進室)	県	各関係機関との協働により、地域全体で子ども・子育てを支援する機運の醸成を図るほか、「みやぎ子育て支援パスポート」の展開や子育て支援情報の発信などにより、官民一体となって安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。
青少年育成県民運動推進事業 (共同参画社会推進課)	県	「青少年は地域社会からはぐくむ」という考えに立ち、県民意識の啓発や、各関係機関と連携して県民運動を展開し、次世代を担う青少年の健全育成を図ります。
協働教育推進総合事業 (生涯学習課)	県 市町村	家庭・地域・学校の協働による教育活動を通じて、放課後の体験プログラムの提供や、地域住民との交流の機会を提供し、子どもと地域のネットワークの構築を図ります。

(3) 経済的支援等による子育て環境の整備

現状と課題

- ◆少子化の要因の一つとして、子育てにかかる経済的負担があげられますが、我が国の雇用を取り巻く現状は依然として厳しい状況にあるほか、ひとり親家庭の割合が増加しており、子育て世帯の経済的負担感が高まっています。
- ◆子どもを生み育てやすい社会の構築のため、子育てにかかる経済的負担感を軽減する妊娠期から就学終了までの長期的な支援が必要です。
- ◆改正子ども・子育て支援法により、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、就学後においても、家庭の経済的な理由で子どもが修学をあきらめることがないよう奨学のための支援が必要です。

基本的方向性

- ◆家庭の経済的理由により、子どもを産み育てたいという希望を断念したり、学習意欲のある子どもの進学や修学が困難となることがないように、経済的環境に左右されない生育環境の整備と教育を受ける機会の均等を図ります。
- ◆市町村による子育てのための施設等利用給付が適正に実施され、子育て世代の負担軽

減が図られるよう、市町村と連携し、特定子ども子育て支援施設の運営状況の把握や指導等に努めていきます。

- ◆国の動向などを踏まえて、各種支援制度の拡充や新たな取組の検討等を行ってまいります。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
乳幼児医療費助成事業 (子ども・家庭支援課)	県 市町村	各市町村が実施している乳幼児医療費助成制度に対して補助金を交付します。
子育て世帯支援融資事業 【通称「みやぎっこ応援ローン」】 (子育て社会推進室)	県	県と県内に本店のある金融機関が連携して創設した子育て世帯向けの優遇融資制度により、子どもを養育している保護者に対して、子育てに必要な資金全般を対象に融資を行います。
小学校入学準備支援事業 (子育て社会推進室)	県 市町村	市町村が実施する小学校入学祝金等支給事業にかかる経費について、第3子以降の子どもを対象とした事業費に対して補助金を交付します。
高等学校等育英奨学資金貸付事業 (高校教育課)	県	経済的な理由により修学に困難がある生徒に対して奨学資金を貸し付けることによって修学を支援し、有為な人材を育成します。
東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金事業 (教育庁総務課・子ども・家庭支援課)	県	東日本大震災で保護者を亡くした児童生徒が安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、当該児童生徒に対し支援金・奨学金を給付します。
遺児等サポート奨学金事業 (教育庁総務課)	県	東日本大震災以外の要因により保護者を亡くした小学生及び中学生の修学を支援することを目的として、当該小学生及び中学生に対し奨学金を給付します。
児童手当給付事業 (子ども・家庭支援課)	市町村	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了までの子どもを養育等している者に対して手当を支給します。
児童扶養手当給付事業 (子ども・家庭支援課)	県 市	ひとり親家庭の生活の安定と自立に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、子どもを養育等している者に対して手当を支給します。
施設型給付費・地域型保育給付費負担金 (子育て社会推進室)	市町村 県	保護者の就労等により保育を必要とする子どもを預かる保育所等の給付費を負担します。令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化が開始されています。
施設等利用給付費 (教育庁総務課ほか)	県 市町村	幼稚園や保育所等の利用料を一部無償化し、利用者の経済的負担の軽減を図ります。

(4) 子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進

現状と課題

- ◆子育てを取り巻く社会環境が大きく変化し、地域において個人及び団体が行う子育て支援活動が重要な役割を担っています。
- ◆個人及び団体が行う子育て支援活動を促進するために、それぞれの活動内容を県民に広く情報提供するとともに、団体等のネットワーク化を図っていくことが必要です。

基本的方向性

- ◆地域で子育て支援活動に取り組む個人及び団体を調査・把握し、活動内容の情報発信を図るほか、関係団体やNPO等による地域における子育て支援ネットワークづくりを進めます。
- ◆地域で子育て支援を行うさまざまな団体と連携を図り、子育て家庭に必要な情報を適切に提供していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子育て県民運動推進事業 (再掲) (子育て社会推進室)	県	地域で子育て支援活動に取り組む団体又は個人を「みやぎっこ応援隊」として登録することで、活動内容の公表や応援隊同士の相互交流の機会を創出し、ネットワークを広げます。
みやぎ教育応援団 (生涯学習課)	県	地域で子どもの教育活動を支える個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録することで、子どもの学習・体験活動の充実・活性化を図ります。

2 教育・保育の確保と充実

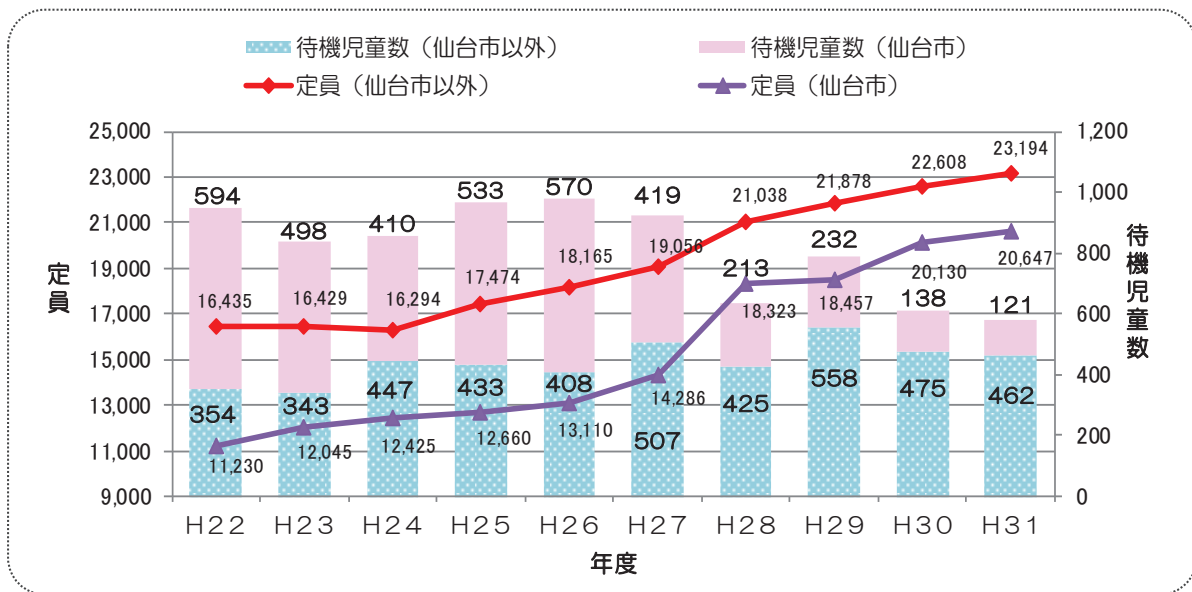
(1) 学校教育・保育の提供の確保・充実

イ 待機児童の解消

現状と課題

- ◆都市部を中心に、女性就業率の上昇や人口集中等により保育需要は増加しており、待機児童が発生しています。また、年齢別では3歳未満の低年齢児が多い傾向にあります。
- ◆女性の社会進出や経済的理由などから、子どもが生まれた後も働きたいと思う人が増えており、仕事と子育ての両立のためには、待機児童の解消や多様なニーズに応じた支援の充実が喫緊の課題となっています。さらに、令和元年10月からスタートした幼児教育無償化による利用ニーズの拡大への対応も求められています。
- ◆一方で、都市部を除く地域の一部では、少子化により入所人員が定員に満たない保育所等も存在しています。

【関連データ】



基本的方向性

- ◆平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度から施行されている「子ども・子育て支援新制度」のもと、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図っていきます。
- ◆待機児童の解消に向けては、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に関する制度の周知や移行支援などにより、施設整備や既存施設の認定こども園への移行を促進し、入所受入児童数の拡大を図っていきます。
- ◆待機児童が比較的多い都市部における受け皿の確保や、働き方に応じた柔軟な保育サービスなど、ニーズに応じた対応を図るため、小規模保育事業をはじめとする地域型保育あるいは企業主導型保育事業の展開を促進するなど、入所受入児童数の拡大を図っていきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
待機児童解消推進事業 (子育て社会推進室)	県 市町村	市町村が実施する保育所整備等に対して財政支援をすることなどにより、保育を必要とする子どもの受け皿確保を図ります。
施設型給付費・地域型保育給付費負担金(再掲) (子育て社会推進室)	市町村 県	保護者の就労等により保育を必要とする子どもを預かる保育所等の給付費を負担します。
施設等利用給付費 (再掲) (教育庁総務課ほか)	県 市町村	幼稚園や保育所等の利用料を一部無償化し、利用者の経済的負担の軽減を図ります。

□ 幼児期の学校教育・保育の充実

現状と課題

- ◆ 幼児期の教育環境が変化する中で、公立・私立、幼稚園・保育所・認定こども園という垣根を越えて、県・市町村、教育・福祉が連携しながら幼児期の学校教育を推進していく必要があります。
- ◆ 本県の幼稚園児の8割が在籍する私立幼稚園は、幼児教育の振興に重要な役割を担っており、学校運営の健全化や保護者の経済的負担の軽減を図る必要があります。
- ◆ 認定こども園の数は年々増加傾向にあるものの、全国と比べて設置数が少なく、我が県において十分に浸透しているとはいえない状況にあります。

基本的方向性

- ◆ 幼稚園教育に関する内容、運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を通じ、幼稚園教育の充実を図っていきます。
- ◆ 幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園の普及を促進するとともに、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進していきます。
- ◆ 特に、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設として単一の認可の仕組みであることの利点を活かし、その普及に取り組んでいきます。
- ◆ 認定こども園の設置目標数については、各市町村において利用希望があることから、計画の最終年度までに「各区域に最低1箇所以上設置されること」を目指しますが、各市町村の計画とこれまでの設置状況を踏まえ、目標設置数は以下のとおりとします。
 <認定こども園の目標設置数> 県全域 150箇所

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
私立幼稚園に対する運営費補助 (私学・公益法人課)	県	私立幼稚園における教育に係る経常的経費に対して財政支援を行い、私立幼稚園の教育環境の維持・向上、在籍する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ります。
認定こども園設置促進事業 (子育て社会推進室)	県	認定こども園への移行を進める事業者に対して、移行に要する経費を支援し、設置を促進します。

(2) ニーズに応じた多様な子育て支援の充実

現状と課題

- ◆核家族化の進展や共働き家庭の増加等により、保護者の長時間就労や短時間就労など就労状況に応じた保育、休業日や長期休業日等の預かり、保護者の疾病等による一時的な預かりなど、子育て支援に関するニーズは多様化しています。
- ◆共働き家庭において、待機児童の影響等により幼稚園に通園している子どもは、通常の教育時間終了後や休業日等に保育を必要としています。
- ◆保育所を利用している子ども等が病気になった際に利用できる病院及び保育所などにおける預かりや、保育中に体調不良となった際の緊急対応ができる体制の整備が求められています。
- ◆核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から助言や協力を得ることが困難な状況になっており、妊娠・出産から育児に関する相談・支援体制が必要となっています。
- ◆放課後児童クラブは、保護者の就労と子育ての両立につなげるため、定員の確保が進められていますが、待機児童の解消には至っていません。また、対象年齢が幅広いため、利用ニーズも多様化しており、子どもの発達に即した育成・支援が必要であり、学童保育に従事する職員の資質の向上が求められています。
- ◆児童館、児童センター等は、地域の中における子どもの健全育成のほか、保護者同士の繋がりを深め、子育てに対する悩みや不安を解消して親として育つために、重要な役割を果たしています。また、従事する職員は、専門的知識の習得のほか、子育てに関する相談対応や福祉的な課題のある子どもへの配慮など、幅広い役割が求められています。

基本的方向性

- ◆市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度」の取組の一つである地域子ども・子育て支援事業を支援し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を展開するとともに、住民のニーズに応じた適切なサービスが受けられるよう普及を図っていきます。
- ◆国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村が放課後児童クラブと放課後子供教室を計画的に整備するとともに、一体的な取組が進められるよう環境づくりに努めます。また、放課後子ども総合プラン推進委員会において、教育・福祉部局の具体的な連携方策、両部局の実施方針、地域の実情に応じた研修の実施方法及び特別な配慮を要する児童への対応方策等について検討し、放課後対策の総合的な在り方を協議していきます。
- ◆放課後児童クラブ及び児童館職員としての資質の向上を図るため、児童健全育成の推進に必要な知識と技能を習得する機会を提供します。
- ◆児童館、児童センター等の大きな役割である、「遊びの拠点」と安心・安全な「居場所」を通した子どもの健全育成を確保するため、児童館等の相互の連携や児童健全育成活動の普及を支援していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
地域子ども・子育て支援事業 (子育て社会推進室)	県 市町村	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業（地域子育て拠点支援事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業、放課後児童健全育成事業）に対して財政支援を行います。

私立幼稚園預かり保育推進事業 (私学・公益法人課)	県	正規の保育時間以外に2時間以上の預かり保育を継続的に実施する私立幼稚園に対して財政支援を行い、保育機能の充実を図ります。
私立幼稚園長期休業日預かり保育推進事業 (私学・公益法人課)	県	長期休業日(7~8月夏季休業期間)に、1日2時間以上の預かり保育を継続的に実施する私立幼稚園に対して財政支援を行います。
協働教育推進総合事業 (再掲) (生涯学習課)	県 市町村	市町村と連携しながら、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした整備を進めるとともに、指導者に対する研修や在り方を検討する推進委員会の開催を通じ、次代を担う人材の育成に努め、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことのできる環境づくりを推進します。
児童健全育成事業 (子育て社会推進室)	県	子ども総合センターにおいて、放課後児童クラブ支援員、児童館職員を対象に、児童健全育成の基礎知識や遊びの本質の理解、また、遊びの技術の向上など職員の資質を高めるための研修を行います。

(3) 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上

現状と課題

- ◆増加する保育需要に対応し、待機児童を解消するためには、保育所等の整備だけでなく、保育士の確保が大変重要となっています。
- ◆待機児童の解消とともに質の高い教育・保育の提供が求められており、保育士等の職歴段階に応じた資質の向上を図る必要があります。
- ◆子どもを取り巻く環境が大きく変化し、ニーズが多様化する中、子どもの健やかな成長のためには、成長の各段階で密接に関わる者の資質の向上が必要不可欠です。

基本的方向性

- ◆保育士の処遇の改善をはじめとする労働環境の整備を支援し、人材の確保に努めていきます。
- ◆保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職等を保育士・保育所支援センター(保育士人材バンク)により支援していきます。
- ◆保育士等に対し、キャリアアップ研修など段階に応じた研修を実施していくとともに、子どもが置かれている現状及びニーズを把握し、実情に応じて見直しを図りながら研修を実施していきます。
- ◆特に、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有している人材の確保が重要であり、改正認定こども園法に基づく要件緩和による資格取得により、特例期間内の取得を促進していきます。
- ◆小規模保育等で保育士を補助する役割として、育児経験等を活かせる子育て支援員の資格取得を促進し、質の向上を図っていきます。また、放課後児童クラブ支援員の認定資格研修を、計画的に実施していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
保育士基礎研修 (社会福祉課)	県	保育士としての専門性及び社会的役割の重要性を認識するとともに、保育サービスの質の向上を目的として、求められる基本的資質についての研修を行います。
保育士等キャリアアップ研修 (子育て社会推進室)	県	保育の現場において、より高い専門知識や技術が求められていることから、研修により保育士の資質の向上を図ります。
保育所長研修 (社会福祉課)	県	保育所長として、保育をめぐる動向について再確認し、また、地域の児童福祉の拠点施設の長としての意識向上や情報交換のための研修を行います。
保育士・保育所支援センター事業 (子育て社会推進室)	県	潜在保育士の就業支援や保育士等からの相談に応じるコーディネーターを配置し、保育士の安定確保を図ります。
児童健全育成事業 (再掲) (子育て社会推進室)	県	児童館の新任職員を対象とした研修や、放課後児童クラブに従事する者を対象とした研修などを行い、人材の資質向上及び専門性の向上を図ります。

(4) 幼児教育と小学校教育との連携・接続

現状と課題

- ◆ 幼児教育は乳幼児の多くが在籍する幼稚園、保育所、認定こども園等の教育現場だけではなく、家庭、地域社会においても幅広く行われています。
- ◆ 発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園、保育所、認定こども園等から小学校への円滑な接続を図るために、小学校を含めた教育現場、地域社会、行政等が一体となり、密接に連携・協力していく必要があります。
- ◆ 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校がそれぞれの校種で重視すべき教育及び保育の内容を確認しながら、より実効性のある連携、交流を図っていく必要があります。

基本的方向性

- ◆ 地域社会、教育現場、行政それぞれの関係者で構成する組織を通じて、幼児教育の課題や現況に対する認識を共有し、連携を図っていきます。
- ◆ 幼稚園、保育所、認定こども園等における「遊びを通じた学び」が小学校の「各教科等における学習」に円滑に接続されるよう、接続期カリキュラムの編成や実践等を支援します。
- ◆ 幼児教育の質の向上や課題解決に向けて、保健福祉部門と教育部門が連携・協力し、取組を進める体制づくりを推進していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
「学ぶ土台づくり」普及啓発事業 (教育企画室)	県 市町村	幼児期に質の高い教育・保育を提供する施策を取りまとめた「学ぶ土台づくり」推進計画に基づき、「学ぶ土台づくり」の普及啓発の取組の推進を図ります。

3 子どもの成長を支える教育の推進

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備と社会参加の促進

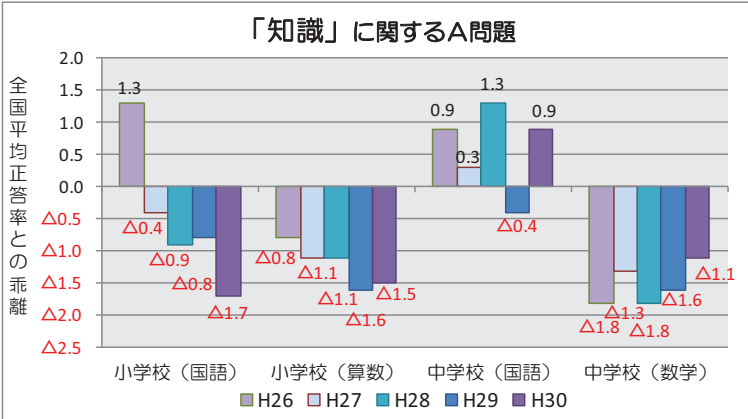
イ 確かな学力の向上

現状と課題

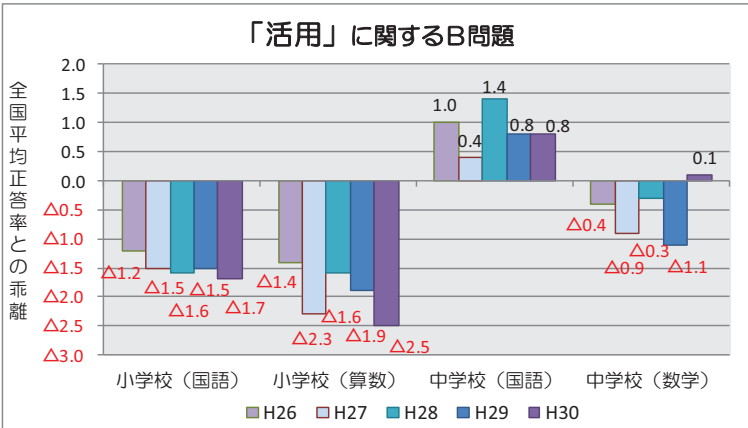
- ◆ 基本的な生活習慣の確立と学力の向上には深い関係があると言われており、子どもの生活習慣の乱れによる体力の低下や集中力の欠如など学習面での悪影響が懸念される現状から、規則正しい生活リズムを確立することが必要です。
- ◆ 親の生活習慣が子どもに与える影響は大きく、親と一緒に睡眠、食事、運動などに関する基本的な生活習慣を身に付けるために、家庭や学校だけでなく、地域、企業、民間団体等が協力して取り組む必要があります。
- ◆ 児童生徒の学力向上には、指導方法、教材等の工夫による児童生徒の学習意欲の向上や教員の指導力向上、家庭での学習習慣の定着が必要です。
- ◆ 東日本大震災の被災地では、生活環境の著しい変化等により、児童生徒の放課後や週末、長期休業期間等の学習の場を実態に応じて工夫していく必要があります。

【関連データ】

子どもの学力の状況（全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国平均との比較）



	小学校		中学校	
	国語	算数	国語	数学
H26	1.3	△0.8	0.9	△1.8
H27	△0.4	△1.1	0.3	△1.3
H28	△0.9	△1.1	1.3	△1.8
H29	△0.8	△1.6	△0.4	△1.6
H30	△1.7	△1.5	0.9	△1.1



	小学校		中学校	
	国語	算数	国語	数学
H26	△1.2	△1.4	1.0	△0.4
H27	△1.5	△2.3	0.4	△0.9
H28	△1.6	△1.6	1.4	△0.3
H29	△1.5	△1.9	0.8	△1.1
H30	△1.7	△2.5	0.8	0.1

基本的方向性

- ◆学校・家庭・企業等の関係機関と連携・協力しながら、「ルルブル」（「しっかり寝ル」「きちんと食ベル」「よく遊ブ」で「健やかに伸びル」）の取組を行うなど、子どもの基本的な生活習慣定着促進のための普及啓発活動を社会全体で推進していきます。
- ◆授業力向上のための講座や実践研究、校内研修の充実等を通じて、教育内容及び方法の改善充実に取り組み、教員の指導力の向上とともに、児童生徒の志の育成による学習意欲の向上を図っていきます。
- ◆国の動向等も踏まえながら、小・中学校において学級編制の弾力化を継続し、きめ細かな教育活動の充実を図り、児童生徒の学習習慣の着実な定着や問題行動等の低減を図っていきます。
- ◆東日本大震災の被災地では、市町村教育委員会と連携し、児童生徒の学習支援を行い、落ち着いて学習に取り組むことができる学習の場を提供するとともに、よりよい学習習慣を形成し、さらには、児童生徒の交流を促進することで、地域コミュニティの再生を目指して取り組んでいきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
基本的な生活習慣定着促進事業 (教育企画室)	県	子どもの規則正しい生活リズムの確立に向けた県民運動を推進するとともに、みやぎっ子ルルブル推進会議の設立趣旨に賛同する企業・団体と連携し、社会総がかりで未就学児や児童生徒の基本的な生活習慣の定着促進を図ります。
学力向上推進事業(学力向上指導員) (義務教育課)	県	学力向上に成果を上げている教員のマンパワーを指導・助言の必要な学校及び教育委員会等に派遣し、校内研修等の充実を支援し、教員の指導力向上を図ります。
学力向上推進事業(学び支援コーディネーター等配置事業) (義務教育課)	県	被災地における児童生徒の放課後や週末、長期休業期間等の学習支援を行う市町村教育委員会に、学習活動のコーディネーターを配置し、児童生徒の学習の機会を提供することを通じ、地域コミュニティの再生を図ります。
地域進学重点校ネットワーク支援事業 (高校教育課)	県	県全体の進学達成率の向上を目指し、生徒の学習意欲を高め学力の向上を図るとともに、進路指導体制の改善と教員の指導力向上を図ります。

□ 豊かな心の育成

現状と課題

- ◆いじめをめぐる社会問題が深刻化していますが、いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。また、いじめはいつでもどこでも起こり得るものであり、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があります。いじめを防止するためには、学校、家庭、地域や関係機関が連携して取り組む必要があります。
- ◆SNSなどによるネット上での児童生徒同士の誹謗中傷も発生しており、見えないところでの人間関係が問題をより深刻化・複雑化させています。
- ◆不登校児童生徒数の推移を見ると、小・中学校とも増加傾向にあります。全国的に増加傾向にあるとは言え、特に中学校における不登校生徒の割合は全国と比較しても高

い数値で推移していることから危機感をもって対応することが必要です。

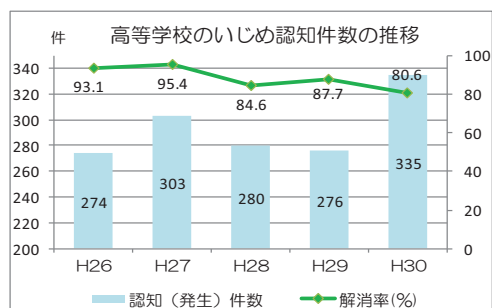
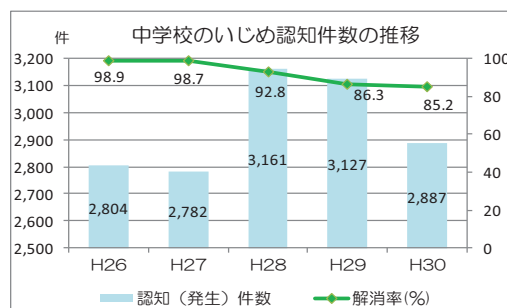
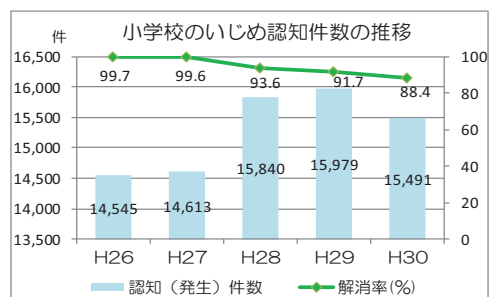
- ◆児童生徒のコミュニケーション能力が低下し、孤立化が進行する中、東日本大震災により地域とのつながりの重要性が再認識されており、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む必要があります。

【関連データ】

いじめの認知（発生）件数の推移

(文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より)

校種	種別	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	認知(発生)件数	14,545	14,613	15,840	15,979	15,491
	認知校数	263	285	307	330	313
	解消率(%)	99.7	99.6	93.6	91.7	88.4
	認知(発生)件数	2,804	2,782	3,161	3,127	2,887
中学校	認知(発生)件数	274	303	280	276	335
	認知校数	67	73	74	70	71
	解消率(%)	93.1	95.4	84.6	87.7	80.6

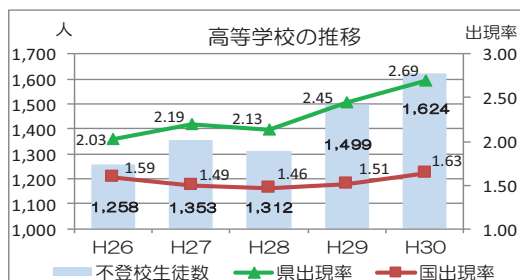
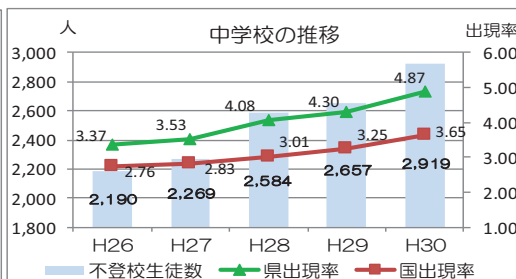
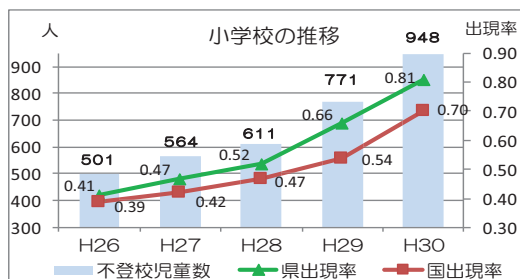


不登校児童生徒数及び出現率の推移

(文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より)

年度	小学校			中学校			高等学校		
	不登校児童数(人)	出現率(%)		不登校生徒数(人)	出現率(%)		不登校生徒数(人)	出現率(%)	
		県	国		県	国		県	国
H26	501	0.41	0.39	2,190	3.37	2.76	1,258	2.03	1.59
H27	564	0.47	0.42	2,269	3.53	2.83	1,353	2.19	1.49
H28	611	0.52	0.47	2,584	4.08	3.01	1,312	2.13	1.46
H29	771	0.66	0.54	2,657	4.30	3.25	1,499	2.45	1.51
H30	948	0.81	0.70	2,919	4.87	3.65	1,624	2.69	1.63

※出現率：在籍児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合



基本的方向性

- ◆いじめに対して各学校が早期発見・早期対応に努めるとともに、児童生徒同士の関係性を日常的に注意深く観察し、「いじめが起こりにくい環境づくり」に力を入れていきます。
- ◆不登校の未然防止の取り組みとして、温かな学級づくりや分かる授業づくりなど「行きたくなる学校づくり」を進めるとともに、休み始める前の予見と休み始めたときの「初期対応」に力を入れていきます。
- ◆再登校に向けた取組として、学校内外のコーディネーター的な役割を果たす不登校対応担当を明確に位置付け、スクールカウンセラーや関係機関等との連携や、保健室や相談室等の環境・条件整備、教職員の資質向上等により「自立支援」を図っていきます。
- ◆児童生徒の成長段階に応じてみやぎアドベンチャープログラムや社会奉仕体験活動、自然体験活動等を促進し、豊かな心と社会性を育み、自ら考え行動できる力を育成していきます。
- ◆市町村教育委員会との連携のもと地域における青少年ボランティアであるジュニア・リーダーの育成に努め、子どもの体験活動や地域活動の活性化を図り、社会貢献活動に対する意欲を高めます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
いじめ対策・不登校支援強化事業 (義務教育課)	県	いじめや不登校等の課題を改善するため、スクールソーシャルワーカーや心のケア支援員を学校に配置するほか、児童生徒がいじめ予防について積極的に考える機会を提供し、いじめ根絶の機運醸成を図ります。
教育相談充実事業 (義務教育課)	県 市町村	被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援等さまざまな課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行います。
豊かな体験活動推進事業 (義務教育課)	県 市町村	児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、小中学校の民泊による体験学習「子ども農山漁村交流プロジェクト」と連携し、成長段階に応じて社会奉仕体験や自然体験などの促進を図ります。
高等学校スクールカウンセラー活用事業 (高校教育課)	県	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、いじめ・不登校などに関する生徒、保護者や教員の相談に応じるなど、学校の教育相談体制の充実を図ります。
少年団体指導者研修 (生涯学習課)	県 市町村	子ども会活動の支援や地域活動に主体的に関わる年少リーダー(ジュニア・リーダー)を育成し、子ども会活動及び地域社会の振興を図ります。

八 健やかな体の育成

現状と課題

- ◆児童生徒の体力・運動能力は向上傾向にあるものの、全国の伸びに追いついていない現状が続いています。体力は健康維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、こうした状況は大変憂慮すべきことです。
- ◆学校における、体育科・保健体育科の授業をはじめとする学校教育全体の中での体力向上に向けた取組のほか、児童生徒が積極的に身体を動かす意識が持てるよう、家庭と連携して身体を動かす機会を創出していく必要があります。
- ◆多様化する児童生徒の運動やスポーツに対する興味関心に対応するためには、学校と地域が協働・融合した形での運動・スポーツ環境の充実を推進していく必要があります。

【関連データ】

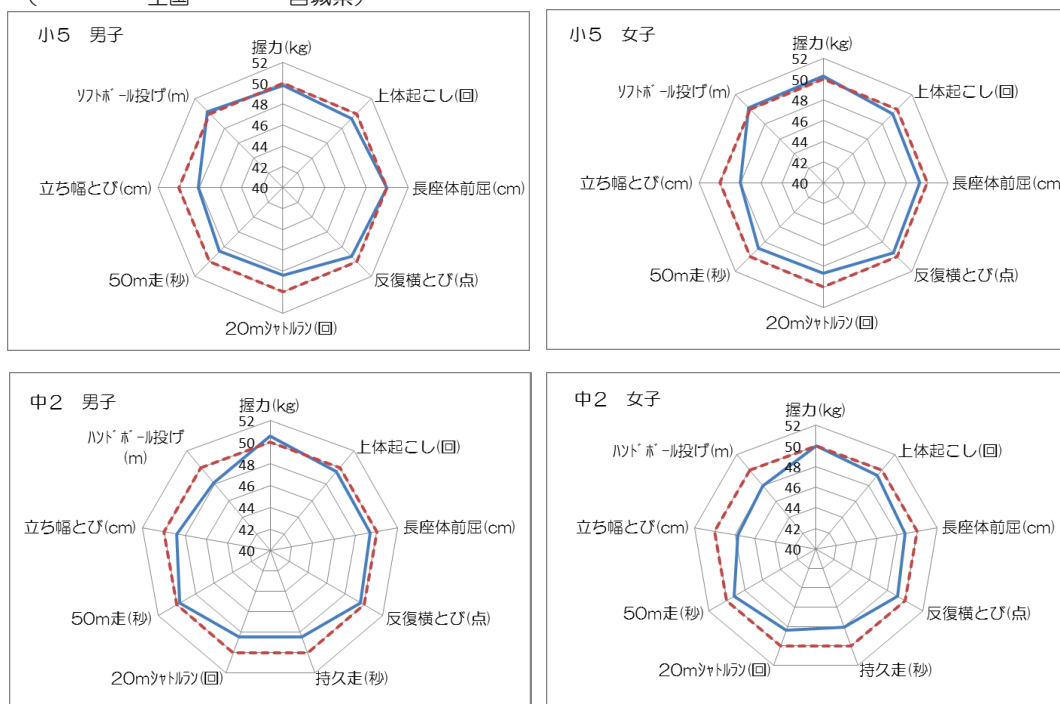
子供の体力・運動能力の状況（H30年全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より）

学年	区分	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)
小学校 5年男子	宮城県	16.58	19.74	33.36	42.45	*	50.11	9.47	148.83	22.92
	全国	16.54	19.95	33.31	42.10	*	52.15	9.37	152.24	22.15
小学校 5年女子	宮城県	16.34	18.93	37.72	40.98	*	40.78	9.66	143.51	13.87
	全国	16.15	18.96	37.62	40.32	*	41.88	9.60	145.94	13.77
中学校 2年男子	宮城県	29.30	27.46	43.53	52.60	401.14	83.93	7.99	195.38	19.75
	全国	28.84	27.36	43.44	52.24	392.65	86.06	7.99	195.62	20.55
中学校 2年女子	宮城県	23.78	23.73	45.81	47.08	292.84	57.60	8.85	167.24	12.12
	全国	23.87	23.87	46.22	47.37	286.85	59.87	8.78	170.26	12.98

全国平均値を「50」とし、宮城県平均値をTスコアで示したレーダーチャート

※ 50を上回っていると全国平均値より優れている、50を下回っていると全国平均値より劣っていることを表しています。

(- - - 全国 — 宮城県)



基本的方向性

- ◆国や関係機関の主催する研修への教職員の派遣や、市町村教育委員会と連携した実践研究等を通じて、小・中・高等学校の体育・保健体育指導者の資質向上に努め、学校体育の充実とともに、県内学校への指導力向上の普及を図っていきます。
- ◆小学校体育主任等を対象とした研修等の実施により、児童生徒の体力・運動能力の現状や向上策への理解・周知を徹底し、児童生徒の体力・運動能力向上に向けた教職員の意識の高揚を図っていきます。
- ◆学校、家庭、地域、民間企業等と連携し、児童生徒に健康三原則（運動・睡眠・食事）の大切さの理解を図るとともに、1日60分の運動習慣の確立と身体を動かす遊びやスポーツに親しむ機会の創出を図っていきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
学校体育研修派遣事業 (スポーツ健康課)	県	小・中学校、高等学校の体育・保健体育指導者を国などが主催する研修に派遣するとともに、派遣者を講師に伝達講習会を開催し、資質向上と学校体育の充実を図ります。
学校・地域保健連携推進事業 (スポーツ健康課)	県	各学校の希望に応じた専門家等を派遣し、研修会や健康相談に対応します。
みやぎの子ども体力運動能力充実プロジェクト (スポーツ健康課)	県	小学校体育主任の悉皆研修や子どものための体力・運動能力拡充合同会議による各団体等との連携等により、県内児童生徒の体力・運動能力を全国水準まで引き上げます。
体力・地域スポーツ力向上推進事業 (スポーツ健康課)	県	民間企業や大学等と連携し、早い段階から運動や身体を動かす遊びに親しむ習慣や、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するモデル事業を実施し、児童生徒の体力・運動能力及び地域スポーツ力の向上を図ってまいります。

二 子ども自身が将来の生き方を考える教育（「志（こころざし）教育」）の推進及び社会参加の促進

現状と課題

- ◆小学校から高等学校までの系統的な教育活動を通じ、常に社会の中における人間の生き方を考えながら学びに向かうよう促す必要があります。
- ◆近年、新規高等学校卒業者の就職率が高くなる一方で、就職から3年以内に離職する割合が依然として高く、定着率の引き上げが課題となっています。
- ◆児童生徒が社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育てる必要があります。

基本的方向性

- ◆児童生徒が自分自身の適性の理解を進め、社会における役割を主体的に選択する過程において、夢と志を持ちながら人間としての在り方・生き方を探求していくことを支援します。
- ◆高校生に対して、将来、自分が社会でどのように生きていくべきかを考える機会を提

供するとともに、進路を達成するためのセミナーやインターンシップなどを通じ、職業に対する志を育成し、就職先への定着率の向上を図ります。

- ◆宮城の未来を担う次代のリーダーを育成するとともに、若者の社会参加の意識を高める機会を提供し、地域で主体的に活躍する人材を育成します。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
志教育支援事業 (義務教育課)	県	志教育の実践事例を参考に、各地域・各学校に応じた取組を実践し、児童生徒が社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育てるとともに、主体的に学ぶ意欲を高めます。
進路達成支援事業 (高校教育課)	県	進路を達成するためのセミナーや企業説明会等を通じ、勤労観や職業観を育成し、就職内定率の向上・維持とともに就職先への定着率の向上を図ります。
みやぎ若者活躍応援事業 (再掲) (共同参画社会推進課)	県	中学生を対象に、知事や各界の第一人者の講話やグループワーク等による「ネクストリーダー養成塾」を実施し、次代のリーダー育成を図ります。また、県政課題等について意見を表明する機会を提供するなど、青少年の社会参加の意識を高めます。

ホ 信頼される学校づくり

現状と課題

- ◆各学校では、自己評価の実施と公表、評価結果の設置者への報告が義務付けられているほか、学校関係者評価も努力義務化されており、外部の意見を取り入れた評価が必要とされています。
- ◆学校評価をより実質的な効果の上がる評価サイクルとするため、学校評議員の活用が重要となっています。
- ◆指導力不足等教員に対しては、学校長及び市町村教育委員会教育長の的確な理解のもと、資質能力の向上を図る必要があるとともに、事前の適正な評価と指導などにより、指導力不足等教員を生み出さないようにすることが必要です。
- ◆東日本大震災の教訓を踏まえて、自他の命を守ることができる力を育むことが重要となっていることから、関係機関や地域と連携し、地域の特色に応じた実践的な避難訓練の実施や、防災副読本等の教材を活用した発達の段階に応じた防災教育の推進が必要です。

基本的方向性

- ◆各学校が自らの教育活動、学校運営等について、自己評価及び学校関係者評価を実施し、学校における改善サイクルを定着させ学校の教育水準の向上を図っていきます。
- ◆学校評価をより実効性の高いものにするため、学校評価に関する研修会を実施するとともに、学校評議員の活動に対し支援していきます。
- ◆指導力不足等教員に対する長期特別研修を引き続き実施し、資質能力の向上を図るほか、指導に不安や悩みを抱える教員に対する課題解消の支援を行い、児童生徒が安心して豊かに学習できる環境の確保に努めます。

- ◆学校安全教育指導者への研修等により教職員の資質向上を図るとともに、スクールガードの養成講習を実施し、学校や周辺を見守りする地域の学校安全ボランティアを養成し、児童生徒の安全を確保していきます。
- ◆学校と地域が連携した防災教育を推進するとともに、児童生徒などの災害に対応する力と心を高めるため、東日本大震災の教訓を語り継ぎ、「みやぎ学校安全基本指針」を基にした防災教育副読本による授業を実践し、防災教育の「みやぎモデル」を広めていきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
学校評価事業 (高校教育課)	県	各学校の教育活動、学校運営等に対し、自己評価のみならず、外部の評価・意見を取り入れ、学校における改善サイクルを定着させ、学校の教育水準の向上を図ります。
学校安全教育推進事業 (スポーツ健康課)	県	学校安全教育指導者の研修会やスクールガード養成のための講習会等により、交通事故防止、犯罪被害防止及び災害被害防止を推進します。
防災教育推進事業 (スポーツ健康課)	県	防災教育の副読本を活用した授業実践や、学校と地域が連携したネットワーク会議の開催などを通じて、県内全ての児童生徒等の災害に対応する力と心を高めます。

ハ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

- ◆情報社会がもたらす影の部分として様々な問題が発生しており、正しく活用する力の育成により、被害を未然に防止することが必要となっています。
- ◆特に、スマートフォンの急速な普及に伴い、インターネットを通じて、子どもが犯罪や被害に巻き込まれる危険が増えています。また、インターネット上の掲示板への書き込みやメールによるいじめ等が原因で、命に関わる事件が発生するなど、ネット利用の在り方が大きな社会問題になっています。
- ◆社会環境の変化に応じ、子どもを取り巻く犯罪や有害環境から守るための環境整備に努める必要があります。

基本的方向性

- ◆児童生徒を有害情報から守る取組として、地域・学校・家庭における情報モラル教育の一層の推進を図ることが必要であることから、教職員の指導力向上を更に推進していきます。
- ◆インターネットやスマートフォン等の利用における情報モラルの普及・啓発を行うとともに、いじめ問題の新たな温床となっている学校裏サイトの検索・監視等を実施し、児童生徒のネット被害を未然に防止していきます。
- ◆青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定や立入調査の実施により、継続的な有害環境の浄化を図ります。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
情報教育に関する研修 (教職員課・総合教育センター)	県	情報社会に参画する態度の育成と情報セキュリティに関して理解を深め、対策等のスキルの修得や授業実践に必要な資質の向上を図るなど、教職員の指導力向上に係る研修を行います。
ネット被害未然防止対策事業 (高校教育課)	県	学校裏サイトの監視や、ネットパトロールスキルアップ研修会による教員の資質向上により、児童生徒に情報モラルを身に付けさせ、ネット被害を未然に防止します。
青少年環境浄化モニター設置事業 (共同参画社会推進課)	県	モニターを委嘱し、青少年の健全な育成を阻害すると認められる有害な興行、図書類、広告物等の実態把握と有害環境の浄化活動を行い、効果的な青少年健全育成条例の運用を図ります。
青少年保護対策事業 (共同参画社会推進課)	県	青少年の健全な育成を阻害し、非行を誘発するおそれのある行為を防止するため、県内で販売される有害図書類等を調査、指定、周知を図ります。
インターネット安全利用推進事業 (共同参画社会推進課)	県	青少年のいじめや犯罪被害防止等、インターネットの安全利用について啓発を図るため、「インターネット安全安心利用推進フォーラム」の開催や、啓発パンフレットの作成・配布等を行います。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

イ 家庭教育への支援の充実

現状と課題

- ◆核家族化や地縁のつながりの希薄化を背景として、家庭教育が困難となってきており、子育ての孤立化や育児不安の解消、虐待や放置予防の観点から、気軽に集い、育児相談や支援を受けることができる場が必要となっています。
- ◆中・長期的に影響が続くことが想定される震災後の大きな喪失感や不安・ストレスに対し、親の心のケアと安心の回復が子どものためにも必要となっています。
- ◆東日本大震災により、子どもを育てる環境が損なわれているため、家庭・地域・学校が相互に連携し合いながら、子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

基本的方向性

- ◆家庭・地域・学校が連携・協働していくための人材の養成や、普及・啓発等により、地域で孤立化する可能性の高いひとり親や転入して間もない家庭に配慮し、親子への切れ目のない支援をしていきます。また、地域全体で子どもを育てる体制を整備するとともに、家庭の教育力を支える環境づくりをしていきます。
- ◆東日本大震災により被災した地域では、保護者の生活基盤が不安定となったことによる子どもへの影響が懸念されることから、市町村と連携しながら、学びを通じた地域のコミュニティの再形成を促進していきます。
- ◆子育て中の保護者を支援する「家庭教育支援チーム」の設置を各市町村に働きかけていくほか、宮城県版親の学びのプログラムのうち中高生に向けて作成した“親になる

準備のプログラム”である『親のみちしるべ』を活用しながら将来子どもを持つということ、親になるということについて考える機会の拡充を図っていきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
みやざらしい家庭教育支援事業 (生涯学習課)	県	震災後の多様な課題を抱える地域社会において、家庭教育に関する支援者の育成や情報発信、学習機会の提供等、家庭教育支援の充実と振興を推進します。
協働教育推進総合事業 (再掲) (生涯学習課)	県 市町村	家庭・地域・学校の協働による教育活動を行うとともに、推進するための人材を養成する研修等の開催を通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

□ 地域の教育力の向上

現状と課題

- ◆小学校の放課後児童の安全・安心な活動拠点の確保とともに、活動を支援する人材の確保、資質の向上が必要となっています。
- ◆東日本大震災により、子どもを育てる環境が損なわれているため、家庭・地域・学校が相互に連携し合いながら、子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

今後の基本的方向性

- ◆市町村と連携しながら、子どもが安全に安心して活動できる放課後子供教室を実施していきます。また、それに関わる指導者に対して安全管理方策や子どもの接し方、活動プログラムの企画等の研修を実施し、資質の向上を図っていきます。
- ◆国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、教育・福祉等関係部局の連携により、市町村が放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な取組を進められるよう環境づくりを進めていきます。
- ◆地域住民の参画を得ながら学習活動、体験活動を推進することにより、地域の教育力の向上や地域の活性化を図ります。また、被災した地域においては、これらを通じて、地域コミュニティの再形成を促進していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
放課後子ども総合プラン推進事業 (生涯学習課)	県	市町村と連携しながら、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備を進めるとともに、指導者に対する研修や在り方を検討する推進委員会の開催を通じ、次代を担う人材の育成に努め、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことのできる環境づくりを推進します。

(3) 特別支援教育の充実

イ 共に学ぶ教育の推進

現状と課題

- ◆ユネスコのサラマンカ宣言（※）では、障害の有無によらず、すべての子どもを対象として特別な教育的ニーズに応じた教育を行うことを原則とすべきとの考え方が示され、我が国の特別支援教育の在り方にも影響を与えています。

（※）サラマンカ宣言：1994年6月にスペインに92か国の政府と25の国際組織の代表者が集まり、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の「特別なニーズ教育に関する世界会議」が開催され、その中で採択された特別なニーズ教育に関する宣言

- ◆障害が重くても地域の小・中学校で学ばせたいという保護者がいる一方で、特別支援学校で学ばせたいという保護者もあり学校教育に対するニーズが多様化しています。また、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、早期からの教育相談・支援、就学支援の充実を図ることが求められています。
- ◆通常の学級における発達障害（学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）及び自閉症など）の児童生徒のための教育的支援の必要性が高まっています。
- ◆発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するためには、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係部局、大学・親の会・NPO等の関係機関からなる地域のネットワーク構築が必要です。

基本的方向性

- ◆本人や保護者の希望を尊重し、子どもが地域の小・中学校で共に学ぶことができる教育環境の整備を目指し、特別支援学校に在籍する小・中学部の児童生徒が居住する地域の小・中学校で交流及び共同学習ができる環境づくりを更に進めていきます。
- ◆発達障害の特性を有する児童生徒が通常の学級で学習ができるよう、学校における認知特性に配慮した授業の提供を確保し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行っていきます。
- ◆各市町村における連携協議会等を通じて、教育・医療・保健等関係機関と連携した支援体制を構築し、障害のある子どもを地域全体で育てる環境づくりを進めていきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
特別支援教育総合推進事業 （特別支援教育課）	県	県及び市町村特別支援連携協議会を開催し、教育・保健・医療・福祉・労働等の関係機関と連携し、障害のある子どもを地域全体で育てる環境づくりを進めます。
特別支援教育システム整備事業 （特別支援教育課）	県	特別支援学校に在籍する児童生徒の希望により、居住地の小・中学校での学習活動を行い、地域で共に学ぶための教育環境づくりを推進します。
特別支援教育研修充実事業 （特別支援教育課）	県	校内や地域で中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターや管理職、特別支援教育担当教員等への研修を通じて、幼児児童生徒への支援体制の充実を図ります。

□ 教職員の専門性や資質の向上策への支援及び協力

現状と課題

- ◆特別支援学校が、関係機関との連携協力の体制整備や校内支援体制の充実を図るためには、ミドルリーダーの育成と特別支援教育コーディネーターの養成がますます重要になっています。
- ◆教職員の専門性を向上させるため、福祉に関する研修会や幼・小・中・高にわたる特別支援教育への理解、推進を図る研修会への参加を促進するなど、教育と福祉の一層の連携を図る必要があります。

基本的方向性

- ◆各種研修の充実や研修対象者の拡充等により、ミドルリーダーの育成やコーディネーターの養成、教職員の資質の向上を図り、障害のある幼児児童生徒に対する学校内支援体制を充実していきます。
- ◆免許法認定講習を引き続き実施するとともに、実態調査による教職員のニーズを踏まえた免許状の取得等に向けた機会を大学など関係機関と連携・協力しながら引き続き提供し、教職員の特別支援教育に関する専門性等の向上を図っていきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
特別支援教育研修充実事業（再掲） （特別支援教育課）	県	特別支援教育コーディネーター養成研修会を実施するとともに、特別支援学校地域コーディネーターが地域の小・中・高等学校コーディネーター向けの研修会を企画、運営します。
免許法認定講習 （教職員課）	県	現職の教職員を対象とした講習の開設により、教育職員免許状の上進、取得を推進し、特別支援教育に関する専門性等の向上を図ります。

ハ 障害のある児童生徒への教育的支援及び保護者などへの相談支援

現状と課題

- ◆障害のある児童生徒及びその家族に寄り添いながら、地域での自立した生活に向けた多様なニーズへの対応が求められています。
- ◆障害の重度及び重複化に伴い、特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒は年々増加しており、学校内における医療的ケアの実施体制や環境の整備が必要です。

今後の基本的方向性

- ◆障害のある子どもや保護者が地域で適切な相談・支援が受けられるよう、教育と福祉の連携や関係機関とのネットワークの構築を通じて、相談支援体制の充実を図っていきます。
- ◆医療的ケアを実施する特別支援学校に、引き続き看護師を配置するとともに、巡回指導医の指導を踏まえながら、教職員が看護師と連携し、経管栄養等の医療的ケアを実施する体制を整備し、児童生徒の学習環境を確保していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
医療的ケア推進事業 (特別支援教育課)	県	日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校において児童生徒の健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を進め、児童生徒の教育の充実を図ります。

(4) 次代の親の育成

現状と課題

- ◆現代の若者は、核家族化や少子化の進展に伴い、異年齢の中にいる機会が少ない中で育ってきており、赤ちゃんと触れ合う経験も乏しく、親になる意識が低い状況にあります。
- ◆若者の失業率が他の年代と比較して高い現状を踏まえて、将来親となる若者の就職問題が重要な課題となっており、若者の職業能力の向上や就職先の確保を図る必要があります。また、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代の中には、不安定な雇用による経済的な理由から、結婚や子どもを持つことが困難な方もいるという現状があります。

基本的方向性

- ◆児童生徒の成長段階に応じて、社会奉仕体験活動や自然体験活動等を促進し、豊かな心と社会性を育み、自ら考え行動できる力を育成していきます。
- ◆市町村とも連携しながら、中学生や高校生を対象とした、親としての成長や子育てについての体験学習等を通じて、親になることへの意識啓発を図っていきます。また、大学生に対して、自らの人生設計を考え、親になることについて意識をもつ機会を提供していきます。
- ◆企業や学校などと連携しながら、若年求職者を対象としたセミナーやキャリアコンサルティング、職業紹介などを行い、幅広い世代の就業を支援していきます。また、国では「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、就職氷河期世代の安定的な就職や社会参加を集中的に支援するとしていることから、県としても、就職氷河期世代への相談・支援体制の強化に取り組んでいきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
「学ぶ土台づくり」普及啓発事業(再掲) (教育企画室)	県	子育てに関わる親及びこれから親になる世代を中心に「親子間の愛着形成」「基本的生活習慣」「豊かな体験」の必要性・重要性について啓発します。
みやぎらしい家庭教育支援事業 (生涯学習課)	県	中学生・高校生を対象に将来子どもを持ち、親になるということに明るい希望を抱くとともに、親や周囲の人とよりよい人間関係を築くことができるよう、宮城県版「親の学びのプログラム 親のみちしるべ第2弾」等を用い実践します。
若年者の就職支援のためのワンストップセンター事業(みやぎジョブカフェ) (雇用対策課)	県	キャリアカウンセリングから職業紹介までをワンストップで行うセンターを核とし、15歳から概ね50歳までを対象に就職支援を行います。

<p>就職氷河期世代支援事業 (雇用対策課)</p>	<p>県</p>	<p>国の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し、関係機関と連携しながら就職氷河期世代向けの就職相談会、就業体験支援等を行い、就労・自立を支援します。</p>
<p>子育て県民運動推進事業 (再掲) (子育て社会推進室)</p>	<p>県</p>	<p>県内の大学生に対し、妊娠・出産・不妊に関する正しい知識を身につけ、妊娠・出産の適齢期を意識したライフプラン形成を支援するため、大学生のための「ライフプランセミナー」を開催します。</p>

4 安心して子どもを産み育てるための保健・医療の充実

(1) 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実

イ 切れ目ない妊産婦・乳幼児への支援体制の整備

現状と課題

- ◆宮城県の出生数、出生率は減少傾向にあります。ハイリスク妊婦や低出生体重児などへの対応が必要であり、周産期医療や母子保健対策の重要性が増しています。
- ◆妊娠・出産・子育てに関する知識不足や経験不足が、出産への不安や育てにくさにつながることもあることから、妊婦健診による健康管理とともに、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を得ることが必要です。
- ◆核家族化の進行や、地域社会のつながりの希薄化などの社会状況の変化から、子どもの保護者が子育てに対する不安や孤立感を感じています。特に、多胎妊婦や多胎家庭は、外出が難しいなどの問題から育児に困難を抱えています。
- ◆市町村においては、妊娠届を受理する際、面接により妊婦への相談に対応していますが、妊婦健診未受診者への対応が課題のひとつとなっており、できるだけ早期の把握と支援が必要とされています。
- ◆出産後の母親は、身体的、精神的に不安定になり、育児不安を抱えやすいことから、細やかな支援が必要です。新生児訪問での支援や産後ケア事業などの実施により、妊産婦のメンタルヘルスケアの充実を図ることが必要です。
- ◆市町村が実施する乳幼児健診では、発達や疾病、母子関係や家庭環境に関する相談が多く、育児の負担感や育児不安を抱える保護者への、継続した支援が求められています。

基本的方向性

- ◆周産期母子医療センターを拠点として地域の周産期医療機関との連携強化を図るとともに、安心して子どもを産み育てることのできる体制の充実を図るため、周産期医療従事者の確保・育成に努めるほか、周産期医療従事者に必要とされる基本的知識に加え、より高度な技術を習得するための研修等を実施し、資質の向上を図ります。
- ◆母体の円滑な受入を行うため、周産期救急搬送コーディネーターによる搬送調整など、周産期母子医療センターを中心とする周産期救急体制の確保を図ります。
- ◆妊娠前から、妊娠・出産・育児に関する正しい知識や産後のメンタルヘルスケアの重要性について、知ることのできる機会を持てるような仕組みづくりを推進していきます。
- ◆市町村が実施する乳児家庭訪問や乳幼児健診などのあらゆる機会において、妊産婦とその家族に対して妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の周知を図るとともに、不安や悩みを早期に相談できる体制の充実を図ります。また、多胎妊婦や多胎家庭の育児等の負担軽減が図られるよう、市町村が実施する産前・産後サポート事業を支援します。
- ◆平成28年の母子保健法改正により、「子育て世代包括支援センター」の設置が市町村の努力義務とされたことから、子育て世代包括支援センターの設置に向けた取組などを通じて、妊産婦や乳幼児等への切れ目ない支援を提供する体制充実を図ります。

- ◆保健所や関係機関と連携しながら、県全域及び各圏域において、母子保健支援関係者等を対象とした研修等を実施し、母子保健支援関係者の資質向上を図るとともに、各圏域における妊産婦や乳幼児等への支援体制を強化します。
- ◆市町村の乳幼児健診などを通じて把握された継続支援を必要とする乳幼児に対して専門相談の機会を提供し、市町村や関係機関と連携した支援を行います。

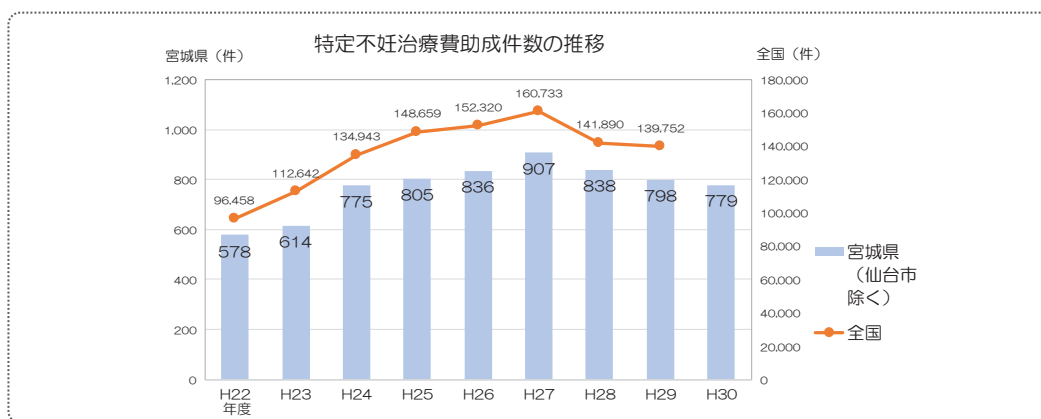
【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
母子保健指導普及事業 (子ども・家庭支援課)	県	母子関係従事者が、より効果的な母子保健活動を展開するための研修会などを行います。
乳児家庭全戸訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県 市町村	乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境を把握するとともに、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。
養育支援訪問事業 (子ども・家庭支援課)	県 市町村	養育支援が必要と認められる家庭に対して、養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。
心身障害児発達・支援事業 (子ども・家庭支援課)	県	専門医師による診察や日常生活に関する相談指導を行うとともに、専門スタッフによる発達訓練指導を行います。また、児童の生活の場に専門スタッフを派遣し、発達に応じた指導及び訓練を行います。
妊産婦メンタルヘルス連絡会議 (子ども・家庭支援課)	県	関係者による連絡会議での検討を通して、メンタルヘルスの問題を抱える妊産婦に対する支援体制構築に向けて取り組みます。
周産期医療対策事業 (医療政策課)	県	周産期医療情報センターの運営、総合地域周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営支援等により、周産期医療体制の整備を図ります。

□ 不妊や不育等に悩む方に対する支援の充実

現状と課題

- ◆宮城県の合計特殊出生率は低水準で推移しており、全国でも下位に位置していますが、特定不妊治療を受ける夫婦等は増加傾向にあり、総出生児数に対する体外受精出生児数の割合は高くなっています。
- ◆不妊や不育に悩む夫婦等に対して必要な情報を適切に提供するとともに、治療などへの不安に対する相談体制を充実させていく必要があります。
- ◆また、不妊治療費は一般に高額であることから、継続的に不妊治療費の助成を行っていく必要があります。



基本的方向性

- ◆不妊・不育に関する相談窓口や不妊治療等に関する情報を提供し、不妊や不育に悩む夫婦等に対して支援していきます。
- ◆専門の医療機関と連携し、不妊や不育に関する専門的な相談に対応できる体制の充実を図ります。
- ◆体外受精及び顕微授精などの不妊治療に要する費用の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
不妊・不育専門相談センター事業 (子ども・家庭支援課)	県	不妊・不育に関する相談への助言、不妊治療等についての情報提供を行い、不妊・不育に悩む夫婦等に対して支援します。
特定不妊治療費助成事業 (子ども・家庭支援課)	県	不妊治療を受けている夫婦に対して特定不妊治療費の一部を助成し、経済的・精神的な負担の軽減を図ります。

(2) 妊娠期からの児童虐待予防対策の推進

現状と課題

- ◆育児不安を抱える保護者の支援と子育ての孤立を防止するため、乳児のいるすべての家庭への訪問を全市町村で取り組んでいるほか、市町村において、妊娠期から子育てまで切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置が進んでいます。
- ◆ハイリスク妊産婦に対しては、早期に必要な支援を受けられるよう、支援する関係者が情報を共有し、妊産婦に寄り添った対応が必要となります。また、虐待リスクの要因の一つとされる障害のある子どもがいる家庭に対しては、早期にアプローチし適切な支援につなげる必要があります。
- ◆行き過ぎた「しつけ」は「虐待」であるという認識を高め、違法行為である体罰による不適切な育児が行われないよう、虐待予防に関する周知・啓発の取組を一層強化する必要があります。
- ◆乳幼児健診を受診していない、保健サービスなどを利用していない子どもは虐待リスクが高い可能性があります。虐待を未然に防ぐためには、そうした子どもの状況を早期に把握し、「要保護児童対策地域協議会」等において関係者が情報共有し、連携して速やかに対応していくことが必要です。

乳幼児健診での問診結果における 「子どもを虐待していると思われる」親の割合

(厚生労働省「母子保健事業に係る実施状況等集計結果」より)

全回答者のうち、以下の7項目のうちいずれか1つでも回答した者の割合

- ①しつけのし過ぎがあった
- ②感情的に叩いた
- ③乳幼児だけを家に残して外出した
- ④長時間食事を与えなかった
- ⑤感情的な言葉で怒鳴った
- ⑥子どもの口をふさいだ
- ⑦子どもを激しく揺さぶった

乳幼児 健診	H28年度		H29年度		H30年度	
	宮城県	全国	宮城県	全国	宮城県	全国
3・4か月児	7.5%	9.7%	6.9%	7.9%	6.1%	8.1%
1歳6か月児	19.1%	22.6%	18.5%	19.7%	17.7%	18.9%
3歳児	40.1%	42.3%	37.9%	38.9%	34.8%	36.8%

基本的方向性

- ◆子育て世代包括支援センターの職員や市町村母子保健担当職員向けの研修会を実施し、母子保健支援関係者の資質向上を図ります。
- ◆児童虐待の発生予防の観点を含めた妊娠期からの継続した支援体制を充実させるため、広域的な立場から周産期医療機関等関係機関とのネットワーク構築を図っていきます。
- ◆産後うつ予防や早期発見のため、助産師、保健師等によるエジンバラ産後うつ病質問票を用いたスクリーニング及び家族状況のリスク評価ができるよう、人材育成や環境整備に取り組みます。また、カンファレンス等を通じて関係者が情報を共有し検討を行い、必要な支援を行います。
- ◆特定妊婦や要保護児童、虐待リスクのある家庭を早期に把握し、継続した支援のため要保護児童対策地域協議会の一層の活性化を図るとともに、各相談機関の周知広報に努めていきます。
- ◆児童相談所や市町村との連携を密にし、尊い子どもの命が奪われることのないよう、福祉・医療・保健・教育及び警察など、関係機関との連携・協力を図り、より実効性のあるネットワーク体制を構築していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
母子保健指導普及事業 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県	市町村などの母子関係従事者への研修、母子保健に係る普及啓発などを行い、県内の母子保健活動の充実・強化を図ります。
母子保健児童虐待予防事業 (子ども・家庭支援課)	県	市町村などの母子関係従事者への研修や技術支援を行うとともに、支援体制整備に係る検討などを行い、妊娠期から支援を必要とする保護者の早期発見、切れ目ない妊娠・出産・育児支援の充実を図ります。

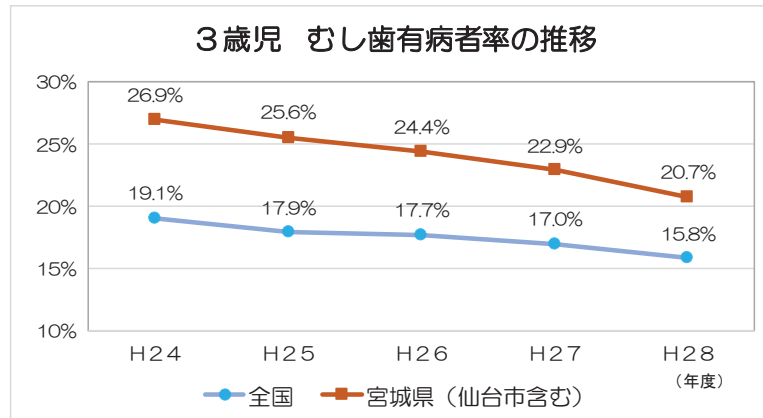
(3) 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実

イ 子どもが自ら取り組む健康づくりの推進

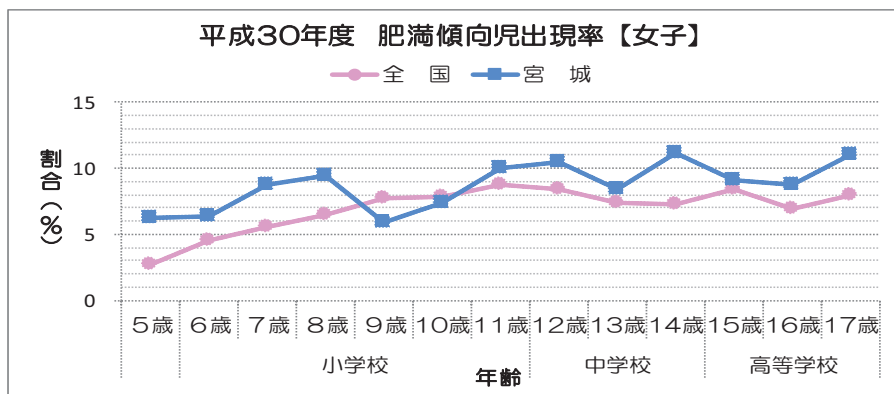
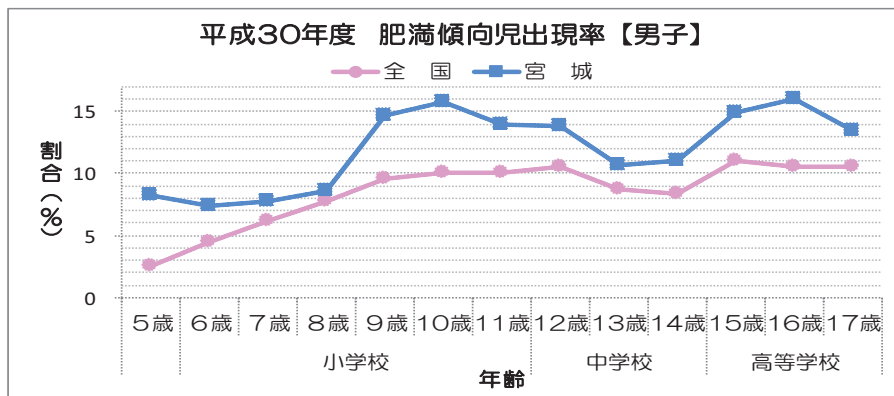
現状と課題

- ◆社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、家庭における生活習慣は大きく変化してきており、不規則な食事、栄養バランスの偏り、運動不足などを背景にした肥満や小児生活習慣病などが増加しています。
- ◆本県では、肥満傾向児の出現率が高いことや、子どものむし歯有病者率が全国と比較して高い状況が続いていることから、生活習慣や歯と口腔の健康づくりについて、子どもと保護者の理解や関心を深め、実践につながるような積極的な働きかけを行っていく必要があります。

厚生労働省 3歳児歯科健康診査実施状況より



文部科学省 学校保健統計調査より



基本的方向性

- ◆子どもと保護者が基本的な生活習慣や食に関して学ぶ機会を提供するとともに、家庭教育に関する情報の提供やアドバイスを行う子育てサポーターの養成など、家庭教育支援体制の充実を図ります。
- ◆食育の取り組みを効果的に進めるため、行政だけでなく、家庭・学校・保育所、関係団体等が連携・協力し、県民一人一人が主役となって取り組むための体制づくりを推進していきます。
- ◆学校に、食に関する指導にあたる栄養職員を配置するほか、保育所や幼稚園、学校給食関係者等の食育の知識や技術に関する研修を行い、資質の向上を図ります。
- ◆歯と口腔の健康づくりについては、妊娠期からの働きかけが必要であることから、関係機関と連携しながら普及啓発などに取り組んでいきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
スマートみやぎプロジェクト(子どもの健康なからだづくり推進事業) (健康推進課)	県 (保健所)	市町村、教育機関、職域等の関係機関と連携し、子どもと親世代を対象に食習慣や運動習慣等の健康課題の解決に向けた取組みを実施する。
みやぎの食育推進戦略事業 (健康推進課)	県	フォーラムの開催やイベントへの出展・パネル展示等を通じて、食育を県民運動として展開し、一人一人の意識の高揚と機運の醸成を図ります。
フッ化物洗口普及事業 (健康推進課)	県	歯と口腔の健康づくりを推進するため、市町村(仙台市を除く)が、保育所・幼稚園及び認定こども園において、新たにフッ化物洗口に取組む市町村に対し、技術的支援、財政的支援を行います。
幼児歯科保健関係者研修事業 (健康推進課)	県	乳幼児期の歯科口腔保健を推進するため、幼稚園教諭、保育士、市町村歯科保健担当者に対する研修会を行います。
学童期・思春期の歯と口腔の健康づくり支援者研修事業 (健康推進課)	県	学童期における歯科口腔保健の推進を図るため、小中学校保健主事、養護教諭等への研修を行います。

□ 思春期の健康教育の充実

現状と課題

- ◆インターネットやSNSなどを通じた性情報が氾濫する中、思春期の児童・生徒の性行動が、性感染症や望まない妊娠につながるリスクが高まっている現状があり、望まない妊娠をした場合、妊婦健診を受診しないなどの理由から、妊婦の健康と胎児への影響が危惧されます。
- ◆心身ともに成長が著しく、人格形成に重要な時期である思春期においては、多様かつ特有の悩みを抱え、過度なダイエットや偏食などの健康問題につながることもあることから、この時期の子どもが抱える様々な心の問題を大人が理解し、適切に対応する必要があります。

- ◆性教育については、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、子どもが性と健康に関する正しい知識を得られるよう支援していく必要があります。
- ◆健康に悪影響を及ぼす喫煙、薬物についても、その危険性や心身への影響などについて、子どもと親が正しく理解を深める必要があります。そのためには、家庭、地域及び学校の連携が不可欠であり、地域ぐるみで取り組むことが必要です。

基本的方向性

- ◆児童・生徒が妊娠・出産・育児に関する正しい知識について理解を深められるよう、学校における適切な指導方法について、教職員に対する研修の充実を図ります。
- ◆教職員、保健福祉関係者、助産師等の性教育指導者による普及・啓発を進めていくとともに、児童生徒が抱える多種多様な悩みに対応するための研修を実施します。
- ◆思春期の子どもに対する性教育においては、「同世代によるピアサポート」が有効であることから、市町村や関係機関と連携しながら、ピアサポートを活用した中学校・高校への出前講座などを推進していきます。
- ◆小・中学生・高校生を対象とした薬物乱用防止教室の開催の推進及び禁煙や受動喫煙による健康影響の講話等を引き続き実施し、問題意識を高めるための働きかけを行います。
- ◆また、妊婦や子どもを受動喫煙から守るため、受動喫煙防止に関する県民の気運醸成を図るとともに、施設の実情に合った自主的な受動喫煙防止対策を促進していきます。
- ◆薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬覚醒剤乱用防止運動等を実施し、行政機関、ボランティア団体等が連携しながら、家庭や地域における啓発活動を展開していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
思春期健康教育支援事業 (子ども・家庭支援課)	県	中学校及び高等学校等の思春期健康教育に講師及び思春期ピアカウンセラー等を派遣し、子どもが性について正しい理解を深め、主体的な行動がとれるよう支援します。
薬物乱用防止啓発事業 (薬務課)	県	薬物の乱用を防止するため、宮城県薬物乱用防止指導員を中心とした啓発キャンペーンを実施します。
薬物乱用防止教室講師派遣事業 (薬務課)	県	薬物への問題意識を高めるため、各学校からの依頼に基づき、県薬務課及び保健所において薬物乱用防止教室の講師を選定し、派遣します。

5 支援を必要とする子どもや家庭への対応

(1) 心の問題を抱える子どもへの対策

現状と課題

- ◆子どもをめぐる問題が多様化・複雑化し、心の問題を抱える子どもが増加しているほか、いじめや自死などが社会問題化しており、子どもたちとその保護者への対応の必要性が高まっています。
- ◆集団生活に支障をきたし、精神医学的な関わりが必要な子どもに対して、子ども総合センターにおいて医療・教育・福祉的側面からの専門的ケアを行っていますが、遠方から通所する子どもの負担の軽減を図ることが必要です。また、その他の支援についても、県内全域で同水準のサービスを提供することが必要です。
- ◆保護者による虐待や無気力、学業の不振など、個々の児童生徒が不登校となる要因やきっかけは様々です。特に、津波被害による家庭環境・経済状況の変化や肉親等を亡くしたことによる精神的なものなど、東日本大震災の影響は未だ幅広く見られます。
- ◆子ども・若者を取り巻く深刻な問題に対応するためには、単一の機関だけでは対応が困難であり、様々な機関がネットワークを形成し、専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが求められています。
- ◆学校だけでなく、^(※) けやき教室や子どもの心のケアハウスにも通えない不登校の子どもとその家族をどのように支援していくかということが課題となっています。

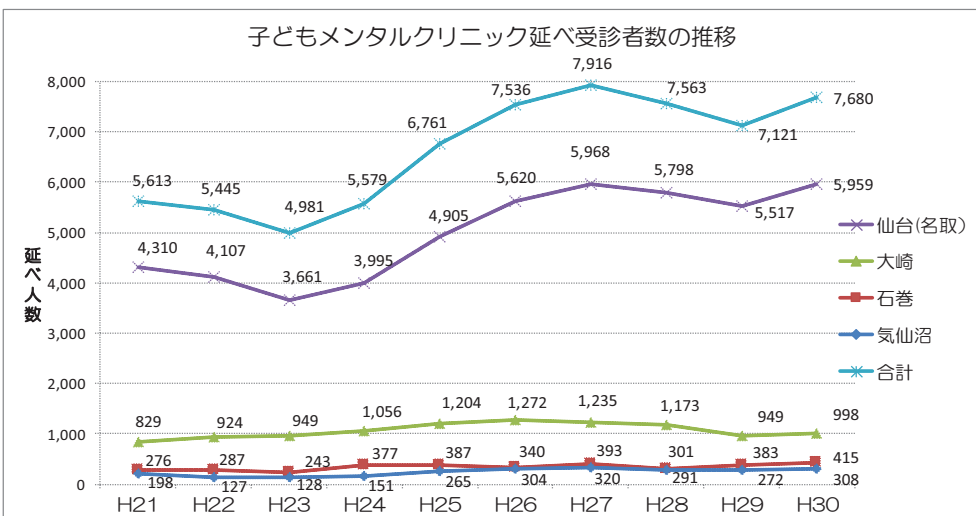
(※) けやき教室：不登校児童生徒一人ひとりに応じた指導や支援を行い、自立心を高め、社会性を身に付けさせるよう支援する教室

ケアハウス：不登校傾向にある児童生徒に対して来所相談の他、学校や家庭での支援を通して学校復帰や自立支援を目的に市町村が運営する機関

【関連データ】

子どもメンタルクリニック受診者数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
仙台(名取)	4,310	4,107	3,661	3,995	4,905	5,620	5,968	5,798	5,517	5,959
大崎	829	924	949	1,056	1,204	1,272	1,235	1,173	949	998
石巻	276	287	243	377	387	340	393	301	383	415
気仙沼	198	127	128	151	265	304	320	291	272	308
合計	5,613	5,445	4,981	5,579	6,761	7,536	7,916	7,563	7,121	7,680



基本的方向性

- ◆心の問題を抱える子どもやその保護者、関係者に対して、引き続き児童精神科医による専門的・多面的な支援を充実していくとともに、サービスの地域格差の改善や診療の質の向上を目指し、診療所の体制充実や関係機関との連携を図っていきます。
- ◆子ども総合センターにおける子どもデイケア事業の機能、役割及び実施形態について、より利用者のニーズに即したものとすよう検討していきます。
- ◆学校・家庭・関係機関等が連携したネットワークの構築や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等による相談体制の充実により、児童生徒の心のケアに取り組んでいきます。
- ◆ニート、ひきこもり、不登校など社会生活上困難を抱える子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係支援機関等のネットワークの構築・強化を進めます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子どもメンタルクリニック事業 (子ども・家庭支援課)	県	子ども総合センター附属診療所4ヶ所(名取、大崎、石巻、気仙沼)において、心の問題を抱える子どもや家族等に対して、診療及び相談を行います。
子どもデイケア事業 (子ども・家庭支援課)	県	子ども総合センターにおいて、精神医学的な関わりを必要とする子どもに対して、集団の場面で、医療・教育・心理的側面からの治療プログラムを提供します。
いじめ対策・不登校支援等推進事業(再掲) (義務教育課)	県	学校、家庭、関係機関が連携したネットワークによる多様な支援や、教員等を対象とした研修会の実施等により、様々な問題を抱えた子どもを支援します。
子ども・若者支援体制強化事業 (共同参画社会推進課)	県	教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の各分野で構成する「子ども・若者支援地域協議会」を運営し、年齢や制度による切れ目のない効果的な支援のための関係機関の連携強化を図ります。また、「石巻圏域子ども・若者総合相談センター」を運営し、協議会と連携して様々なケースの相談に応じます。

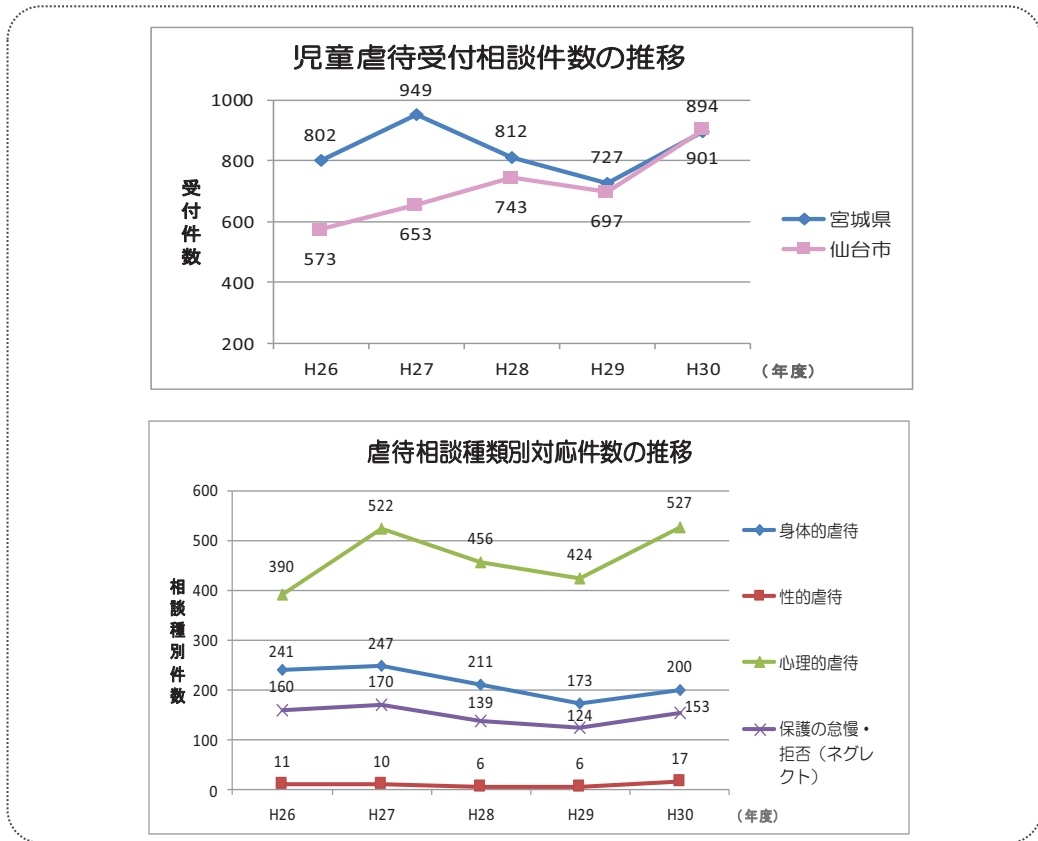
(2) 児童虐待防止対策の充実

イ 関係機関の協力体制の構築

現状と課題

- ◆各種の児童虐待防止対策を講じているものの、県内の児童相談所が受理した児童虐待相談件数は増加傾向にあり、依然として多くの児童虐待が発生しています。
- ◆子どもたちをめぐる社会環境が大きく変化する中で適切な支援を実施するためには、関係機関間での必要な情報の交換や支援内容の共有が必要です。
- ◆平成30年度から、児童相談所職員として現職警察官の人事交流を始めるとともに、平成30年7月5日付けで児童虐待の防止強化のための情報共有等に関する協定を結び、児童相談所と県警との連携強化を図っています。

【関連データ】



基本的方向性

- ◆児童相談所を児童虐待防止対策推進の核として、特に、その予防対策に重点を置いて推進していくとともに、様々な理由により保護を要する子どもたちを支援していきます。
- ◆要保護児童対策地域協議会の一層の活性化を図るとともに、各相談機関の周知広報に努めていきます。
- ◆子どもの安全確保を最優先とし、福祉・医療・保健・教育及び警察など、関係機関との連携・協力を図り、より実効性のあるネットワーク体制を構築していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子ども人権対策事業 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県	関係機関とのネットワーク体制を構築し、虐待予防・早期発見及び被虐待児への援助等を行い、子どもの人権擁護や福祉向上を図ります。
母子保健児童虐待予防事業(再掲) (子ども・家庭支援課)	県	市町村などの母子関係従事者への研修や技術支援を行うとともに、支援体制整備に係る検討などを行い、妊娠期から支援を必要とする保護者の早期発見、切れ目ない妊娠・出産・育児支援の充実を図ります。

□ 児童相談所の適切な関与及び体制の強化

現状と課題

- ◆子育ての支援と孤立化を防止するため、乳児のいるすべての家庭への訪問を全市町村で取り組んでいます。
- ◆児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制強化を行っています。
- ◆児童相談所による市町村への後方支援は、児童虐待の深刻度に応じて適切に行っていく必要があることから、関係機関は十分な情報収集と正確なアセスメントのもと、共通認識を持ってそれぞれの役割を踏まえた支援を行っていく必要があります。

基本的方向性

- ◆ネットワークの活用を図りながら、情報連絡会などを実施し、引き続き市町村との連携を図っていくほか、児童相談所の専門的事例対応や市町村支援機能の充実を図っていきます。
- ◆要保護児童対策地域協議会の一層の活性化を図り、関係機関の連携を強化するよう努めていきます。
- ◆児童相談所において、親族も交えて援助方針を話し合う場を設け、家庭復帰の方向が決まった場合には、要保護児童対策地域協議会を活用して関係する各機関への周知や、見守り体制の整備などにより、親子再統合への取組を推進していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
乳児家庭全戸訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県 市町村	乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境を把握するとともに、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。
養育支援訪問事業 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県 市町村	養育支援が必要と認められる家庭に対して、養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。
児童虐待防止強化事業 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県	複雑化・深刻化している児童虐待を防止するため、関係機関との連携強化及び児童相談所の体制強化を図るとともに、職員の専門性の向上等を図ります。
弁護士支援体制整備事業 (子ども・家庭支援課)	県	児童相談所において、弁護士から法的な助言や協力等を受けながら、深刻化する児童虐待に対応することができる体制の整備を図ります。

八 専門性向上のための取組の推進

現状と課題

- ◆虐待予防及び早期発見に向けた保健師等の専門性向上のための研修を実施していますが、虐待防止における市町村の役割が期待されており、更なる専門性の向上が必要です。
- ◆市町村の体制について、市には家庭児童相談室が設置され、相談体制はある程度確保されていますが、町村職員に対して相談のノウハウを含めたより具体的な実践研修が

必要です。

- ◆職種による研修が主であり、その職種が専門性を高め、スーパーバイズ機能を果たすという効果は期待できる一方で、実際に虐待の発見・対応の最前線にいる保育士、幼稚園や学校の教員の虐待への認識・対応力の強化が求められています。

基本的方向性

- ◆虐待防止についての地域における体制づくりが進んできており、その中でケースに基づいた研修などを実施し、一層の活動の充実を図っていくとともに、職種別の基礎又は専門研修とは別に、地域での複数の関係職種による集団的な対応を可能にする実務的な研修実施も検討していきます。
- ◆児童相談所等は、第一次的な相談機能を担う市町村に対して、技術的な支援も含めた後方支援をより一層強化していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
人権問題啓発事業（再掲） （子ども・家庭支援課）	県	地域住民の人権問題に対する正しい認識を広め、基本的人権の擁護に資することを目的に、研修会を開催します。
子ども人権対策事業 （再掲） （子ども・家庭支援課）	県	子どもの人権擁護や福祉向上を図るため、虐待防止のための啓発物の配布や関係機関とのネットワークの強化、研修会の開催などを行います。
児童虐待防止強化事業 （再掲） （子ども・家庭支援課）	県	複雑化・深刻化している児童虐待を防止するため、関係機関との連携強化及び児童相談所の体制強化を図るとともに、職員の専門性の向上等を図ります。

二 児童虐待による重大事例の検証による再発防止

現状と課題

- ◆県が設置する社会福祉審議会において、虐待による児童死亡事例などの検証作業を行い、有識者による審議を経て、事例の検証結果及び再発防止のための提言を報告書にまとめています。
- ◆虐待による児童死亡事例などの再発防止のためには、報告書により提言された内容を、児童虐待の最前線にいる支援者のみならず、県・市町村を含めた支援機関全てが共通認識を持ち、実行していく必要があります。

基本的方向性

- ◆市町村に設置された要保護児童対策地域協議会において、当該報告書に基づいた研修会などを実施することにより、虐待による児童死亡事例の再発防止に努めていきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
児童虐待防止強化事業 （再掲） （子ども・家庭支援課）	県	要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、研修会の実施などにより調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。

(3) 社会的養護体制の充実

イ 家庭養育の推進

現状と課題

- ◆様々な理由により保護を要する子どもに対応するため、児童養護施設や里親制度がありますが、虐待相談件数が増加傾向にあるなど、対応件数の増加が見込まれることから、十分な受け皿を確保する必要があります。
- ◆保護を要する子どもの課題が複雑化・多様化しており、里親の下での継続した養育ができるよう、里親支援体制の強化が求められています。
- ◆子どもの健やかな成長には、家庭と同様の養育環境において養育されることが大切であり、里親の下での養育が望ましいですが、現実的には児童養護施設への依存割合が高い状況にあります。

基本的方向性

- ◆「宮城県社会的養育推進計画」に基づき、保護を要する子どもが、家庭と同様の養育環境で養育されるよう里親等への委託を推進するほか、市町村における子ども家庭支援体制の構築に向けた支援などの取組を推進していきます。
- ◆里親支援については、児童相談所や各支援機関等が連携しながら、研修会や相互交流会などの開催により質の高い里親養育を図るほか、子どもと里親家庭のマッチングからアフターフォローまで包括的な実施体制を構築していきます。
- ◆里親の下での養育の推進に加えて、児童間の相互交流を活かしつつ、家庭における養育環境と同様の養育を行うファミリーホーム事業を推進します。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
里親等支援センター事業 (子ども・家庭支援課)	県	家庭による養育を推進するため、里親制度の普及、里親委託の促進、支援ネットワークの構築などを行います。 また、震災の影響によって里親子となった世帯を対象とした交流会を開催し、養育不安の軽減など支援を行います。

ロ 施設機能の見直し

現状と課題

- ◆児童養護施設などには、虐待を受けた子どもの入所が増加していますが、他者との関係性を回復させるためのケアや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、家庭的な環境の中で職員との個別な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされています。
- ◆児童養護施設に入所している子どもの中には、実親の死亡・行方不明等により長期間にわたり家庭復帰が見込めない子どもがいます。これらの子どもの社会的自立を促進するため、家庭的な環境の中で生活体験を積む必要があります。
- ◆子どもの入所施設には、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設がありますが、これらの施設には、老朽化や定員に余裕のない施設があり、今後、施設整備が必要です。

基本的方向性

- ◆地域小規模児童養護施設の設置や里親委託の推進により、子どもをより家庭的な環境の中で養育していきます。
- ◆児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設については、施設の老朽化や入所児童数の動向を踏まえ、施設整備の検討を行い、入所している子どもへの支援の充実を図っていきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
児童保護措置費 (子ども・家庭支援課)	県	児童養護施設及び乳児院における小規模かつ地域分散化の推進を図るとともに、施設の職員配置基準の強化を含む高機能化及び多機能化、機能転換を推進し、社会的養育体制の充実を図ります。

八 家庭支援機能の強化

現状と課題

- ◆児童家庭支援センターにおいて、地域の児童福祉に関する住民等からの相談対応・助言等を行っているほか、母子生活支援施設においては、様々な事情で入所している母と子に対して、心身と生活を安定化するための相談援助を行い、自立を支援しています。
- ◆近年、児童虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）による被害等の相談が増加していることから、これらの施設の地域での役割や関係機関との連携強化がより重要となっています。
- ◆県内の全市町村で要保護児童対策協議会が設置・運営されていますが、その機能及び体制強化が求められています。また、国の方針に基づき、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」のほか、よりリスクの高い子ども等に対して支援を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」についても全市町村が設置することとされています。

基本的方向性

- ◆児童家庭支援センターにおいては、併設する児童福祉施設職員の専門性をより有効に活用できるよう、市町村や児童相談所との連携強化を図ります。
- ◆母子生活支援施設においては、DV被害による入所者の割合が多くなっていることから、保健福祉事務所や女性相談センターなど関係機関との連携を密にし、入所者の生活支援に努めていきます。
- ◆要保護児童対策地域協議会の機能強化、子育て世代包括支援センター及び市町村子ども家庭総合支援拠点の設置・運営に関する支援を行い、市町村の子ども家庭支援体制の構築に取り組みます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
児童家庭支援センター運営事業費 (子ども・家庭支援課)	県	地域の子どもに関する問題について、子ども、家庭その他地域住民などからの相談に応じ、児童相談所と連携を図りながら、助言・指導を行います。

女性相談員設置事業 (子ども・家庭支援課)	県	保健福祉事務所や女性相談センターに女性相談員を設置し、女性の抱える様々な相談に応じ助言・支援を行います。
--------------------------	---	--

二 自立支援策の強化

現状と課題

- ◆児童養護施設等を退所した児童の自立を支援するために、生活支援費、家賃支援費、資格取得費等の自立支援資金の貸し付けを行っているほか、支援計画作成や生活相談及び就労相談など、個々の状況に応じて必要な支援を実施しています。

基本的方向性

- ◆引き続き貸付事業や相談事業を実施し、児童養護施設等を退所した児童の自立支援に努めていくほか、自立生活をした後も切れ目のないアフターケアにつなげられるよう関係機関との連携を図っていきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
児童養護施設等退所者等に対する自立支援資金貸付事業 (子ども・家庭支援課)	県	児童養護施設等を退所した者のうち、保護者がいない、又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額や生活費の貸付を行います。
社会的養護自立支援事業 (子ども・家庭支援課)	県	施設に入所中又は退所者、里親等に委託中又は解除者が将来、経済的に自立して生活が営めるよう、生活や就業に関する相談に応じるなど、アフターフォロー支援を行います。また、措置解除後に引き続き施設や里親家庭等で居住できるように施設や里親等に生活費等を支給し、支援を行います。

ホ 人材確保のための仕組みの強化

現状と課題

- ◆福祉の現場における多種多様なニーズに対応するため、児童相談所や保健福祉事務所の職員を外部機関で実施する研修に派遣しています。

基本的方向性

- ◆今後も専門性が高い外部機関の専門研修などに職員を派遣し、職員の資質の向上を図っていきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
児童虐待防止強化事業 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県	複雑化・深刻化している児童虐待を防止するため、関係機関との連携強化及び児童相談所の体制強化を図るとともに、職員の専門性の向上等を図ります。

ハ 子どもの権利擁護の強化

現状と課題

- ◆児童福祉施設等で、職員等により措置児童に対する虐待が発生した場合には、「宮城県被措置児童等虐待対応方針」に基づき迅速に対応を行い、子どもの権利擁護の強化及び再発防止に努めています。
- ◆本県では、福祉サービス第三者評価を推進するため、第三者評価機関の認証・福祉サービス利用者や事業者に対する情報提供を行っています。
- ◆一部の児童福祉施設等では子どもの意見を表明し、必要時に第三者が意見を代弁する仕組みが構築されていますが、その他の施設や里親家庭では、子どもからの意見聴取や意見を汲み取る方策、子どもの意見を代弁する方策は未整備となっています。

基本的方向性

- ◆児童福祉施設に対し、施設内での虐待予防について周知徹底を図るとともに、被措置児童等への子どもの権利についての学習機会の確保を図っていきます。
- ◆施設職員や関係機関職員に対し、子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する研修等の開催により、職員の資質向上を図るとともに、関係機関の連携強化を進めていきます。
- ◆福祉サービス事業者が第三者評価を受審しやすい環境の整備に努め、受審を促進していきます。
- ◆当事者である子どもからの意見聴取や意見を汲み取る方策、子どもの権利を代弁する方策等について具体的な対応を検討していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子ども人権対策事業 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県	子どもの人権擁護や福祉向上を図るため、虐待防止のための啓発リーフレットの配布や関係機関とのネットワークの強化、研修会の開催などを行います。

(4) 子どもの貧困対策の推進

現状と課題

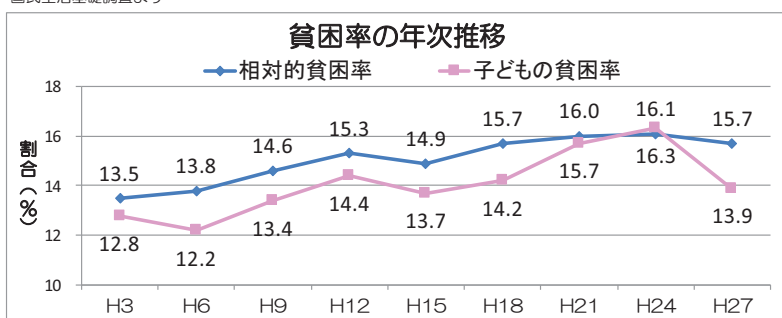
- ◆我が国における平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、悪化のピークであった平成24年から減少傾向にはあるものの、平成27年の調査でも、日本の子どもの7人に1人が貧困状態にあると言われています。
- ◆学校教育法に基づき実施する、就学援助の受給対象となっている要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の割合は約10%であり、多くの子どもたちが経済的に困難な状況にある家庭で生活しています。
- ◆親の貧困が子どもの貧困につながる、いわゆる「貧困の連鎖」を断ち切るため、保護者と子どもそれぞれの状況に応じた支援が必要です。
- ◆令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

貧困率の状況

(単位：%)

	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27
相対的貧困率	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9

国民生活基礎調査より



※相対的貧困・・・世帯の所得が、国の全世帯の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない状態。

基本的方向性

- ◆「宮城県子どもの貧困対策計画」において推進する施策に基づき、生活・教育・就労・経済的支援に取り組み、子どもが生まれ育った環境によって左右されず、夢と希望を持って成長していくことができる地域社会づくりを推進していきます。
- ◆市町村が実施する子どもの貧困対策の取組や、市町村子どもの貧困対策計画の策定を支援するとともに、「子ども食堂」をはじめとした子どもの居場所づくり等に取り組むNPOやボランティア団体などのネットワークづくりを推進します。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子どもの学習・生活支援事業 (社会福祉課)	県	生活保護世帯等生活に困窮する世帯に属する小学校4年生から高校3年生までの者を対象に、県内各拠点において、学習・生活支援を行います。
子どもの貧困対策推進事業 (子育て社会推進室)	県 市町村	子どもの貧困対策に係る普及啓発を図るほか、市町村が地域の実情に応じて取り組む子どもの貧困対策や「子ども食堂」などの活動団体の取り組みを支援します。

(5) ひとり親家庭支援の推進

現状と課題

- ◆ひとり親家庭は、子育てや生計の担い手など様々な役割を一人で担っており、生活面や経済面での負担が大きく、きめ細かな支援が必要です。
- ◆県は、ひとり親家庭等に対し、経済的支援のほか資格取得講習、就業支援セミナーの開催等により就業を支援しています。

基本的方向性

- ◆「宮城県ひとり親家庭自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた総合的な支援に取り組み、ひとり親家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (子ども・家庭支援課)	県	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、無利子又は低利で資金の貸付を行い、経済的自立や生活の安定、扶養している児童の福祉向上を図ります。
ひとり親家庭等自立促進対策事業 (子ども・家庭支援課)	県	ひとり親家庭の親に対し、就業支援や資格取得促進のための給付、弁護士による無料法律相談等を行い、子育てをしながら自立した生活ができるよう支援します。
ひとり親家庭支援員設置事業 (子ども・家庭支援課)	県	ひとり親家庭支援員を設置し、ひとり親家庭及び寡婦の相談に応じ、自立に必要な助言・支援等を行うとともに、支援員の資質向上を図ります。
遺児等サポート奨学金事業(再掲) (教育庁総務課)	県	東日本大震災以外の要因により保護者を亡くした小学生及び中学生の修学を支援することを目的として、当該小学生及び中学生に対し奨学金を給付します。

(6) 障害や疾病があっても安心して生活ができる相談・支援体制の整備

イ 障害児施策の充実

現状と課題

- ◆発達障害がある子どもは、幼児期から成人期まで切れ目のない支援が必要とされていますが、早期発見・早期療育につながる体制や支援機関同士の連携が十分とはいえない状況にあります。
- ◆発達障害の診療・診断ができる医療機関が限られており、人材の確保と育成が課題となっています。
- ◆専門医療機関での医療提供後の地域における生活支援や日頃のケア、就学支援など将来を見据えた自立と社会参加を全般的に支援していくための連携体制が必要です。
- ◆特別支援学校においては、重複障害や医療的ケアの対象児童生徒が増加しており、教員の障害に関する専門知識・技能等の向上が求められているほか、関係機関との連携を通じて、早期からの教育相談・支援の更なる充実を図る必要があります。

基本的方向性

- ◆市町村を始めとする関係機関と連携し、発達障害のある子どもと保護者が、身近な地域で支援を受けられる体制を整備します。
- ◆心の問題を抱える子どもやその保護者、関係者に対して、児童精神科医による専門的・多面的な支援を充実していくとともに、サービスの地域格差の改善や診療の質の向上を目指し、診療所の体制の充実や関係機関との連携を図っていきます。
- ◆市町村が実施する乳幼児健康診査に関する担当職員研修や健診の評価などにより、市町村に対し、質の高い健診実施に向けた支援を行うとともに、障害児保育事業の充実や放課後児童健全育成事業など、障害児の受入れを促進していきます。
- ◆疾病や障害のある幼児、児童、生徒が適切な特別支援教育が受けられるよう、また、現在受けている教育を継続して受けられるよう、保健・福祉・教育が連携を強化し、支援体制の整備に取り組んでいきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
発達障害児者総合支援事業 (精神保健推進室)	県	ライフステージに応じて身近な支援を受けられる体制を目指し、各圏域に障害児等への療育相談体制を整備するとともに、発達障害児者への支援を担う発達障害地域支援マネジャーの配置を進めます。 また、発達障害者支援センターを設置し、機能分化と連携を軸とした重層的な支援体制の整備を進めるとともに、医療提供体制の確保や関係機関との連携強化を図ります。

□ 小児医療の充実と医療的ケアが必要な子どもの療育支援体制の整備

現状と課題

- ◆小児初期救急医療は、在宅当番医制や休日夜間急患センターなどで休日及び夜間の対応をしていますが、仙台圏域以外では十分な体制をとれない地域もあり、小児初期救急医療体制の整備が課題となっています。
- ◆小児慢性特定疾病児童などの医療的ケアが必要な子どもや保護者への支援など、困難を抱える家庭へのより専門性の高い支援体制が求められています。
- ◆濃厚な医療を必要とする子どもの在宅でのケアは、家族の献身的な負担で成り立っており、家族の負担軽減を目的としたサービスを希望する声が多い一方で、サービス提供が不十分な地域があります。

基本的方向性

- ◆二次医療圏を中心に平日夜間・休日の小児救急医療体制を整備するとともに、保護者等に対して、初期救急時の対応に関する情報を提供し、不安軽減を図るなど救急医療機関への適切な受診の啓発に努めます。
- ◆小児慢性特定疾病などの疾患を持つ子どもやその家族に対して、適切な療養の確保、必要な情報の提供等ができる体制を整備するとともに、関係機関と連携を図りながら長期療養児とその家族の療養環境に応じた支援を実施し、健康の保持増進及び自立の促進を図ります。
- ◆医療依存度の高い子どもに対応できる医師、訪問看護師を育成・支援するほか、子どもやその家族が地域で孤立しないように、地域の医療・福祉体制の充実・強化に努めます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
こども夜間安心コール事業 (医療政策課)	県	夜間の子どもの急病時に電話相談できる窓口を開設し、看護師が対処方法や受診の必要性等の助言を行います。
小児慢性特定疾病医療費助成事業 (疾病・感染症対策室)	県	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を目的として、その治療方法の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減に資するため、医療費の自己負担分を助成します。

<p>小慢さぼーとせんたー 事業 (疾病・感染症対策室)</p>	<p>県</p>	<p>小児慢性特定疾病をお持ちの方やそのご家族等からの療養上、日常生活上での悩みや不安などに関する相談・支援を行います。</p>
<p>医療的ケア児等体制整備 推進事業 (精神保健推進室)</p>	<p>県</p>	<p>日常的に医療的ケアを必要とする障害児者の家族等による介護が困難な場合に受け入れる、医療型短期入所事業所の整備を進めるとともに、事業所での受入調整等を担うコーディネーターの配置のほか、通所施設での受入れ促進、各地域で支援の総合調整を行う人材の養成・配置を進めます。</p>

6 仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進

(1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し

現状と課題

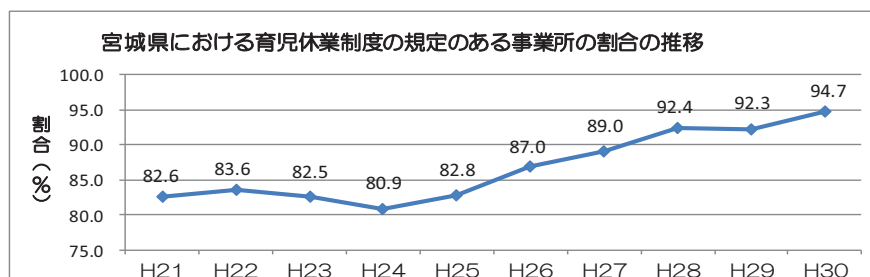
- ◆就労を希望する女性が増加する中で、子どもを育てながら働き続ける希望を持っていても、現実には多くの女性が出産を機に離職していたり、再就職を希望しても、労働条件の問題と保育サービス利用の問題から就職できない状況も少なくありません。
- ◆労働人口の減少の中で女性が能力を発揮できる社会の仕組みづくりと、女性の活躍が求められており、仕事と家庭の両立を支援するための各種支援制度の充実や、相談窓口などでの情報提供、働きやすい職場環境づくりの促進など、普及啓発を進めていく必要があります。
- ◆職場における仕事と子育ての両立を推進するリーダーである「イクボス」の広がりや、法整備による長時間労働の是正により、男性の育児参加を促す制度が導入されていますが、男性の育児休業取得率は低い水準で推移しているほか、家事・育児の負担は依然として女性に偏っている現状から、行政・企業・団体等が一体となって男女共に仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりを進める必要があります。
- ◆働き方に関するこれまでの考え方や仕組みの改革を進め、仕事と家庭の両立を推進するには、労働者及び事業主への多様な働き方の普及啓発と、男女がともに責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を念頭に置きながら、意識改革に取り組んでいく必要があります。

【関連データ】

宮城県内における育児休業制度の規定のある事業所の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全体	82.6	83.6	82.5	80.9	82.8	87.0	89.0	92.4	92.3	94.7

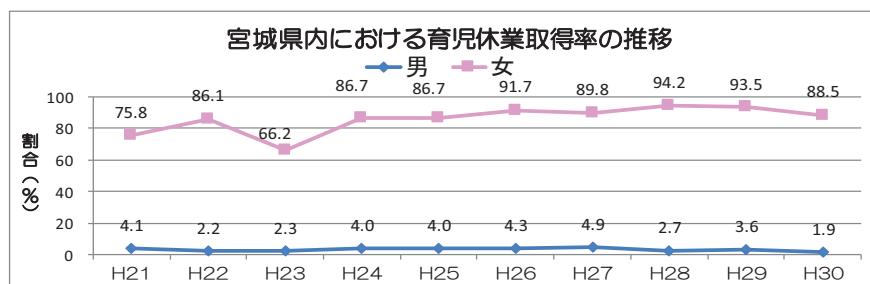
H21～H30宮城県 労働実態調査より



宮城県内における育児休業取得率の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
男	4.1	2.2	2.3	4.0	4.0	4.3	4.9	2.7	3.6	1.9
女	75.8	86.1	66.2	86.7	86.7	91.7	89.8	94.2	93.5	88.5
総数	31.4	33.9	24.8	37.1	37.1	40.6	43.2	30.5	45.6	35.0

H21～H30宮城県労働実態調査より



基本的方向性

- ◆家庭や地域、職場などでの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する県民からの相談に対応するとともに、相談内容の多様化・複雑化により、相談員に幅広い知識が求められているため、研修等により資質の向上を図っていきます。
- ◆「働き方改革」に取り組む企業の様々な事例やメリットを収集し、情報発信することにより、県内企業の自主的な「働き方改革」への取り組みや機運醸成を図っていきます。
- ◆男性の家事・育児への参画を促進するため、育児休業に関する制度の普及啓発を図るとともに、国や企業等と連携して、男女共に仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備を推進します。
- ◆経済団体や行政機関等で組織する「みやぎの女性活躍促進連携会議」を活用した、各職場における女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスの推進、地域活動への女性の参画推進などにより、女性が持てる力を存分に発揮できるようにするための環境整備を図ります。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
男女共同参画相談事業 (共同参画社会推進課)	県	「みやぎ男女共同参画相談室」を設置し、様々な男女共同参画に関する県民からの相談に対応するとともに、効果的な研修の実施により相談員のスキルアップを図ります。
いきいき男女共同参画推進事業 (共同参画社会推進課)	県	「女性のチカラを活かす企業認証制度」やシンポジウムの開催を通じ、企業における女性の積極的な登用やワーク・ライフ・バランスを推進します。
地域女性活躍推進事業 (共同参画社会推進課)	県 市町村	経済団体、関係団体、行政等が連携・協力し、一体となって女性が活躍しやすい環境の整備を推進します。
子育て県民運動推進事業 (子育て社会推進室)	県	いきいき男女共同参画推進事業と連携し、従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業を「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業」として表彰します。 また、企業や団体の経営者等を対象に「子育てしやすい職場環境づくり」についてのセミナーを開催します。
働き方改革促進事業 (雇用対策課)	県	「働き方改革宣言企業・実践企業」の取組をポータルサイト上で紹介し「働きやすい」と思える企業の拡大を目指します。

(2) 両立を支援する教育・保育の提供の充実

イ 就労を支援する教育・保育施設等の確保

現状と課題

- ◆都市部を中心に、女性就業率の上昇や人口集中等により保育需要は増加しており、待機児童が発生しています。また、年齢別には3歳未満の低年齢児が多い傾向にあります。

- ◆女性の社会進出や経済的理由など、子どもが生まれても働きたいと思う人が増えており、仕事と子育ての両立のためには、待機児童の解消や多様なニーズに応じた支援の充実が喫緊の課題となっています。さらに、令和元年10月から開始された幼児教育無償化による利用ニーズ拡大への対応も求められています。
- ◆一方で、都市部を除く地域の一部においては、少子化により入所人員が定員に満たない保育所等も存在しています。
- ◆増加する保育需要に対応し、待機児童を解消するためには、保育所等の整備だけでなく、保育士の確保が大変重要です。
- ◆子どもの小学校入学とともに離職する、いわゆる「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの定員拡大が進められていますが、待機児童の解消には至っていません。

基本的方向性

- ◆保育所の運営費に対して引き続き支援するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行っていきます。
- ◆待機児童の解消に向けて、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に関する制度の周知や移行支援などにより、施設整備や既存施設の認定こども園への移行を促進し、入所受入児童数の拡大を図っていきます。
- ◆待機児童が比較的多い都市部における受け皿の確保や、働き方に応じた柔軟な保育サービスなど、ニーズに応じた対応を図るため、小規模保育事業をはじめとする地域型保育あるいは企業主導型保育事業の展開を促進するなど、入所受入児童数の拡大を図っていきます。
- ◆保育士の処遇改善など、労働環境の整備を支援するとともに、潜在保育士の再就職等を支援する保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により、人材の確保に努めていきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
待機児童解消推進事業 (再掲) (子育て社会推進室)	県 市町村	市町村が実施する保育所整備等に対して財政支援をすることなどにより、保育を必要とする子どもの受け皿確保を図ります。
認定こども園設置促進事業(再掲) (子育て社会推進室)	県	認定こども園への移行を進める事業者に対して、移行に要する経費を支援し、設置を促進します。
保育士・保育所支援センター事業(再掲) (子育て社会推進室)	県	潜在保育士の就業支援や保育士等からの相談に応じるコーディネーターを配置し、保育士の安定確保を図ります。
地域子ども・子育て支援事業(再掲) (子育て社会推進室)	県 市町村	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業)に対して財政支援を行います。

□ 延長保育及び病児・病後児保育などの多様な保育ニーズへの対応

現状と課題

- ◆就労機会の増加や就労形態の多様化等により、保育所等における通常の利用時間以外に保育を行う延長保育、幼稚園における教育標準時間の前後及び長期休業期間などでの一時預かり保育、病院・保育所等に付設された専用スペース等における病児への看護師等による保育など、多様なニーズに対応する必要があります。
- ◆放課後児童健全育成事業は、利用対象が拡大されましたが、利用児童数の増加に伴う待機児童や地域による利用者の偏り、開所施設の設備、開所時間、質の向上が課題となっています。

基本的方向性

- ◆県は、市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度」の取組の一つである地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図っていきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
地域子ども・子育て支援事業（再掲） （子育て社会推進室）	県 市町村	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業・延長保育事業・病児保育事業）に対して財政支援を行います。
私立幼稚園預かり保育推進事業（再掲） （私学・公益法人課）	県	正規の保育時間以外に2時間以上の預かり保育を継続的に実施する私立幼稚園に対して財政支援を行い、保育機能の充実を図ります。
私立幼稚園長期休業日預かり保育推進事業（再掲） （私学・公益法人課）	県	長期休業日（7～8月夏季休業期間）に、1日2時間以上の預かり保育を継続的に実施する私立幼稚園に対して財政支援を行います。

(3) 結婚を支援する取組の推進

現状と課題

- ◆少子化の要因の一つとされている未婚化、晩婚化が進行していますが、その背景には若い世代の結婚や家族に関する価値観の多様化や、結婚を希望しながらもその希望が叶わない男女がいることがあげられます。
- ◆将来、結婚し子どもを生き育てることを希望する人が、着実にその歩みを進めるため、結婚や家族を築くことに対して前向きになれるよう、結婚に関する機運の醸成を図るとともに、結婚したい男女の出会いの場づくりを支援することが必要です。
- ◆不安定な雇用状態にある人や若年者の中には、経済的な理由から、結婚に踏み切れない人もいます。

基本的方向性

- ◆若い世代に対し、結婚や家庭を持つことの喜びを伝え、結婚について前向きになれるよう、結婚を希望する男女の後押しとなる啓発の取組を実施します。

- ◆結婚したい男女の出会いの場づくりを支援するため、結婚に関するイベントやセミナーの情報提供を行い、出会いにつながるサポート体制の充実を図ります。また、市町村が実施する結婚支援の取組を支援するとともに、企業や関係団体と連携し、それぞれの取組を広く情報発信していきます。
- ◆国の結婚新生活支援事業や市町村が実施する移住・定住に向けた各種助成制度など、結婚に伴う経済的支援施策の普及啓発を推進します。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
みやぎ青年婚活サポートセンター運営事業 (子育て社会推進室)	県	結婚支援業務を総合的に行う、婚活サポートセンターを設置し、結婚を希望する男女が成婚につながるための結婚相談及びマッチング支援、婚活イベント等を実施します。
地域少子化対策重点推進交付金事業 (子育て社会推進室)	県 市町村	所得が低い新婚世帯に対して、新生活のスタートアップとなる新居の家賃や引っ越し費用の一部を補助します。
移住・定住推進事業 (地域復興支援課)	県 市町村	市町村が実施する移住・定住に向けた子育て・結婚支援などの関連情報を一体的に集約し、専用ホームページ「みやぎ移住ガイド」により情報発信します。

7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

イ 子育てしやすい居住環境の整備

現状と課題

- ◆子育て家庭への居住の安定支援が求められていることから、県営住宅においては、特定目的住宅（5人以上の世帯，4人以上で3世代以上を構成する世帯等を対象とした多家族世帯向指定住宅及び未成年の子どもを3人以上扶養している母子・父子家庭等を対象とした特別割当住宅等）の募集を実施しています。
- ◆少子高齢化の進行により人口構成もこれまでとは異なってきており，年齢や家族構成等によって変化する住宅に対する要請が今後多様化・顕在化していくと考えられます。
- ◆公的賃貸住宅と保育所等の子育て支援施設の一体的な整備を支援しています。

基本的方向性

- ◆県営住宅における戸数枠設定による特定目的住宅の募集を継続するとともに，わかりやすい情報提供に努めていきます。
- ◆「宮城県居住支援協議会」と連携しながら，子育て世帯等，住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を図っていきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
住宅セーフティネット構築推進事業 (住宅課)	県	平成29年10月に開始した新たな住宅セーフティネット制度の効果的な運用に向け，宮城県居住支援協議会と連携しながら，住宅確保要配慮者（※）の賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。

（※）低額所得者，高齢者，障害者等の住宅の確保に配慮を要する者で，子どもを養育している者等が含まれる。

ロ 住みよいまちづくりの推進

現状と課題

- ◆県では，平成8年7月に「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し，病院や百貨店などの建築物や道路，公園などの公共・公益的施設のバリアフリー化を推進しており，今後も利用しやすい公益的施設を増やしていく必要があります。
- ◆車いす使用者や妊産婦等の歩行が困難な方に対し，県が利用証を発行し，公共施設や商業施設に設置された対象駐車区画を優先的に利用できる「ゆずりあい駐車場利用制度」を運用しています。
- ◆事件・事故への不安や，外遊びから室内遊びへと子どもの遊びの様態の変化により，子ども同士がふれあう遊び場が減少しています。

基本的方向性

- ◆地域住民，学校など関係機関と連携を図りながら，エスコートゾーンや音響式歩行者誘導装置等の整備などバリアフリー型交通安全施設整備の拡充を推進していきます。
- ◆今後も引き続き条例を基本的な指針として，その普及と公益的施設のより一層のバリ

アフリー化を推進していきます。

- ◆地域の公園、公民館、児童館などのコミュニティを形成できる場の効果的な活用を図るとともに、安全・安心が確保された遊びの環境づくりを促進します。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
人にやさしいまちづくり推進事業 (交通規制課)	県	地域住民、学校など関係機関と連携を図りながら、バリアフリー型交通安全施設を整備します。
バリアフリーみやぎ推進事業 (社会福祉課)	県	バリアフリー社会のより一層の形成に向けて、公益的施設のバリアフリー化の促進や、バリアフリー制度の運用、推進を行います。

(2) 子どもの安全の確保

イ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

現状と課題

- ◆通園通学途中や保育所での園外活動（散歩）中に子どもが死傷する痛ましい交通事故が発生しています。
- ◆子どもの交通安全を確保するため、交通安全施設などの点検・ハード整備のほか、子どもやその保護者に対し、交通ルール・マナーに関する教育及び啓発・指導を継続的に行い、また、地域ぐるみで子どもが交通事故に遭わないよう見守っていく必要があります。
- ◆暴走族のグループ数は平成14年頃をピークに減少してきましたが、いまだ世代交代を繰り返し危険な暴走行為を行っており、今後も暴走族の反社会性・危険性を広く訴えていく必要があります。

基本的方向性

- ◆地域住民や学校、保育施設など関係機関との連携により、児童生徒の登下校や園外活動（散歩）中などの交通安全を一層推進していくとともに、学校周辺における^(※)ゾーン30の整備や、キッズ・ゾーンの設定、学路等の安全確保に向けた交通環境の整備等を推進していきます。

(※) ゾーン30：生活道路における歩行者等の安全通行の確保を目的に、区域を定めて時速30キロの速度規制を実施することをいう。

- ◆発達段階に応じた交通安全教室の開催や交通安全ポスター作文コンクールの実施等を通じて、子どもが自ら交通安全について考え学ぶ機会を設けるなど、交通ルール・マナーの普及・啓発を図っていきます。
- ◆自転車の安全利用の促進や道路の正しい横断の励行、チャイルドシート着用の徹底など、各種交通安全運動を引き続き展開するほか、交通安全指導員の一層の資質向上を図っていきます。
- ◆暴走族を根絶するため、取り締まりを強化するほか、広報活動及び暴走族加入阻止の取組を推進していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
通学路における交通安全施設等整備事業 (交通規制課)	県	関係機関等と連携を図り、学校周辺におけるゾーン30の整備、通学路等の安全整備等児童生徒の交通安全を確保していきます。
交通安全指導員設置運営事業 (総合交通対策課)	県	子どもやその保護者に対し、道路の歩行・横断時や自転車利用時の交通ルール・マナー等に関する指導等を行う交通安全指導員を設置する市町村を支援し、通学時等の安全確保を図ります。
学校安全教育推進事業 (再掲) (スポーツ健康課)	県	学校安全教育指導者の研修会やスクールガード養成のための講習会等により、交通事故防止、犯罪被害防止及び災害被害防止を推進します。

□ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状と課題

- ◆児童生徒の登下校中にわいせつ犯罪や不審者による声掛けなどが発生しています。
- ◆各地域の警察署と防犯ボランティア団体との合同パトロールなどを実施していますが、防犯ボランティアの団体数は、近年、東日本大震災の影響や団員構成員の高齢化等により団体数が減少しており、この活動団体に対する効果的な支援が必要です。
- ◆安全・安心なまちづくりのためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を県民自らが持ち主体的に防犯活動等に取り組む機運を醸成する必要があります。
- ◆各学校においては、学校安全計画に基づき、通学路の安全点検及び防犯訓練並びに防犯教室の開催により、児童及び生徒の安全確保や安全管理の徹底に努めるとともに、指導者を対象とした防犯教室指導者講習により職員の資質向上を図っています。

基本的方向性

- ◆子どもとその保護者等に対し、登下校時などに危険を感じた際に、保護して警察等に通報する「子ども110番の家」の周知徹底を図るとともに、メール配信やリーフレットの配布などにより、防犯知識の涵養を図っていきます。
- ◆「子どもを犯罪の被害から守る条例」に基づき、県民、事業者及び市町村と連携して、子どもを犯罪の被害から守るために必要な施策を実施します。
- ◆市町村や学校、保護者などと連携しながら、防犯ボランティア活動の活性化を促進するとともに、警察からの働きかけではなく防犯ボランティアが自ら独立・自走する「主体的な自主防犯活動の促進」を図っていきます。
- ◆学校からの要請に応じてスクールサポーターを派遣するとともに、教職員、保護者、地域住民等が連携しながら、犯罪被害防止教室、非行防止教室、学校周辺のパトロール等の活動を展開していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
安全・安心まちづくり推進事業 (共同参画社会推進課)	県	子どもを犯罪の被害から守るための広報啓発や防犯ボランティアに対する講習会等を開催するとともに、安全・安心なまちづくりに向けて、県民自らが主体的に防犯活動等に取り組む機運を醸成します。
自主防犯ボランティア活動の支援 (生活安全企画課)	県	みやぎセキュリティメールの配信による防犯情報の提供や各警察署と自主防犯ボランティア団体による合同パトロールを実施します。
スクールサポーター事業 (少年課)	県	学校の要請に応じてスクールサポーターを派遣し、学校関係者と連携を図りながら、児童生徒の問題行動への対応や、健全育成活動、犯罪被害防止活動などを支援する活動を実施します。

八 被害に遭った子どもの保護の推進

現状と課題

- ◆人格形成の途上にある子どもが犯罪等の被害に遭った場合は、その後の健やかな育成に与える影響が大きく、心のケアに当たっては、悩みや不安を受け止めて相談等に応じ、立ち直りを支援していくことが必要です。
- ◆子ども総合センター附属診療所において、メンタルクリニック事業により、児童精神科医や心理士による診療及び相談を行っています。子どもだけでなく、保護者への助言も行いながら、被害に遭った子どもに対するきめ細かな支援を実施しています。
- ◆児童相談所では、相談を受理した児童に対して、必要に応じ心理学的検査や面接、医学的な診察による診断及び判定を行い、さらに児童及び保護者の持つ問題性の解消を図るため、心理学的指導や精神医学的治療などを行っています。また、医療が必要な事例については、子ども総合センター等への診療につないでいます。

基本的方向性

- ◆被害に遭った子どもに対しては、その立ち直りを支援するため、関係機関と連携しながら、臨床心理学や精神医学といった高度な知識等を持つ専門家による診療及び相談等を行うなど、きめ細かく効果的なケアの推進を図ります。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子どもメンタルクリニック事業(再掲) (子ども・家庭支援課)	県	子ども総合センター附属診療所4ヶ所(名取、大崎、石巻、気仙沼)において、心の問題を抱える子どもや家族等に対して、診療及び相談を行います。
子どもデイケア事業 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県	子ども総合センターにおいて、精神医学的な関わりを必要とする子どもに対して、集団の場面で、医療・教育・心理的側面からの治療プログラムを提供します。

8 東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援

(1) 震災の影響を受けた子どもが希望する進路選択を実現するための支援

現状と課題

- ◆学業の不振や、個々の児童生徒が不登校となる要因は様々ですが、被災による家庭環境・経済状況の変化や肉親等を失ったことによる精神的なものなど、震災の影響は幅広く見られます。
- ◆親を亡くしたり、家計が急変した世帯の子どもたちが平等に教育を受け、希望する進路選択ができるよう、長期的な経済的支援が必要です。
- ◆震災により孤児となった子どもの多くは親族に里親委託されましたが、里親が高齢化しており、子どもが自立するまで養育を続けられるよう、継続的な支援が必要です。

基本的方向性

- ◆市町村が設置・運営する「子どもの心のケアハウス」の運営支援を行い、不登校傾向にある子どもの複合的なサポートを通じ、学校復帰や社会的自立に向けた支援を促進します。
- ◆親を亡くした子どもたちが、安定した生活を送り、将来への希望をもって成長していくよう、長期的に就学支援金・奨学金を支給します。
- ◆里親支援センター事業により、里親制度の普及啓発、児童の里親委託促進、里親の確保などの支援を行うほか、震災の影響により里親委託となった児童を養育する里親の養育負担軽減を図るため、交流会や研修会等を開催し、養育支援を行います。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
東日本大震災みやぎ子ども育英基金支援金・奨学金事業（再掲） （教育庁総務課）	県	東日本大震災で保護者を亡くした児童生徒等が安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、当該児童生徒等に対し奨学金を給付します。
みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業 （義務教育課）	県	東日本大震災に起因する心の問題から生じる不登校や不登校傾向及びいじめ等により学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒に対して、来所支援の他、学校や家庭での支援を通して学校復帰及び自立支援を目的に市町村が行う体制整備を支援します。
里親等支援センター事業（再掲） （子ども・家庭支援課）	県	家庭による養育を推進するため、里親制度の普及、里親委託の促進、支援ネットワークの構築などを行います。 また、震災の影響によって里親子となった世帯を対象とした交流会を開催し、養育不安の軽減など支援を行います。

(2) 震災の影響を受けた子どもの心のケアの充実

現状と課題

- ◆東日本大震災により被災した子どもだけでなく、震災後の不安定な環境の下で幼児期を過ごした子どもに対する心のケアの必要性が継続していることから、相談体制の充実のほか、ストレスの軽減や困難を乗り越えるための多様な支援が必要となっています。
- ◆震災の影響が考えられる不登校も未だにあり、また震災の影響が考えられる問題行動が増加しているなど、不安を抱えた子どもたちに対する学校での相談体制の充実のほか、成長に応じて寄り添った多様な支援が必要となっています。
- ◆震災当時から、子どもたちを見守ってきた学校や幼稚園、保育園等においては、その精神的負担の大きさから、教育者や保育者への心のケアが必要となっています。

基本的方向性

- ◆被災した子どもやその保護者に対しては、市町村、みやぎの心のケアセンター、学校、精神科医療機関等関係機関と連携しながら、医療的な支援も含めた心のケアに関する幅広い支援を実施していきます。
- ◆震災の影響を受けた児童生徒の心の問題は、複雑化・多様化しており、学校だけでは対応が困難なケースもあるため、学校・家庭・関係機関が連携したネットワークを構築し相談体制の充実を図ります。また、支援を必要とする児童生徒が在席する学校には「心のケア支援員」を配置するなど、児童生徒・保護者に寄り添った支援を行います。
- ◆震災後、被災した子どもやその保護者等に対しては、県・市町村・学校等関係機関と連携しながら、医療的ケアを含めた心のケアに関する幅広い支援を実施してきましたが、震災から時間がたってから、心の問題が表面化する子どもや保護者が多く、中長期的な取り組みが必要なため、継続的に子どもや保護者、支援員等の相談に応じるとともに、心のケアに関する支援を実施していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子どもの心のケア地域拠点事業 (子ども・家庭支援課)	県	みやぎ心のケアセンターにおいて、震災で被災した子どもと保護者の心の健康を取り戻すために子どもや子どもに直接関わる支援者からの相談に応じています。また、子どもの心のケアに関する各種研修を実施しています。
いじめ対策・不登校支援等推進事業(再掲) (義務教育課)	県	本県の喫緊の課題であるいじめや不登校などの解決のため、訪問指導員の派遣やスクールソーシャルワーカーの配置をはじめとした、児童生徒や家庭、学校への支援体制の充実を図ります。

V 指 標

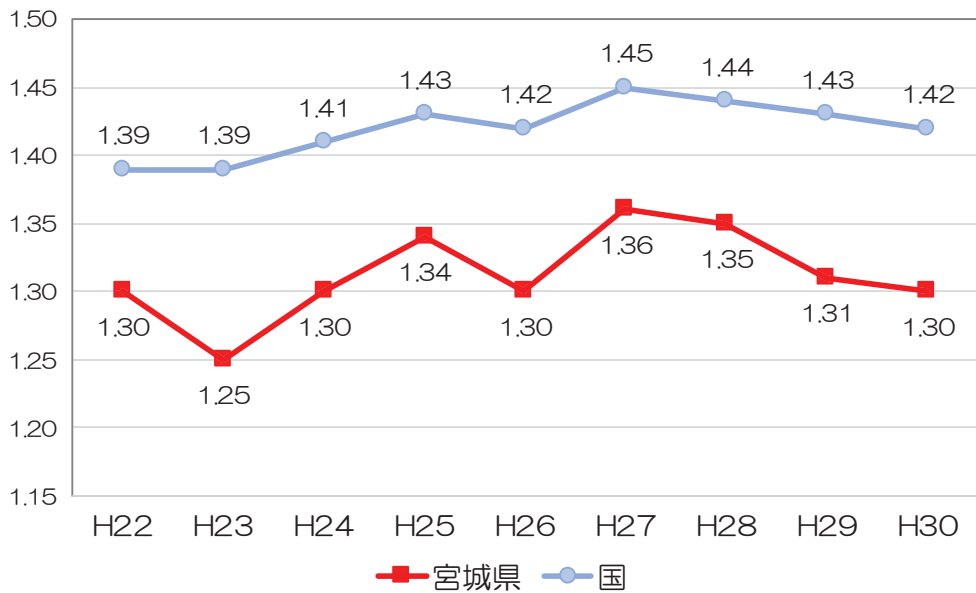
V 指標

本計画では、進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標として、以下の11項目を設定します。

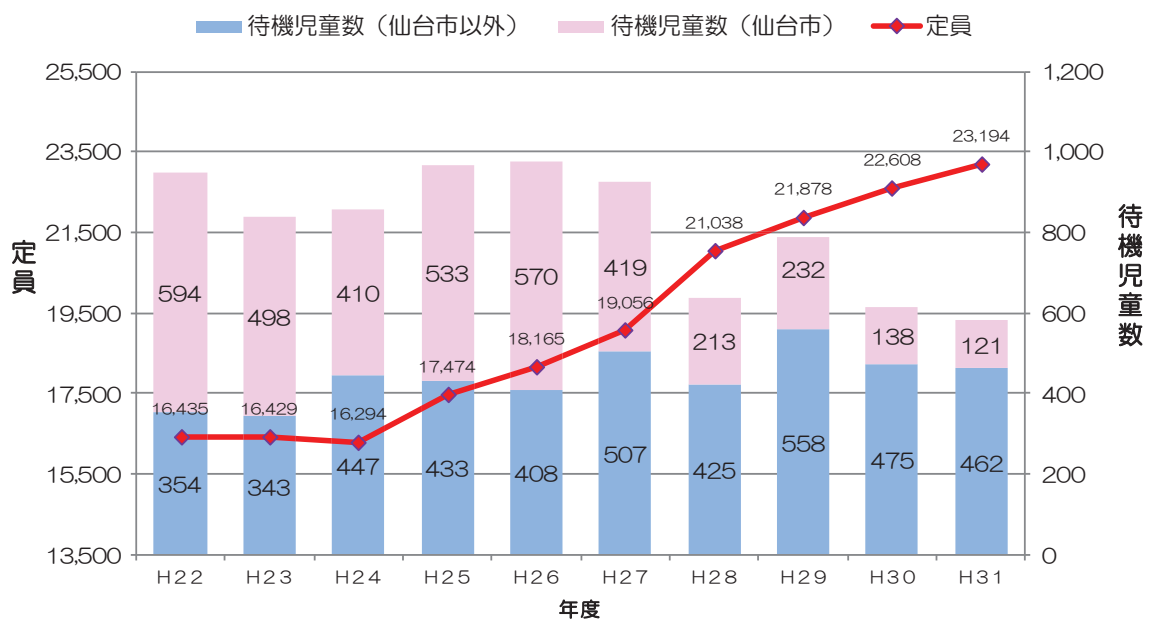
【施策名】指標項目		現状値	備考	個別計画の目標値
【社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり】				宮城の将来ビジョン
1	合計特殊出生率 (人口動態統計)	1.30 【平成30年】	全国 1.42	1.40 【令和2年】
【教育・保育の確保と充実】				宮城の将来ビジョン
2	保育所等利用待機児童数 (厚生労働省保育所等利用待機児童数調査)	583人 【平成31年4月1日】	仙台市：121人 仙台市除く：462人	0人 【令和2年度】
3	認定こども園の設置数	59箇所 【平成31年4月1日】	子ども・子育て支援 事業計画策定基本指 針に基づく記載事項	※本計画の目標設置数 令和6年度までに 150箇所
【子どもの成長を支える教育の推進】				宮城県教育振興基本計画
4	不登校児童生徒の在籍者比率 (教育振興基本計画の取組「いじめ・不登校への対 応・心のケアの充実」)	小学校 0.81% 中学校 4.87% 【平成30年度】	宮城の将来ビジョン及び 宮城県震災復興計画に 係る政策評価・施策評価	小学校 0.30% 中学校 3.00% 【令和2年度】
5	「将来の夢や目標を持っている」と答えた児 童生徒の割合 (教育振興基本計画の取組「生きる力を育む『志教 育』の推進」)	小学6年 85.4% 中学3年 72.8% 【平成30年度】	宮城の将来ビジョン及び 宮城県震災復興計画に 係る政策評価・施策評価	小学6年 90.0% 中学3年 75.0% 【令和2年度】
【安心して子どもを生き育てるための保健・医療の充実】				—
6	子育て世代包括支援センター設置市町村 (母子保健法に基づく市町村設置)	15市町 (33カ所) 【平成31年4月1日】	母子保健法第22条 に基づく努力義務	
【支援を必要とする子どもや家庭への対応】				—
7	児童虐待相談件数 (福祉行政報告例)	1,795件 【平成30年度】	仙台市：901件 仙台市除く：894件	
8	「子どもの貧困対策計画」策定市町村数 (子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市 町村計画)	2市町 【平成31年4月1日】	子どもの貧困対策の推 進に関する法律第9条 の2に基づく努力義務	
【仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進】				宮城県男女共同参画基本計画
9	女性のチカラを活かすゴールド認証企業数 (ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を応援す る「女性のチカラを活かす企業認証制度」)	26社 【平成31年4月1日】	宮城県男女共同参 画基本計画指標	30社 (目標・予測指標) 【令和2年度】
【子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備】				—
10	「子どもを犯罪の被害から守る条例」 違反届出件数 (子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展 するおそれのある行為の届出件数)	247件 【平成30年】	条例第7条 13歳未満 に対する声かけ事案等	
11	県民意識調査による県民満足度 (震災復興計画の取組：「未来を担う子どもたちへの 支援」について満足と回答した人の割合)	46.4% 【平成30年】	県民意識調査結果 やや不満+不満 19.4% わからない 34.2%	—

○ 統計データ（参考）

合計特殊出生率 ※人口動態統計より

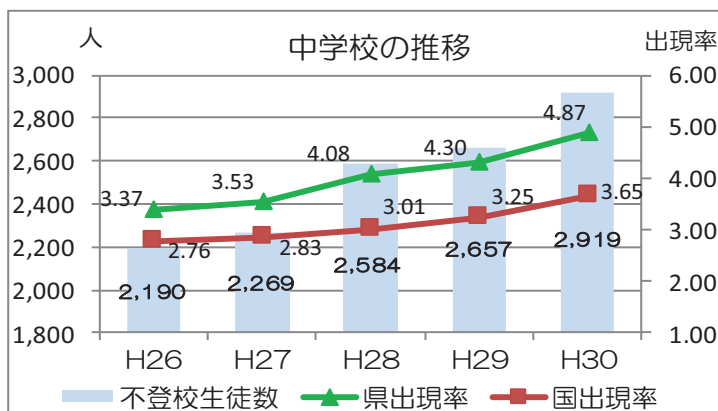
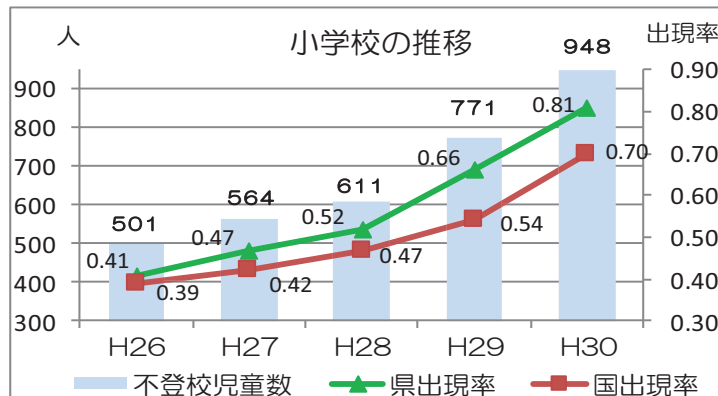


保育所等利用待機児童数



不登校児童生徒の在籍者比率

※文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸問題に関する調査結果より

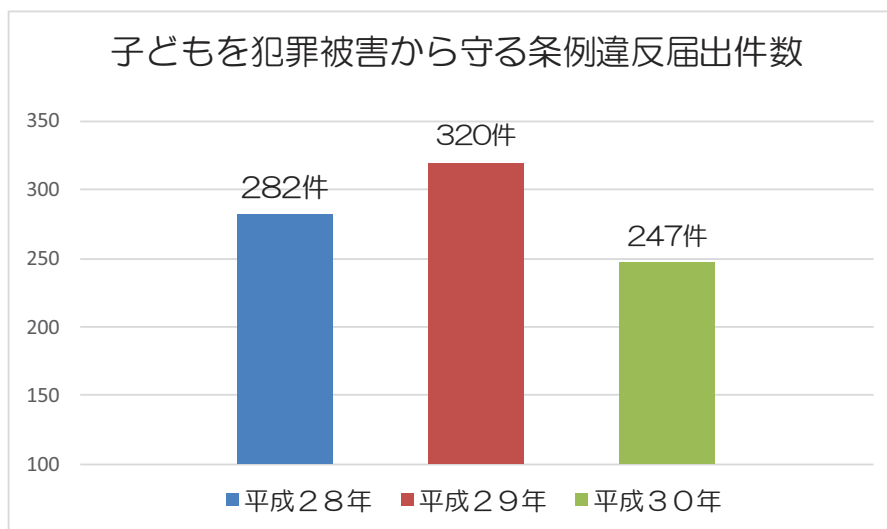


「子どもを犯罪の被害から守る条例」違反届出件数

※件数は県警ホームページで公表

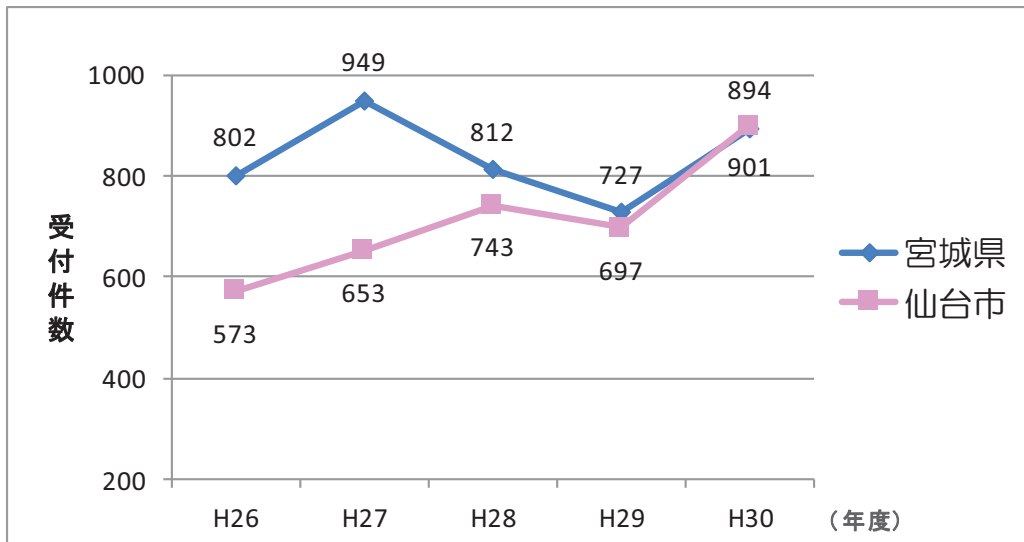
子どもを犯罪の被害から守る条例 第7条

子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の禁止
誘い込み、言いがかり、つきまとい等の行為



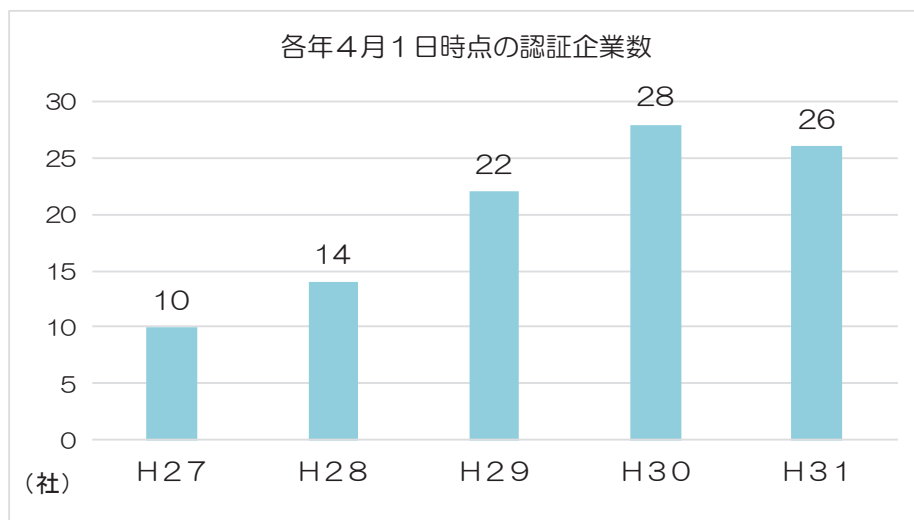
児童虐待相談件数

※福祉行政報告例より



女性のチカラを活かすゴールド認証企業数

※宮城県男女共同参画基本計画より



※女性のチカラを活かす企業認証制度

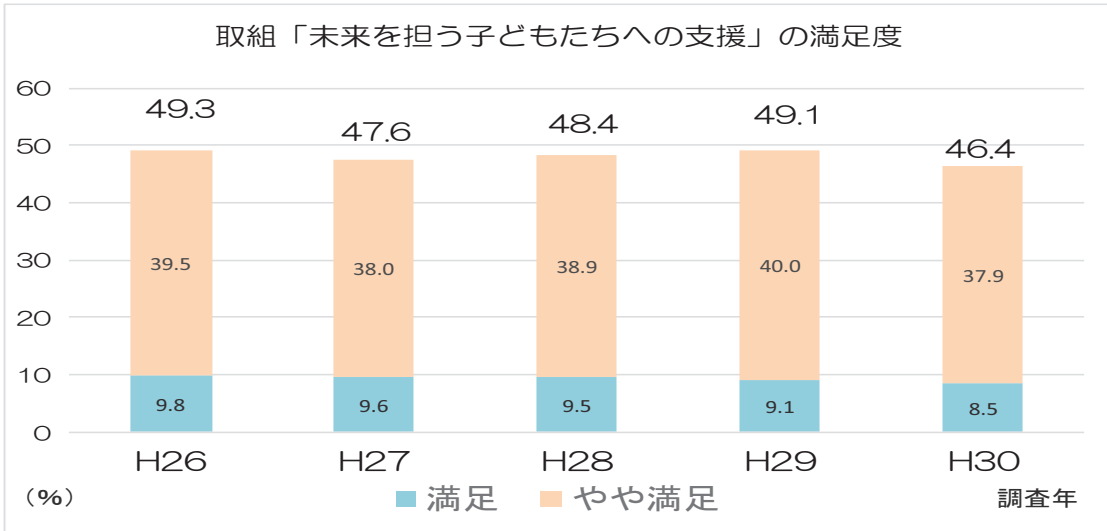
ゴールド認証企業・・・女性の登用と併せ、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業。

県民意識調査結果

取組「未来を担う子どもたちへの支援」に関する県民の満足度

単位：％

項目		H26	H27	H28	H29	H30
満足度	満足	9.8	9.6	9.5	9.1	8.5
	やや満足	39.5	38.0	38.9	40.0	37.9
	やや不満	14.7	16.2	15.2	13.1	15.2
	不満	4.9	4.8	4.2	4.6	4.2
	分からない	31.0	31.3	32.2	33.1	34.2



VI 資 料 編

- 1 子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育の量の見込みと確保方策
- 2 認定こども園の設置促進
- 3 教育・保育等の従事者の確保及び質の向上
- 4 みやぎ子ども・子育て県民条例
- 5 計画の策定に当たり意見等を聴取した委員会など
 - (1) 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部
 - (2) 宮城県次世代育成支援対策地域協議会
 - (3) 宮城県子ども・子育て会議

1 子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 区域の設定

子ども・子育て支援法第62条に基づき策定する本計画では、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めることとなっています。

県が定める設定区域は、市町村が定める教育・保育提供区域等を総合的に勘案し、市町村毎を1区域（全35区域）としています。

(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

イ 教育・保育の量の見込みの考え方

各市町村は、各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たり、住民に対して教育・保育施設の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況に関する調査を実施しています。その結果に基づいて算出した量の見込みを、必要に応じ、「子ども・子育て会議」での審議等を経て、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案の上、最終的な量の見込みとしています。

本計画の各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たっては、各市町村の計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとし、次の認定区分^{*1}ごとに定めています。

(※1) 認定区分：子ども・子育て支援法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分をいう。

- ① 1号認定子ども：満3歳以上の保育の必要がない就学前子ども（学校教育のみ）
【利用する施設：幼稚園，認定こども園】
- ② 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育の必要性あり）
【利用する施設：保育所，認定こども園】
- ③ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
【利用する施設等：保育所，認定こども園，小規模保育事業等】

ロ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村では、地域の実情や多様なニーズに応じた提供体制の確保に努めており、量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備・実施することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めています。

県全域及び区域ごとの教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期については、「教育・保育の量の見込みと確保の内容及びその実施時期」に記載しています。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

市町村では、妊娠・出産期からの切れ目ない支援をする「地域子ども・子育て支援事業」を実施し、住民のニーズに応じたサービスを提供しています。

県は、市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」に対して財政支援をするほか、事業の普及、充実を図っています。

地域子ども・子育て支援事業の提供体制（量の見込み・確保方策）については、「地域子ども・子育て支援事業（県全域）」に記載しています。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①利用者支援事業，②放課後児童健全育成事業，③妊産婦健康診査，
- ④乳児家庭全戸訪問事業，⑤養育支援訪問事業，⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業，⑧一時預かり事業，⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業，⑪地域子育て支援拠点事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業，⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

教育・保育の量の見込みと確保の内容等

1 県全域

○ 1号認定【3～5歳：学校教育のみ】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	21,644	20,357	19,289	18,832	18,629
②確保方策	36,135	35,368	34,978	34,806	34,625
特定教育 保育施設	15,303	14,895	14,836	14,691	14,731
確認を受け ない幼稚園	20,832	20,473	20,142	20,115	19,894
差引き(②-①)	14,491	15,011	15,689	15,974	15,996

○ 2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	学校教育希望	左記以外	学校教育希望	左記以外	学校教育希望	左記以外	学校教育希望	左記以外	学校教育希望	左記以外
①量の見込み	7,209	23,135	7,104	22,875	6,944	22,640	6,802	22,179	6,730	21,882
②確保方策	26,461		26,968		27,061		27,124		27,171	
特定教育 保育施設	24,205		24,789		24,969		25,069		25,142	
その他の施設等 ^{*1}	2,256		2,179		2,092		2,055		2,029	
差引き(②-①)	△ 3,883		△ 3,011		△ 2,523		△ 1,857		△ 1,441	

※2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】の確保方策に不足が生じている場合であっても、1号認定【3～5歳：学校教育のみ】の幼稚園により提供体制を確保することとする。

○ 3号認定【0歳：保育の必要性あり】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,433	4,558	4,668	4,637	4,627
②確保方策	4,991	5,111	5,188	5,208	5,257
特定教育 保育施設	3,728	3,826	3,870	3,883	3,915
特定地域型 保育事業	1,021	1,067	1,100	1,104	1,119
認可外保育施設 ^{*2}	242	218	218	221	223
差引き(②-①)	558	553	520	571	630

○ 3号認定【1・2歳：保育の必要性あり】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	17,393	17,677	17,982	17,813	17,695
②確保方策	17,330	17,827	18,030	18,054	18,123
特定教育 保育施設	13,420	13,735	13,816	13,834	13,901
特定地域型 保育事業	3,132	3,366	3,490	3,493	3,499
認可外保育施設	778	726	724	727	723
差引き(②-①)	△ 63	150	48	241	428

*1 幼稚園における預かり保育、認可外保育施設（企業主導型保育施設）など。

*2 企業主導型保育施設を含む。

2 各圏域

区域	量の見込みと確保方策	令和5年度					令和6年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二歳	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二歳	左記 以外	0歳	1・2歳
1 仙台市	①量の見込み	8,324	3,845	11,192	2,389	8,944	8,195	3,786	11,020	2,359	8,799
	②確保方策	17,352	11,784	2,663	8,877	17,352	11,784	2,663	8,877		
	特定教育・保育施設	4,937	11,748	1,836	6,337	4,937	11,748	1,836	6,337		
	確認を受けない幼稚園	12,415				12,415					
	預かり保育等(2号)		36				36				
	特定地域型保育事業			673	2,086			673	2,086		
認可外保育施設(3号)			154	454			154	454			
差引き(②-①)	9,028	▲3,253	274	▲67	9,157	▲3,022	304	78			
2 石巻市	①量の見込み	935	0	1,433	159	837	915	0	1,399	160	838
	②確保方策	1,910	1,797	195	922	1,910	1,797	195	922		
	特定教育・保育施設	660	1,797	165	807	660	1,797	165	807		
	確認を受けない幼稚園	1,250				1,250					
	預かり保育等(2号)		0				0				
	特定地域型保育事業			30	115			30	115		
認可外保育施設(3号)			0	0			0	0			
差引き(②-①)	975	364	36	85	995	398	35	84			
3 塩竈市	①量の見込み	377	232	428	107	277	370	228	420	104	273
	②確保方策	694	683	107	291	698	679	104	294		
	特定教育・保育施設	186	441	88	250	186	441	88	253		
	確認を受けない幼稚園	508				512					
	預かり保育等(2号)		242				238				
	特定地域型保育事業			12	26			12	26		
認可外保育施設(3号)			7	15			7	15			
差引き(②-①)	317	23	0	14	328	31	0	21			
4 気仙沼市	①量の見込み	490	0	360	54	262	473	0	347	53	253
	②確保方策	749	596	74	299	749	596	74	299		
	特定教育・保育施設	749	519	68	265	749	519	68	265		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等(2号)		77				77				
	特定地域型保育事業			3	6			3	6		
認可外保育施設(3号)			3	28			3	28			
差引き(②-①)	259	236	20	37	276	249	21	46			
5 白石市	①量の見込み	182	0	338	36	172	167	0	297	35	171
	②確保方策	225	414	69	229	225	414	69	229		
	特定教育・保育施設	225	414	57	204	225	414	57	204		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等(2号)		0				0				
	特定地域型保育事業			6	13			6	13		
認可外保育施設(3号)			6	12			6	12			
差引き(②-①)	43	76	33	57	58	117	34	58			
6 名取市	①量の見込み	1,537	171	788	155	678	1,594	178	815	157	688
	②確保方策	1,611	1,185	159	616	1,611	1,185	159	616		
	特定教育・保育施設	1,386	856	119	467	1,386	856	119	467		
	確認を受けない幼稚園	225				225					
	預かり保育等(2号)		329				329				
	特定地域型保育事業			37	135			37	135		
認可外保育施設(3号)			3	14			3	14			
差引き(②-①)	74	226	4	▲62	17	192	2	▲72			
7 角田市	①量の見込み	130	86	218	40	139	131	87	220	39	135
	②確保方策	144	349	43	139	143	350	43	139		
	特定教育・保育施設	144	263	37	124	143	263	37	124		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等(2号)		86				87				
	特定地域型保育事業			6	15			6	15		
認可外保育施設(3号)			0	0			0	0			
差引き(②-①)	14	45	3	0	12	43	4	4			
8 多賀城市	①量の見込み	576	253	710	149	610	592	260	717	153	620
	②確保方策	1,437	778	184	611	1,339	840	196	647		
	特定教育・保育施設	102	761	156	488	204	823	168	524		
	確認を受けない幼稚園	1,335				1,135					
	預かり保育等(2号)		17				17				
	特定地域型保育事業			19	94			19	94		
認可外保育施設(3号)			9	29			9	29			
差引き(②-①)	861	▲185	35	1	747	▲137	43	27			
9 岩沼市	①量の見込み	438	138	449	95	316	431	136	441	99	320
	②確保方策	744	525	100	332	744	525	102	332		
	特定教育・保育施設	499	521	88	277	499	521	88	277		
	確認を受けない幼稚園	245				245					
	預かり保育等(2号)		4				4				
	特定地域型保育事業			12	41			12	41		
認可外保育施設(3号)			0	14			0	14			
差引き(②-①)	306	▲62	5	16	313	▲52	3	12			
10 登米市	①量の見込み	186	119	958	150	674	160	104	938	149	666
	②確保方策	305	1,077	150	674	264	1,042	149	666		
	特定教育・保育施設	305	956	115	517	264	936	114	509		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等(2号)		121				106				
	特定地域型保育事業			33	153			33	153		
認可外保育施設(3号)			2	4			2	4			
差引き(②-①)	119	0	0	0	104	0	0	0			

※2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】の確保方策に不足が生じている場合であっても、1号認定【3～5歳：学校教育のみ】の幼稚園により提供体制を確保することとする。

区域	量の見込みと確保方策	令和5年度					令和6年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳
11 栗原市	①量の見込み	808	118	0	179	472	801	117	0	174	459
	②確保方策	1,433	150		212	610	1,419	150		212	610
	特定教育・保育施設	1,433	150		184	552	1,419	150		184	552
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等(2号)		0					0			
	特定地域型保育事業				28	58				28	58
	認可外保育施設(3号)				0	0				0	0
差引き(②-①)	625	32		33	138	618	33		38	151	
12 東松島市	①量の見込み	318	109	502	59	291	313	108	505	60	290
	②確保方策	540	620		51	288	540	619		60	294
	特定教育・保育施設	0	511		42	256	0	511		48	262
	確認を受けない幼稚園	540					540				
	預かり保育等(2号)		109					108			
	特定地域型保育事業				9	32				12	32
	認可外保育施設(3号)				0	0				0	0
差引き(②-①)	222	9		▲8	▲3	227	6		0	4	
13 大崎市	①量の見込み	1,109	88	1,572	314	1,144	1,136	87	1,576	316	1,157
	②確保方策	2,200	1,890		410	1,118	2,200	1,889		410	1,118
	特定教育・保育施設	1,340	1,794		337	949	1,340	1,794		337	949
	確認を受けない幼稚園	860					860				
	預かり保育等(2号)		96					95			
	特定地域型保育事業				63	154				63	154
	認可外保育施設(3号)				10	15				10	15
差引き(②-①)	1,091	230		96	▲26	1,064	226		94	▲39	
14 富谷市	①量の見込み	950	176	413	73	496	950	179	419	80	515
	②確保方策	1,320	602		97	437	1,320	611		110	464
	特定教育・保育施設	210	589		63	336	210	598		70	350
	確認を受けない幼稚園	1,110					1,110				
	預かり保育等(2号)		13					13			
	特定地域型保育事業				31	87				37	100
	認可外保育施設(3号)				3	14				3	14
差引き(②-①)	370	13		24	▲59	370	13		30	▲51	
15 蔵王町	①量の見込み	55	137	0	21	62	52	131	0	20	59
	②確保方策	230	160		25	72	230	160		25	72
	特定教育・保育施設	230	0		25	72	230	0		25	72
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等(2号)		160					160			
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
	認可外保育施設(3号)				0	0				0	0
差引き(②-①)	175	23		4	10	178	29		5	13	
16 七ヶ宿町	①量の見込み	0	14	0	1	11	0	14	0	1	11
	②確保方策	0	24		1	12	0	24		1	12
	特定教育・保育施設	0	24		1	12	0	24		1	12
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等(2号)		0					0			
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
	認可外保育施設(3号)				0	0				0	0
差引き(②-①)	0	10		0	1	0	10		0	1	
17 大河原町	①量の見込み	127	50	362	48	213	121	50	367	50	220
	②確保方策	185	402		59	221	185	402		59	221
	特定教育・保育施設	125	352		42	166	125	352		42	166
	確認を受けない幼稚園	60					60				
	預かり保育等(2号)		50					50			
	特定地域型保育事業				12	40				12	40
	認可外保育施設(3号)				5	15				5	15
差引き(②-①)	58	▲10		11	8	64	▲15		9	1	
18 村田町	①量の見込み	55	20	43	9	35	55	20	42	9	33
	②確保方策	270	63		9	35	270	62		9	33
	特定教育・保育施設	270	60		4	26	270	60		4	26
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等(2号)		3					2			
	特定地域型保育事業				2	5				2	4
	認可外保育施設(3号)				3	4				3	3
差引き(②-①)	215	0		0	0	215	0		0	0	
19 柴田町	①量の見込み	312	112	327	56	234	303	109	332	56	235
	②確保方策	580	313		54	213	580	313		54	213
	特定教育・保育施設	60	308		33	129	60	308		33	129
	確認を受けない幼稚園	520					520				
	預かり保育等(2号)		5					5			
	特定地域型保育事業				19	75				19	75
	認可外保育施設(3号)				2	9				2	9
差引き(②-①)	268	▲126		▲2	▲21	277	▲128		▲2	▲21	
20 川崎町	①量の見込み	31	0	86	16	54	31	0	84	15	56
	②確保方策	155	150		21	65	155	150		21	65
	特定教育・保育施設	155	150		21	65	155	150		21	65
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等(2号)		0					0			
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
	認可外保育施設(3号)				0	0				0	0
差引き(②-①)	124	64		5	0	124	66		6	9	

※2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】の確保方策に不足が生じている場合であっても、1号認定【3～5歳：学校教育のみ】の幼稚園により提供体制を確保することとする。

区域	量の見込みと確保方策	令和5年度					令和6年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳
21 丸森町	①量の見込み	18	0	140	20	83	18	0	134	22	83
	②確保方策	30	180	22	83	30	180	22	83	30	180
	特定教育・保育施設	30	180	21	79	30	180	21	79	30	180
	確認を受けない幼稚園	0				0				0	
	預かり保育等(2号)		0				0				0
	特定地域型保育事業			1	4			1	4		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	12	40	2	0	12	46	0	0	0	0	
22 巨理町	①量の見込み	356	10	398	82	258	357	10	408	85	261
	②確保方策	356	407	72	272	357	407	72	272	357	407
	特定教育・保育施設	26	402	54	194	26	402	54	194	26	402
	確認を受けない幼稚園	330				331				330	
	預かり保育等(2号)		5				5				5
	特定地域型保育事業			18	78			18	78		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	0	▲1	▲10	14	0	▲11	▲13	11	0	0	
23 山元町	①量の見込み	67	61	72	17	71	66	60	72	17	74
	②確保方策	330	417	17	80	330	417	17	80	330	417
	特定教育・保育施設	0	87	9	63	0	87	9	63	0	87
	確認を受けない幼稚園	330				330				330	
	預かり保育等(2号)		330				330				330
	特定地域型保育事業			8	17			8	17		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	263	284	0	9	264	285	0	6	263	284	
24 松島町	①量の見込み	90	20	100	20	70	90	20	90	20	70
	②確保方策	90	120	20	70	90	110	20	70	90	110
	特定教育・保育施設	90	120	20	70	90	110	20	70	90	110
	確認を受けない幼稚園	0				0				0	
	預かり保育等(2号)		0				0				0
	特定地域型保育事業			0	0			0	0		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25 七ヶ浜町	①量の見込み	150	50	120	15	75	150	50	120	15	75
	②確保方策	200	170	15	75	200	170	15	75	200	170
	特定教育・保育施設	170	150	15	75	170	150	15	75	170	150
	確認を受けない幼稚園	30				30				30	
	預かり保育等(2号)		20				20				20
	特定地域型保育事業			0	0			0	0		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	50	0	0	0	50	0	0	0	50	0	
26 利府町	①量の見込み	475	491	0	97	380	470	508	0	108	399
	②確保方策	717	496	90	391	717	535	108	409	717	535
	特定教育・保育施設	457	466	64	215	457	505	76	239	457	505
	確認を受けない幼稚園	260				260				260	
	預かり保育等(2号)		30				30				30
	特定地域型保育事業			15	85			21	79		
	認可外保育施設(3号)			11	91			11	91		
差引き(②-①)	242	5	▲7	11	247	27	0	10	242	5	
27 大和町	①量の見込み	276	16	379	70	251	252	14	365	70	252
	②確保方策	292	417	80	252	266	417	80	252	292	417
	特定教育・保育施設	195	417	72	228	195	417	72	228	195	417
	確認を受けない幼稚園	97				71				97	
	預かり保育等(2号)		0				0				0
	特定地域型保育事業			8	24			8	24		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	16	22	10	1	14	38	10	0	16	22	
28 大郷町	①量の見込み	48	65	34	17	43	48	66	35	16	42
	②確保方策	83	115	15	54	83	115	15	54	83	115
	特定教育・保育施設	83	115	10	40	83	115	10	40	83	115
	確認を受けない幼稚園	0				0				0	
	預かり保育等(2号)		0				0				0
	特定地域型保育事業			5	14			5	14		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	35	16	▲2	11	35	14	▲1	12	35	16	
29 大衡村	①量の見込み	39	13	96	25	76	36	12	89	24	76
	②確保方策	60	119	12	75	60	119	12	75	60	119
	特定教育・保育施設	60	115	9	66	60	115	9	66	60	115
	確認を受けない幼稚園	0				0				0	
	預かり保育等(2号)		4				4				4
	特定地域型保育事業			3	9			3	9		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	21	10	▲13	▲1	24	18	▲12	▲1	21	10	
30 色麻町	①量の見込み	43	83	0	25	57	42	78	0	25	56
	②確保方策	97	83	25	57	102	78	25	56	97	83
	特定教育・保育施設	97	0	25	57	102	0	25	56	97	0
	確認を受けない幼稚園	0				0				0	
	預かり保育等(2号)		83				78				78
	特定地域型保育事業			0	0			0	0		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	54	0	0	0	60	0	0	0	54	0	

※2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】の確保方策に不足が生じている場合であっても、1号認定【3～5歳：学校教育のみ】の幼稚園により提供体制を確保することとする。

区域	量の見込みと確保方策	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 ニーズ	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 ニーズ	左記 以外	0歳	1・2歳
31 加美町	①量の見込み	64	61	275	53	193	66	62	280	50	181	58	55	250	49	180
	②確保方策	64	395		61	227	66	395		61	227	58	395		61	227
	特定教育・保育施設	64	335		42	192	66	335		42	192	58	335		42	192
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等(2号)		60					60					60			
	特定地域型保育事業				19	35				19	35				19	35
認可外保育施設(3号)				0	0				0	0				0	0	
差引き(2-1)	0	59		8	34	0	53		11	46	0	90		12	47	
32 涌谷町	①量の見込み	76	134	62	22	111	64	127	58	22	106	58	116	58	20	100
	②確保方策	185	237		22	108	185	233		22	103	185	233		20	98
	特定教育・保育施設	185	62		20	91	185	58		19	87	185	58		17	82
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等(2号)		175					175					175			
	特定地域型保育事業				2	17				3	16				3	16
認可外保育施設(3号)				0	0				0	0				0	0	
差引き(2-1)	109	41		0	▲3	121	48		0	▲3	127	59		0	▲2	
33 美里町	①量の見込み	195	168	145	53	172	190	165	140	51	166	186	164	134	51	164
	②確保方策	195	145		53	172	190	140		51	166	186	134		51	164
	特定教育・保育施設	195	145		28	122	190	140		22	84	186	134		22	84
	確認を受けない幼稚園	0					0				0					
	預かり保育等(2号)		0					0				0				
	特定地域型保育事業				14	44				26	70				26	70
認可外保育施設(3号)				11	6				3	12				3	10	
差引き(2-1)	0	▲168		0	0	0	▲165		0	0	0	▲164		0	0	
34 女川町	①量の見込み	0	0	95	7	43	0	0	89	6	42	0	0	83	6	40
	②確保方策	0	95		6	43	0	89		6	42	0	83		6	40
	特定教育・保育施設	0	95		6	43	0	89		6	42	0	83		6	40
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等(2号)		0					0				0				
	特定地域型保育事業				0	0				0	0				0	0
認可外保育施設(3号)				0	0				0	0				0	0	
差引き(2-1)	0	0		▲1	0	0	0		0	0	0	0		0	0	
35 南三陸町	①量の見込み	45	0	163	17	73	43	0	159	16	67	42		151	15	64
	②確保方策	50	186		19	65	50	186		19	65	50	186		19	65
	特定教育・保育施設	50	186		16	59	50	186		16	59	50	186		16	59
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等(2号)		0					0					0			
	特定地域型保育事業				3	6				3	6				3	6
認可外保育施設(3号)				0	0				0	0				0	0	
差引き(2-1)	5	23		2	▲8	7	27		3	▲2	8	35		4	1	

※2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】の確保方策に不足が生じている場合であっても、1号認定【3～5歳：学校教育のみ】の幼稚園により提供体制を確保することとする。

区域	量の見込みと確保方策	令和5年度					令和6年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳
31 加美町	①量の見込み	55	52	234	47	173	52	49	221	46	167
	②確保方策	55	395		61	227	52	395		61	227
	特定教育・保育施設	55	335		42	192	52	335		42	192
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等(2号)		60					60			
	特定地域型保育事業				19	35				19	35
	認可外保育施設(3号)				0	0				0	0
差引き(②-①)	0	109		14	54	0	125		15	60	
32 涌谷町	①量の見込み	58	110	58	20	93	52	107	58	19	86
	②確保方策	185	233		20	91	185	233		19	85
	特定教育・保育施設	185	58		17	75	185	58		16	69
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等(2号)		175					175			
	特定地域型保育事業				3	16				3	16
	認可外保育施設(3号)				0	0				0	0
差引き(②-①)	127	65		0	▲2	133	68		0	▲1	
33 美里町	①量の見込み	177	163	134	51	163	169	162	132	51	160
	②確保方策	177	134		51	163	169	132		51	160
	特定教育・保育施設	177	134		22	84	169	132		22	84
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等(2号)		0					0			
	特定地域型保育事業				26	70				26	70
	認可外保育施設(3号)				3	9				3	6
差引き(②-①)	0	▲163		0	0	0	▲162		0	0	
34 女川町	①量の見込み	0	0	90	6	38	0	0	85	6	37
	②確保方策	0	90		6	38	0	85		6	37
	特定教育・保育施設	0	90		6	38	0	85		6	37
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等(2号)		0					0			
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
	認可外保育施設(3号)				0	0				0	0
差引き(②-①)	0	0		0	0	0	0		0	0	
35 南三陸町	①量の見込み	40	0	145	15	61	37	0	134	14	59
	②確保方策	50	186		19	65	50	186		19	65
	特定教育・保育施設	50	186		16	59	50	186		16	59
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等(2号)		0					0			
	特定地域型保育事業				3	6				3	6
	認可外保育施設(3号)				0	0				0	0
差引き(②-①)	10	41		4	4	13	52		5	6	

※2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】の確保方策に不足が生じている場合であっても、1号認定【3～5歳：学校教育のみ】の幼稚園により提供体制を確保することとする。

【参考】地域子ども・子育て支援事業（県全域）

【地域子育て支援拠点事業】

（単位：人回、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（利用回数）	928,141	907,362	889,494	873,307	859,591
確保方策（実施個所数）	340	340	340	340	342

【放課後児童健全育成事業】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	31,093	31,220	31,017	30,523	29,739
確保方策	31,433	31,745	31,771	31,513	31,073

【延長保育事業】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13,254	13,273	13,259	13,098	12,972
確保方策	13,402	13,452	13,510	13,435	13,358

【一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした預かり保育）】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,278,296	1,282,985	1,268,907	1,243,684	1,236,178
確保方策（在園児対象型）	1,289,939	1,300,482	1,292,235	1,270,738	1,265,156

【一時預かり事業（幼稚園型以外）】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	122,710	119,898	116,433	114,017	112,209
確保方策（幼稚園型以外）	127,215	124,834	122,068	120,216	118,990

【子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業以外）】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20,121	20,063	20,024	19,734	19,401
確保方策	19,036	19,037	19,065	18,805	18,589

【子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	160	157	147	138	135
確保方策	144	142	133	125	122

【子育て短期支援事業（ショートステイ）】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	574	559	544	532	522
確保方策	431	423	414	406	399

【病児保育事業，子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	12,892	12,718	11,936	12,068	11,832	
確保方策	病児保育事業	11,148	11,467	11,931	12,750	12,889
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	5	5	5	5	5

【利用者支援事業】

（単位：か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	80	82	83	83	80
確保方策	77	81	83	83	83

【妊産婦健康診査】

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	165,147	162,274	160,045	157,969	155,832
確保方策	実施体制等に関する詳細については、各市町村子ども・子育て支援事業計画に記載。				

【乳児家庭全戸訪問事業】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	16,001	15,724	15,481	15,245	15,041
確保方策	実施体制等に関する詳細については、各市町村子ども・子育て支援事業計画に記載。				

【養育支援訪問事業】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,280	5,192	5,135	5,087	5,044
確保方策	実施体制等に関する詳細については、各市町村子ども・子育て支援事業計画に記載。				

2 認定こども園の設置促進

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる施設です。

県としては、認定こども園の周知・広報を図り、その普及を促進するとともに、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進していきます。

(2) 設定区域毎の認定こども園の目標設置数及び設置時期

基本的に各施設、各市町村において、認定こども園に移行する予定及び移行する方向で検討している施設数の合計を目標としますが、計画期間内に設置が見込まれない区域もあります。

各区域で住民を対象に実施した利用意向調査では認定こども園の利用希望があることから、計画期間の最終年度までに「各区域に最低1箇所以上設置されること」を目標とし、これまでの設置状況と各市町村の計画を踏まえ、具体的な目標設置数については、以下のとおり設定します。

仙台区域	87箇所	富谷区域	3箇所	大和区域	1箇所
石巻区域	4箇所	蔵王区域	1箇所	大郷区域	1箇所
塩竈区域	1箇所	七ヶ宿区域	1箇所	大衡区域	1箇所
気仙沼区域	1箇所	大河原区域	1箇所	色麻区域	1箇所
白石区域	1箇所	村田区域	1箇所	加美区域	4箇所
名取区域	2箇所	柴田区域	1箇所	涌谷区域	1箇所
角田区域	1箇所	川崎区域	1箇所	美里区域	1箇所
多賀城区域	3箇所	丸森区域	2箇所	女川区域	1箇所
岩沼区域	3箇所	亘理区域	1箇所	南三陸区域	2箇所
登米区域	10箇所	山元区域	1箇所		
栗原区域	1箇所	松島区域	1箇所	計	150箇所
東松島区域	1箇所	七ヶ浜区域	2箇所		
大崎区域	5箇所	利府区域	1箇所		

3 教育・保育等の従事者の確保及び質の向上

(1) 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み人数

＜提供体制の確保のために必要となる人数＞

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育教諭・保育士	13,460	13,453	13,510	13,260	13,124
幼稚園教諭	1,421	1,339	1,264	1,230	1,221

(2) 従事者の確保と質の向上

幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加や幼保連携型認定こども園の設置及び移行の増加等による保育士等の不足に対応するため、様々な事業に取り組むことにより、必要見込み人数の確保に努めていきます。

また、質の高い教育・保育の提供が求められる中で、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、多様化するニーズに対応できるよう、従事者の質の向上を図っていきます。

＜新たな保育士等の育成・就業支援＞

保育士養成施設に対する働きかけにより保育士を確保するとともに、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援し、保育教諭を確保していきます。

＜潜在保育士の復帰支援＞

保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していないいわゆる「潜在保育士」の再就職等を支援するとともに、保育士や保育所等の管理者に対する研修等により復帰を支援していきます。

＜保育士等の就業継続＞

保育士等の処遇改善や保育士や保育所等の管理者に対する研修により就業の継続を図っていきます。

＜保育士等のキャリアアップ支援＞

保育士等の技能・経験に応じた資質向上ができる組織体制の整備と、保育現場におけるリーダー的職員の育成を図るための研修を行い、キャリアアップを支援していきます。

4 みやぎ子ども・子育て県民条例

みやぎ子ども・子育て県民条例

平成二十七年十月十三日

宮城県条例第六十八号

みやぎ子ども・子育て県民条例をここに公布する。

みやぎ子ども・子育て県民条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本的施策等

第一節 子どもの健やかな成長の促進（第八条—第十三条）

第二節 子どもへの支援（第十四条・第十五条）

第三節 保護者への支援（第十六条—第十八条）

第四節 次代の子育てを担う者への支援（第十九条）

第五節 特別な支援を要する子ども等への支援（第二十条）

第六節 子育てを支える社会的基盤の整備（第二十一条・第二十二条）

第七節 東日本大震災の被災地の子ども・子育て支援（第二十三条）

第三章 支援体制の整備等（第二十四条—第二十八条）

附則

子どもたちは、一人一人がかけがえのない存在です。

子どもたちは、自ら成長する力と未来への夢を持っています。

そして、親は子どもの育つ姿を見て、明日への希望を与えられ共に成長するものであります。

子どもたちは、家族の希望であり、今を生き、未来を担う大切な社会の宝です。

誰もが安心して子どもを生き育て、全ての子どもが家庭や地域の愛情に包まれ、一人の人として尊重される中で、自らの能力や可能性を最大限に発揮しながら、心身ともに健やかに成長することは、私たち県民全ての願いです。

近年、子どもや子育てを取り巻く社会環境は、多様化・複雑化しています。そのことによって、子どもを生むこと、育てることに対する不安や負担が増大し、家庭や地域における子育て力も低下しています。

このようなことから、宮城の子どもたちが健やかに育っていくように、保護者が喜びを実感しながら子育てできるように、そして、次代を担う若者が結婚・出産・子育ての希望を持つことができるように、子どもやその家族、若者を社会全体で切れ目なく支えていくことが必要です。

また、宮城県は東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。以下同じ。）により甚大なる被害を受け、「命の尊さ」や「家族や地域の絆」を改めて心に深く刻むこととなりました。この苦難を全ての世代の県民が一丸となって乗り越えられるよう、これまでの全ての体験から学び得た教訓を、これからの子ども・子育て支援に生かしていくことは、本県の大きな使命であります。

このような認識の下、子ども・子育て支援における基本理念等を定め、取り組むべき主体の責務及び役割を明らかにし、宮城全土において子ども・子育て支援に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図ることを県民の総意として、この条例を制定します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、県民、地域社会及び事業者の役割を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが社会の一員として健やかに成長し、将来自立した大人となることができる環境の整備を図り、もって、持続的な地域社会の発展に資することを目的とします。

(定義及び施策の対象)

第二条 この条例において、「子ども・子育て支援」とは、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが社会の一員として健やかに成長し、将来自立した大人となることのできるような施策の推進、環境の整備等の全ての取組をいいます。

2 この条例において、「子ども」とは、おおむね十八歳未満の者をいい、子ども・子育て支援に関する施策の対象となる子どもの範囲は、次条の基本理念の実現を図るため施策が適切に実施されるよう、施策ごとに定めるものとします。

3 この条例において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいい、子ども・子育て支援に関する施策の対象となる保護者の範囲は、次条の基本理念の実現を図るため施策が適切に実施されるよう、施策ごとに定めるものとします。

(基本理念)

第三条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念とします。

- 一 全ての子どもは、かけがえのない存在であり、今を生き、未来を担う一人の人として尊重されること。
- 二 全ての子ども及び保護者が、子ども・子育て支援を必要に応じて受け取ることができるようにすること。
- 三 保護者が子育てについての第一義的責任を有するものであること。
- 四 県、市町村、県民、事業者等は、子どもが未来を担う者であることに鑑み、相互に連携し、及び協働して社会全体で子ども・子育て支援に取り組むこと。
- 五 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重され、一人一人の希望がかなえられるよう最大限配慮すること。
- 六 東日本大震災による影響を受けた全ての子どもが健やかに成長していくことができるよう積極的に対策を進めること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、実施するものとします。

2 県は、国、市町村、県民、事業者等と緊密に連携し、及び協働して、子ども・子育て支援に関する施策を推進するものとします。

(保護者の役割)

第五条 保護者は、基本理念にのっとり、生活の基盤である家庭において、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるよう努めるものとします。

(県民及び地域社会の役割)

第六条 県民及び地域社会は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、基本理念にのっとり、県民及び地域社会が一体となって、子ども・子育て支援に積極的に取り組み、国、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が家庭と仕事との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、国、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

第二章 基本的施策等

第一節 子どもの健やかな成長の促進

(子どもの成長に応じた切れ目のない支援)

第八条 県は、子どもが乳幼児から自立した大人になるまで、その成長に応じた適切な教育及び支援を切れ目なく受けることができるよう、関係機関との連携の強化その他の必要な体制の整備を図るものとします。

(子どもの意見の尊重)

第九条 県は、子どもが社会の一員として、意見を表明することができ、かつ、その意見が適切に反映される環境の整備を図るものとします。

(子どもの社会参加の促進)

第十条 県は、子どもが家庭、学校、地域等において自発的に活動し、社会の一員として尊重され、役割を果たすことができるよう、子どもの社会参加の仕組みづくりを促進するために必要な環境の整備を図るものとします。

(育ちの場の充実)

第十一条 県は、地域における子どもの学習活動、自然体験活動、社会体験活動その他の体験活動、子どもと他の世代との交流等の促進及び子どもが遊ぶことができる場の確保のために必要な環境の整備を図るものとします。

2 県は、子育て家庭の多様な需要に対応するとともに、子どもの居場所づくりを促進するため、市町村、個人及び団体が行う保育サービスの提供に対する支援、放課後における児童の健全育成に関する活動等に対する支援、児童及び生徒への学習支援活動に対する支援その他の必要な施策を推進するものとします。

(子ども及び保護者の健康の増進等)

第十二条 県は、子ども及びその保護者の健康の増進等を図るため、母子保健医療体制の充実その他の必要な施策を推進するものとします。

(生活環境の整備の促進)

第十三条 県は、子ども及びその保護者が安全で安心して生活することができるよう、居住環境及び地域環境の整備その他の必要な施策を推進するものとします。

2 県は、子どもを犯罪、交通事故その他の危害から守るために必要な施策を推進するとともに、県民等の取組を支援するものとします。

第二節 子どもへの支援

(子どもに対する人権侵害の未然防止等)

第十四条 県は、虐待、いじめその他の子どもに対する人権侵害の未然防止、早期発見及び早期対応のため、国、市町村その他の関係機関と連携し、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとします。

(子どもからの相談への対応)

第十五条 県は、子どもが不安及び悩みを解消できるよう、子どもからの相談に対応することのできる体制の整備、関係機関との連携の強化その他の必要な環境の整備を図るものとします。

第三節 保護者への支援

(家庭教育に対する支援)

第十六条 県は、家庭教育を支援するため、保護者の親としての成長及び保護者と子どもとの良好な関係の構築に係る学習の機会及び情報の提供その他の必要な施策を推進するものとします。

(雇用環境の整備)

第十七条 県は、保護者が家庭と仕事との両立を図ることができるよう、事業者が行う雇用環境の整備について必要な施策を推進するものとします。

(経済的負担の軽減)

第十八条 県は、国及び市町村と協力し、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減を図るために必要な施策を推進するものとします。

第四節 次代の子育てを担う者への支援

第十九条 県は、子ども及び若者に対し、次代の子育てを担う者としての育成を促進するため、子育ての喜びを知ることができる機会の提供その他の必要な施策を推進するものとします。

2 県は、若者が経済的に困窮していることが結婚及び出産をしない理由となることのないよう、就労支援等により若者の経済的自立を支援するものとします。

第五節 特別な支援を要する子ども等への支援

第二十条 県は、疾病、障がいのあることその他の理由により特別な支援及び配慮を要する子ども並びにその保護者に対して、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な支援が行われるよう必要な体制の整備を図るものとします。

2 県は、社会的養護を要する子どもの福祉の充実及び自立の支援のため、児童養護施設、里親その他の社会的養護を要する子どもを養育するものに対する専門的な支援、人材育成その他の必要な施策を推進するものとします。

3 県は、特別な支援及び配慮を要する子ども並びにその保護者並びに社会的養護を要する子どもを社会全体で支える仕組みをつくるため、啓発活動その他の必要な施策を推進するものとします。

第六節 子育てを支える社会的基盤の整備

(地域における子育て支援体制等の充実)

第二十一条 県は、地域において子育てを支援する拠点及び子育てに関する不安又は悩みを抱える保護者が交流し、相談することができる場を確保するために必要な環境の整備を図るものとします。

(子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進)

第二十二条 県は、地域において個人及び団体が行う子ども・子育て支援のための多様な活動を促進するため、情報の提供、相互の交流の機会の提供、人材の育成その他の必要な施策を推進するものとします。

第七節 東日本大震災の被災地の子ども・子育て支援

第二十三条 県は、国、市町村、関係機関等と連携し、東日本大震災による影響を受けた全ての子どもが健やかに成長していくことができるよう、心のケア、就学及び学習に関する支援その他の被災地における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するものとします。

第三章 支援体制の整備等

(基本計画の策定)

第二十四条 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を定めるものとします。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとします。

3 知事は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとします。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用します。

(実施状況の公表)

第二十五条 知事は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとします。

(広報)

第二十六条 県は、県民が子ども・子育て支援に係る情報を適時かつ適切に得ることができるよう、市町村その他の関係機関と連携し、広報活動を行うものとします。

(推進体制の整備)

第二十七条 県は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとします。

(財政上の措置)

第二十八条 県は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第九条第一項の規定により策定されている計画は、第二十四条第一項の基本計画とみなす。

5 計画の策定に当たり意見等を聴取した委員会など

この計画の策定に当たっては、知事を本部長として庁内の部局長等で構成する「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」及び関係課室長等で構成する「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部部会」のほか、庁外の学識経験者、市町村関係者、子ども・子育て団体関係者、子育て中の県民などで構成する「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」及び「宮城県子ども・子育て会議」における意見、議論、検討、提言などを基に策定されました。

(1) 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部

宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県の次世代育成支援及び少子化への対策を総合的に推進するため、宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策及び少子化対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策及び少子化対策の実施推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員で構成する。

- 2 本部長は知事とし、副本部長は副知事とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者を充てる。
- 4 本部長は、推進本部の事務を統括し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ本部長が定める順序により、その職務を代理する。
- 6 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第4条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の会議に付すべき事項について、必要に応じて事前に審議するとともに、本部長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者を充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を統括し、幹事会を代表する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

(部会)

第5条 個別的事項を調査検討するため、幹事会の下に部会を置く。

- 2 部会の設置は、幹事長が幹事会に諮り、決定する。
- 3 部会の部会長及び部会員は、調査検討事項に関係する課室長及び地方機関の長とし、幹事長が指名する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、保健福祉部子育て社会推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委 員	公営企業管理者 総務部長 震災復興・企画部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済商工観光部長 農政部長 水産林政部長 土木部長 出納局長 教育長 警察本部長
-----	---

別表2 (第4条関係)

幹事長	保健福祉部次長
幹 事	人事課長 震災復興・企画総務課長 環境生活総務課長 保健福祉総務課長 経済商工観光総務課長 農政総務課長 水産林政総務課長 土木総務課長 出納局会計課長 企業局公営事業課長 教育庁総務課長 警察本部生活安全部少年課長

次世代育成支援対策地域協議会条例

平成十七年十月六日
宮城県条例第百五十三号

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、次世代育成支援対策（次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二条に規定する次世代育成支援対策をいう。以下同じ。）の推進に関する重要事項を審議するため、宮城県次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 次世代育成支援対策の推進に関係する団体の役員又は職員
- 三 次世代育成支援対策に関心を有する者
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 協議会に、部会の所掌に属させられた事項の審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員等のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

(秘密の保持)

第七条 委員及び部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(この条例の失効)

3 この条例は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

宮城県次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

※ 敬称略・五十音順

(令和2年3月現在)

No.	委員名	選任区分	役職名等
1	我妻 良恵	関係団体代表	宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会理事
2	足立 智昭	学識経験者	宮城学院女子大学教授
3	阿部 敬子	関係行政機関	石巻市福祉部子育て支援課長
4	阿部 祥大	関係団体代表	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長
5	海野 京子	一般公募	
6	大竹 幸恵	関係団体代表	宮城県小学校長会会員
7	君島 昌志	学識経験者	東北福祉大学准教授
8	佐々木 敦子	関係団体代表	宮城県中学校長会理事
9	佐藤 善司	関係団体代表	宮城県民生委員児童委員協議会理事
10	佐藤 憲康	関係団体代表	仙台商工会議所事務局総務管理部部長
11	高野 幸子	関係団体代表	一般社団法人宮城県保育協議会副会長
12	高橋 由美	関係団体代表	宮城県保健師連絡協議会会員
13	根来 興宣	関係団体代表	一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会副理事長
14	本多 恵子	一般公募	

(3) 宮城県子ども・子育て会議

子ども・子育て会議条例

平成二十五年七月十六日
宮城県条例第五十四号

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第四項の規定に基づき、宮城県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織等)

第二条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、子ども（法第六条第一項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第二項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、関係行政機関の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 子ども・子育て会議に、部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置くことができる。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

宮城県子ども・子育て会議委員名簿

※ 敬称略・五十音順

(令和2年3月現在)

No.	委員名	選任区分	役職名等
1	我妻 良恵	関係団体代表	宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会理事
2	足立 智昭	学識経験者	宮城学院女子大学教授
3	阿部 敬子	関係行政機関	石巻市福祉部子育て支援課長
4	阿部 祥大	関係団体代表	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長
5	大竹 幸恵	関係団体代表	宮城県小学校長会会員
6	君島 昌志	学識経験者	東北福祉大学准教授
7	小林 純子	関係団体代表	特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ代表理事
8	佐々木 敦子	関係団体代表	宮城県中学校長会理事
9	佐々木 とし子	関係団体代表	宮城県地域活動(母親クラブ)連絡協議会会長
10	佐藤 善司	関係団体代表	宮城県民生委員児童委員協議会理事
11	佐藤 憲康	関係団体代表	仙台商工会議所事務局総務管理部部長
12	高野 幸子	関係団体代表	一般社団法人宮城県保育協議会副会長
13	高橋 由美	関係団体代表	宮城県保健師連絡協議会会員
14	竹下 小百合	一般公募	
15	根来 興宣	関係団体代表	一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会副理事長

みやぎ子ども・子育て幸福計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

宮城県 保健福祉部 子育て社会推進室

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL 022-211-2528 / FAX 022-211-2591
E-mail : kosodates@pref.miyagi.lg.jp
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/>



R70 古紙配合率70%再生紙を
使用しています。



この印刷物は500部作成し、
1部あたりの単価は420.2円です。